

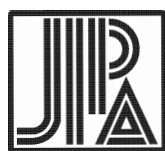
2018年度アジア訪問代表団報告

ミャンマー・マレーシア訪問代表団

ラオス・ベトナム訪問代表団

2019年6月

2018年度アジア戦略プロジェクト



一般社団法人 日本知的財産協会

目 次

I. はじめに	1
II. ミャンマー・マレーシア訪問代表団	3
1. 訪問代表団の構成(2018年11月時点)	3
2. 日程及び訪問先	4
3. 訪問先での会談等の内容	8
3.1 ミャンマー	8
3.1.1 JICAヤンゴン	8
3.1.2 教育省	12
3.1.3 TMI法律事務所	16
3.1.4 森・濱田松本法律事務所	19
3.1.5 税関	23
3.1.6 JETROヤンゴン	26
3.2 マレーシア	28
3.2.1 マレーシア国内取引・消費者省(MDTCA)	28
3.2.2 マレーシア税関	34
3.2.3 知的財産公社(MyIPO)	37
3.2.4 日本大使館	45
III. ラオス・ベトナム訪問代表団	50
1. 訪問代表団の構成(2018年11月時点)	50
2. 日程及び訪問先	51
3. 訪問先での会談等の内容	55
3.1 ラオス	55
3.1.1 税関	55
3.1.2 知財局	58
3.1.3 経済警察局	62
3.1.4 JETROビエンチャン	65
3.2 ベトナム	69
3.2.1 ベトナム知財研究所(VIPRI)	69
3.2.2 知的財産庁	72
3.2.3 JETROハノイ	77
3.2.4 税関(HO CHI MINH CITY CUSTOMS DEPARTMENT)	80
3.2.5 市場管理局(MSA)	84
IV. おわりに	88
資料編	89

I. はじめに

1980年、90年代に加速した日本企業のグローバル化は86年のプラザ合意による超円高を契機とした欧米を中心としたものでしたが、その後、新興国の経済発展、1990年代後半の現在の10か国ならなる拡大ASEAN“ASEAN-10”の成立とともにアセアンを新たな市場と認識し、あるいはその後の中国に次ぐ新たな生産工場と認識するなど、日本企業にとっても新たな経済圏としてのアセアン諸国の重要性が高まってきました。実際にアセアン域内人口は6億人を超え欧州共同体(EU)よりも多く、2016年までの過去5年間の実質GDP成長率も5%前後の高い成長を維持しています。その中で2007年に日本知的財産協会(JIPA)の政策プロジェクトの一つとしてアジア戦略プロジェクトの活動が始まりましたが、その前身は1999年にアジアプロジェクトとして始まり2003年度の活動で“アジア諸国との更なる協力関係の樹立に向けて”をスローガンとした「JIPAのアジア政策と実行計画」が策定され、その流れの中で活動を継続してきております。

企業活動の基盤となる知的財産の状況に関しては、インドネシア、シンガポール、タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナムといった国々の特許出願件数においても、まだ数千件～1万件程度ではありますが商標出願数においては2万～6万件(2016年)となっており、2012年との比較で30～40%の伸びを記録している国もあり、知財権の確保を重要な企業活動の方針と位置付ける企業が増加しています。しかし、その一方でアセアン各国の特許法、商標法、意匠法等の知的財産法の一部においては、国際的にみるとハーモナイズしていない部分もあったり、また商標におけるマドリッド協定議定書(マドプロ)への加盟や意匠におけるハーグ協定への加盟も未だなされていない国々があるなど、法整備の点でまだまだ改善の必要性があるといえますし、また知財行政の運営面においても審査官の不足などから来る権利化期間の長さや権利化された権利においても特許においてはまだ侵害訴訟の数は少ないことや、商標・意匠においては模倣品対策がまだ十分でないなど権利行使の実効性の点においても課題が大きいといえます。

このような状況も踏まえアジア戦略プロジェクトでは中国、韓国、台湾といった東アジア諸国対応の東アジアWG(ワーキンググループ)の他にアセアン諸国とインド対応の東南アジア・インドWGを組織し、東南アジア・インドWGでは、上記の課題等の改善のため、各国法制度の調査研究及び会員企業へのアンケートの実施(2014年、2017年に実施)等により課題を抽出したうえで各年度の活動として訪問代表団を組織し、各国の知的財産所轄官庁、模倣品取締機関である税関や経済警察、知的財産侵害に対する民事訴訟の場である裁判所などを訪問し、状況の調査及び法や運営の改善要望などを行ってきています。また2013年1月には「本音で語る知的財産戦略とアジアでの成功の秘訣」とのテーマでJIPA知財シンポジウムを開催し、インドネシア、シンガポール、タイの特許庁長官クラスを招いたパネルディスカッションも行うな

どの活動も行いました。

2018年度は、知的財産法がアセアン諸国で唯一、未整備であったミャンマーでいよいよ、国会審議にまで至り、法制定間近であった状況を踏まえ、またアセアン主要国の中で、ここ数年訪問していなかったマレーシアへの訪問を組み合わせることで「ミャンマー・マレーシア訪問代表団」を組織するとともに、まだ数は少ないものの日本企業の進出があるにもかかわらず未訪問であったラオスと法整備および模倣品対策に課題の多いベトナムを組み合わせた「ラオス・ベトナム訪問代表団」を組織し二つの訪問代表団を派遣し、立法機関、運用機関、エンフォースメント機関と意見交換、種々の要請を行いました（その後、ミャンマーでは1、2月に商標法、意匠法が成立し、著作権法、特許法が国会審議中の状況にあります）。

アセアン諸国の知的財産に関する情報は欧米とは異なり、日本国内で入手することは容易ではありません。実際に現地に足を運び、Face to Faceで意見交換をすることで状況を知ることができることも多くあります。また、何度も要請をすることで我々の要望を理解していただき、改善への足掛かりを地道に、そして粘り強く作ることが必要であることも実感します。訪問代表団はそのための関係づくりの一つであると考えます。今後も継続した活動を行うことで日本企業のアセアン各国での企業活動をサポートし、ひいてはアセアン各国の経済発展や人々の生活レベルの向上にまで資すればと期待をします。

なお、訪問代表団の派遣にあたっては、JETROバンコクをはじめとする各国JETRO事務所、JICA事務所、日系法律事務所、あるいは大使館等多くの機関の現地駐在の皆さんにお世話になりました。この場を借りて厚く御礼を申し上げますとともに、今後も同じ目的の達成のために御協力をお願いしたいと思います。

2019年6月吉日

JIPA常務理事/アジア戦略PJサブリダー

池村 治

Ⅱ．ミャンマー・マレーシア訪問代表団

１．訪問代表団の構成（2018年11月時点）

団 長	池 村 治	常務理事、アジア戦略PJサブリーダー 味の素(株) 知的財産部
副団長	寒 江 威 元	アジア戦略PJメンバー TANAKAホールディングス(株) 知的財産部
団 員	大久保 淳	アジア戦略PJ WGリーダー ヨネックス(株) 法務室 知的財産課
	皆 川 量 之	アジア戦略PJメンバー 東レ(株) 知的財産部
	井 上 博 司	アジア戦略PJメンバー キャノン(株) 知的財産法務本部
	北 川 恵 美	アジア戦略PJメンバー 日本電気(株) 知的財産本部
事務局	永 野 大 介	(一社)日本知的財産協会 政策グループ

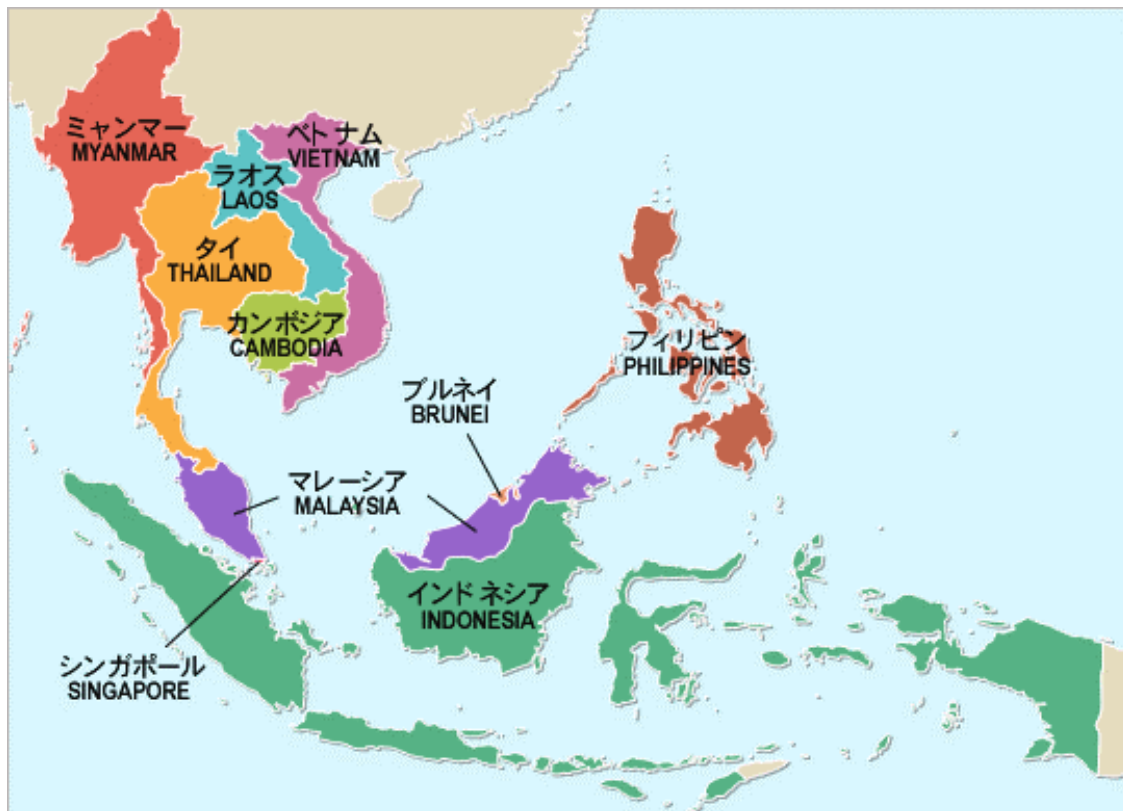
2. 日程及び訪問先

ミャンマー

- 11月5日(月) (午前)JICAヤンゴン、教育省
(午後)TMI法律事務所、森・濱田松本法律事務所
- 11月6日(火) (午前)税関
(午後)JETROヤンゴン

マレーシア

- 11月8日(木) (午前)マレーシア国内取引・消費者省(MDTCA)
(午後)マレーシア税関
- 11月9日(金) (午前)知的財産公社(MyIPO)
(午後)日本大使館



ミャンマー(ミャンマー連邦共和国)(外務省ホームページより転載)

首都:ネーピードー

面積:68万平方キロメートル(日本の約1.8倍)、人口:5,141万人(2014年9月時点)

民族:ビルマ族(70%)、その他数多くの少数民族

言語：ミャンマー語

宗教：仏教（90％）、キリスト教、イスラム教

略史：諸部族割拠時代を経て11世紀半ば頃に最初のビルマ族による統一王朝（パガン王朝、1044年～1287年）が成立。その後タウングー王朝、コンバウン王朝等を経て、1886年に英領インドに編入され、1948年1月4日に独立

政体：立憲君主制

国会：二院制、上院（民族代表院）定数224、下院（国民代表院）定数440

名目GDP：約683億ドル（2016/17年度）、一人当たりGDP：1,307ドル（2016/17年度）

経済成長率：6.3％（2016/17年度）、物価上昇率：7.0％（2016/17年度）

失業率：約4.0％（2016/17年度）

主要貿易品目：輸出：天然ガス、豆類、衣類、米、木材

輸入：機械、精油、製造品、化学品、食品

貿易相手国：輸出：中国、タイ、シンガポール、インド、日本

輸入：中国、シンガポール、日本、タイ、マレーシア（2014/15年度）

通貨：チャット、1円＝14.2167チャット（2018年12月21日現在）

在留邦人数：2,370人（2017年1月）

ミャンマーの今回の訪問の背景および近況等：

ミャンマーの首都は2006年に旧首都ヤンゴンから遷都された、ヤンゴンから北に約320km、国土のほぼ中心にあるネーピードーで、行政官庁等が集められた人工都市であるが、今回は教育省とのミーティングも含め、訪問先もすべてヤンゴン市内であることからヤンゴンのみの訪問とした（2年前の訪問代表団はネーピードーを訪問している）。

今回の訪問の一番の目的は、数年前から今年こそは成立すると言われながら延び延びになってきていた知財法（特許法、意匠法、商標法、著作権法の4法案：2015年に国会に提出された）がまずは、商標法が国会の審議にかかり、上院を通過し、下院に送られたとの状況で、いよいよミャンマーにおいても知財法が成立間近となってきたこと、また知財法の成立に当たり、知財の監督省が従来の教育省から商業省に変更される可能性が高いこと、等の状況を受け、最新の情報及び法案成立後の対応等を確認し、要請事項を伝えるために教育省のメンバーと会議を行うことであった。

ちなみに現在、知財関連で唯一法律が存在するのが1914年に制定された著作権法であるが、これも新たに制定される作業に入っている。

ミャンマーにおいての商標は、訪問時、商標法は存在していなかったものの、登録法（Registration Act）に基づいて商標の所有者宣言を登録（登記）することでコモローに基づいた保護がされることとなっている。但し、登録に際しては商標の権利としての適格性の審査はなされていない。JETROの情報によると2018年現在で約30万件的商標が登記済とのことである。

知財法に関すること以外には、模倣品の取り締まりや訴訟の状況など、知財権の保護・活用に関する状況の情報を得るために、ヤンゴンに事務所をおく日系法律事

務所を訪問し、現地ならではの話を伺うこととした。また模倣品の取り締まりについては、特に中国、タイ、インドなどと国境を接していることからこれら地域からの模倣品流入の状況、押収の状況などを直接、確認、あるいは要請事項を伝える目的で税関を訪問することとした。

これら知財保護・行政の状況とは別に、ミャンマーにおける経済状況や日系企業の進出状況などの情報を得る目的でJETROヤンゴンも訪問することとした。ヤンゴン市内は欧州人向けの近代的なホテルも立ち、海外の有名ブランド店が入るモールがある地域もあり、近代化を感じさせる反面、JETROヤンゴンや日系法律事務所がある商業の中心地には、各種の模倣品が平然と販売されている商業センターが普通に存在しているような状況で、知財遵守に関しての感覚はまだまだ途上であると感じる状況でもあった。

実際に遭遇はしなかったが、まだ電力事情は十分ではないようで停電もよくおこることであったが、ヤンゴン中心部から25km程のティラワ港に接するティラワ経済特別区が整備されており、この地域は発電機も整備されていることから停電の心配なく工場での生産活動ができようになっており、日本企業も多く入居しているとのことである。

全くの余談であるが、ヤンゴンから持ち帰った日本人駐在者向けのタウン誌の記事に「ヤンゴン総合病院で8か月間に狂犬病で18名が死亡」との記事があった。昨年は、病院は犬にかまれた患者16,274人を治療したがこれら患者の内32人が狂犬病で死亡したとのことである。街のいたるところに野良犬がたむろし、その横を始めは少し緊張しながら通り過ぎていたが、彼ら（彼女ら？）も危害を加えそうにないと、途中からは朝のランニング時も気にせず横を通り過ぎていた。今となっては病院のお世話にならなかったことに感謝したい。

マレーシア（外務省ホームページより転載）

首都：クアラルンプール

面積：33万平方キロメートル（日本の約0.9倍）、人口：3,200万人（2017年）

民族：マレー系（約69%）、中国系（約23%）、インド系（約7%）

言語：マレー語、中国語、タミール語、英語

宗教：イスラム教（連邦の宗教）（61%）、仏教（20%）、儒教・道教（1.0%）、ヒンドゥー教（6.0%）、キリスト教（9.0%）、その他

略史：15世紀初め：マラッカ王国成立、16-17世紀：ポルトガル、オランダ東インド会社によるマラッカ支配、1824年：イギリスによる植民地支配、1942-45年：日本軍による占領、1948年：英領マラヤ連邦形成、1957年：マラヤ連邦独立、1963年：マレーシア独立（シンガポール、サバ、サラワクを加える）、1965年：シンガポールが分離、独立

政体：立憲君主制（議会制民主主義）

国会：二院制、上院 定数70、下院 定数222

名目GDP：13,534億リングギット（2017年）、一人当たりGDP：11,340ドル（2017年度）

経済成長率：5.9%（2017年度）、物価上昇率：3.7%（2017年度）

失業率：3.4%（2017年度）

主要貿易品目：輸出：電気製品、パーム油、化学製品、原油・石油製品、LNG、機会・器具製品、金属製品、科学光学設備、ゴム製品等

輸入：電気製品、製造機器、化学製品、輸送機器、金属製品、原油・石油製品、鉄鋼製品、科学光学設備、食料品等

貿易相手国：輸出：1位シンガポール、2位中国、3位米国

輸入：1位中国、2位シンガポール、3位米国

通貨：リンギット、1リンギット＝約26.6円（2018年12月31日終値（マレーシア中央銀行））

在留邦人数：24,411人（2018年6月末：法務省統計）

マレーシアの今回の訪問の背景及び近況等：

マレーシアは人口こそ約3,000万人ではあるが、一人当たりGDPは9,503ドル（2016年、IMF調べ）であり、シンガポール、ブルネイを除くとアセアンの中で最も高い国となっており、特に首都クアラルンプールは高層のビルが立ち並ぶ先進都市のイメージもある。

2018年5月に1957年の独立以来、初めて政権が交代し永らく政権から離れていたマハティール元首相が2003年の退任以来、第7代首相として再度任命された（任命時92歳）。

中国の主導する大型インフラ事業を誘致するなど中国依存を強め、またこれらにより1兆リンギット（約27兆6千億円）にまで債務が膨れるなどの前政権の施策に対して、それら大型案件をすべて見直すとの声明を出すなど、政策転換が期待されている。また、かつて主張した東アジアに倣う「ルックイースト」による産業育成などの経済改革を進める方針を示し、中国だけでなく、日本、韓国にも学ぶ姿勢を打ち出しており、今後、日本企業が活躍できる機会も増えることが期待される。一方、知的財産に関してはJETRO「在アジア・オセアニア日系企業実態調査（2015年度）」においてASEAN・南西アジアの投資環境上のリスクポイント（国別・課題別）の調査において「知的財産権保護の欠如」の項目では集計国中最低の2.8%（最高はパキスタンの16.7%、次いでミャンマーの15.6%）ではあるが、制度や運営においてはまだ十分でない部分も多い。

2016年の特許出願は総数7,395件中、出願人国籍別内訳では日本が1,494件と米国1,607件に次いで2位となっている。

JIPAアジア戦略プロジェクトにおいては、2015年11月にフィリピン、マレーシアへの訪問代表団を企画し、マレーシアにおいては知財公社（MyIPO）、国内取引・消費者省（MDTCC、現在はMDTCAに略称を変更）、知財高等裁判所、税関を訪問し、知財制度及び模倣品対策に関する意見交換、制度・運営に対する改善要請などを行った。今回は3年ぶりの訪問となったが、知財高等裁判所の訪問はならなかったが、前回と同様、MyIPO、MDTCA、税関を訪問し、前回訪問時より引き続き要請を行った項目に関して、制度改善を計画、あるいは検討しているなどの前向きな回答を得ることが多かった印象である。

3. 訪問先での会談等の内容

3.1 ミャンマー

3.1.1 JICAヤンゴン

(1) 日時、場所、面談者

日 時：2018年11月5日

場 所：JICA会議室

面 談 者：

坂井 完 氏 JICAヤンゴン次長

稲吉 巨晃 氏 JICAヤンゴン

<オブザーバー>

高岡 裕美 氏 JICA知的財産アドバイザー

(2) 会合の内容

1) 著作権の法案通過状況

著作権法の改正案は、下院の本会議を通過したとのことだが、年内に成立しそうな状況か問い合わせた。

これに対して、JICA高岡氏から次の説明を受けた。知財法審議状況については、現在、著作権、商標、意匠、特許法を審議している。2018年2月下院送付、下院にて議員レクチャー、本会議、両院審議会（修正事項）、上下院で修正案確認、大統領府提出の流れで審理が進み、大統領府提出後2週間以内で承認されるスケジュールとなる。

具体的には、著作権法は2018年9月5日本会議可決。両院審議会で審議中であり、2018年11月12日から国会開催であるため、進捗が見込まれる。2018年12月から2019年1月に成立と見込んでいる。

商標法については、法案委員会で審議中である。1, 2回で法案委員会通過、今国会で2019年1月に本会議に入る。来年春成立の見込み。意匠・特許法については、商標の次に法案委員会に入る。1年以上後に成立の見込み。

法改正の状況（2019年3月現在）

2019年1月30日に商標法、意匠法が大統領の署名を終えて成立した。特許法は3月11日に大統領の署名を終え成立した。一方、著作権法は下院可決し、上下院修正事項についての連邦議会採決待ちの状況である。

2) 著作権団体の設立に向けたセミナー

8月に開催された著作権団体の設立に向けたセミナーの様子や反応を問い合わせた。

これに対して、JASRACの支援を受けてミャンマー内で音楽著作権に基づく楽曲使

用料の徴収・分配ができる機関の設立を目指している。2018年8月23日頃にセミナーを開催した。ミャンマーでの組織設立状況については、作曲家団体(MPRO)が10年前くらいからあり、これをJASRAC、文化庁が支援する予定。JASRACの内規の英語版を参考にMPROが内規を作成中。月に一回訪問して高岡氏が確認している。また、JASRACとその上部団体であるCISACとがミャンマーでセミナーを行う予定。日本の著作権管理団体を参考に教育省が規則を作成する予定である。著作権法は1911年法があるが、一から作り直すので新たに規定するに等しい印象である。登録は任意登録であり、これは日本の実務と同じである。著作権法は情報省が担当し、今後は商業省が担当する予定であるとの回答であった。

3)関係省庁の動向

知財法の成立に向けた税関、警察などの関係省庁の動向を問い合わせた。

これに対し、知財法の所管は商業省に移ることになるが、税関、商業省の力関係の影響があると考えられる。税関は計画財務省の下部団体扱い。商業省は輸入ライセンスを発行しており、知財法が商業省所管になると輸入についても知財と共に考えるため税関差し止めが機能するかもしれない。商業省に移ると他の産業との絡みもあるのでミャンマーにとって良いのかも知れない。エンフォースメントも機能する方向に向かう可能性もある。行政摘発もできることになるかもしれない。警察では、手続きが煩雑で難しい。商業省で行政摘発ができれば会社にメリットがある。会社登記も商業省管轄である。商業省は、力は強いがおかしい方向に舵を切る可能性もある。したがって、外国企業に不利になる方向に行かないように注視しなければならない。

JICAは計画財務省と一緒に商業省を支援している。輸出支援という形で現状調査などの支援をしている。投資促進、産業振興について商業省をカウンターパートとしてどのような制度で行うのが良いのかを考えているとの回答であった。

4)JICAのプロジェクト

JICAのプロジェクトについて問い合わせた。

これに対し、JICAでは、投資促進、ティラワ経済特区に出資、インフラ整備(円借款)支援を行っている。スズキ、日清、味の素などがティラワに進出している。停電は他地域に比べて極端に少ない。高速鉄道整備とはいかないが環状線、ヤンゴン・マンドレー間鉄道を現在の11時間から8時間に短縮するプロジェクトが進んでいる。軌道、信号、車両も日本製を用いる。タイとの間の道路整備などはアジア開発銀行などとJICAが行っている。北の紛争地域は依然治安が悪く、中国が関与している。不安定になるほど、中国依存が進む状況との回答であった。

また、大統領選挙が来年ある。一党状態から状況が変わると云われているが、先は読めない。与党の代わりになる党は現在ない。

5)日系企業の状況

ミャンマーの日系企業の進出状況、経済状況について問い合わせた。

これに対して、日系企業の進出は、ここ2～3年では落ち着いている。5年間では7

倍になっている。70社から370社に増加した。日系企業はミャンマー経済を重視している。タイの次にミャンマーを考えてウォッチしている人も多い。民政移管で5年経過しているが、変化は改善の方向で緩やかに進んでいる。進出しなくても注視している人は多い。

また、ミャンマー、日本の二国間政府協議がある。日系企業が改善して欲しいところを要望して協議している。知財に関しても、項目を将来的に立てる可能性もある。

ミャンマーの経済汚染については、贈賄は少なくはなく、税関、裁判所は汚染されていると言われている。法の支配はまだ途上である。

知財は先進国化する一つのステップであり、知的インフラができると知的労働層が増え、産業発展につながるので、ミャンマー国民に知財の発展を経済発展の手段として捉えて欲しいと思っている。

経済成長は5～6%程度。2007年は7%程度の成長率であった。安い労働力などがあるが、発展の余地はある。政治状況、治安状況がネックだが、そこがうまくいけば中期的には成長が期待できる。製造業が伸びるトラックに乗っているかという、まだ先が見えない。製造業が伸びるということで機械などの投資がでていっているところまでは行っていない。

識字率は9割を超える。僧院などで教えている。労働者として働く能力はまだまだ低い。外国語を勉強している人は多い。英語をしゃべるのはなかなか難しい。肩書きを見ると立派だが、能力的には見劣りする人も多い。

携帯電話は90%程度の普及率がある。通信網は発達している。市場を開放してうまくいった例である。

6) 模倣品の状況

模倣品の状況について問い合わせた。

これに対して、調味料・味の素等の模倣品が国内で見られている。警告状を送付したら止まったこともある。止まらないと裁判をする必要が出てくるが、裁判所の状況から考えて対策は難しい。

模倣品と知らずに売っている人もいる状況であるとの回答であった。

7) ミャンマー以外でのJICAの活動

ミャンマー以外でのJICAの投資について問い合わせた。

これに対して、JICAはインド、ベトナム、ミャンマーの順で投資している。技術投資は、ミャンマーに、世界で一番投資している。親日の感情は、政府は持っている。政権、人権状態から西側諸国の投資は受けられない。中国、日本しか投資をできない状況がある。日本は軍事政権時代から協力を続けていたことが有効に働いているとの回答であった。

(3) 所感

ミャンマーでは、民主化以降の進捗が著しいが、まだ当時の習慣が残っており、ビジネス・投資への影響が大きいと感じた。法案成立作業は進んでいるが、施行に向

けた組織的、人的整備がまだまだ必要であることを確認できた。(皆川)



3.1.2 教育省

(1) 日時、場所、面談者

日 時：2018年11月5日

場 所：JICAヤンゴン

面 談 者：

Dr. Hnin New Aye

Director（教育省 知的財産部）

Dr. Khin Sandar Win

Director

<アドバイザー>

高岡 裕美 氏

JICA知的財産アドバイザー

(2) 会合の内容

1) 知財四法全般

① 知財四法案の成立状況

知的財産関連の法案を早期に成立させるよう要望した。

これに対して、知的財産権関連法案の四法案（特許、意匠、商標、著作）が上院で審議されている。商標は下院の半分の議員が読んでいて、当日も商標の国会での議論がおこなわれている。一方、著作権は下院と上院の意見が合わないの見直す予定である。教育省も早く成立するように働きかけているとの回答であった。

法改正の状況（2019年3月現在）

2019年1月30日に商標法、意匠法が大統領の署名を終えて成立した。特許法は3月11日に大統領の署名を終え成立した。一方、著作権法は下院可決し、上下院修正事項についての連邦議会採決待ちの状況である。

② 知的財産庁の設立と審査体制

特許、意匠、商標の出願は早期の実質的な審査が行われ権利の安定的な確保がなされること、審査部のみならず、審判部との二部構成となることを要望した。

これに対して、知財庁の長官は教育省の局長が就任する予定であったが、上院での議論の結果、長官には副大臣レベルの人が就任することになる。また、審判部に関して審査官の結果に不服がある場合は長官まで不服を申立てることができる。審判部は長官の下で特別に部署を作って、審判部員を構成予定であるとの回答であった。

③ 日本の企業の協力体制

JIPAをはじめ国内外の企業がミャンマーの知的財産庁などの関連部署に協力できる体制づくりの強化とJIPAとの定期的な意見交換（数年に一回）ができるように要望した。

これに対して、現在でも教育省はJICA、JETRO、JPOと協力している。更に日本企

業との協力が大事だと思うので日本企業の意見も聞きながら強化していきたいと、歓迎的な回答であった。

④商業省変更後における協力関係の継続性

知的財産法の制定時に知的財産権の所管官庁を商業省へ変更されるということを聞いているが、所管官庁が商業省へ変更された場合にも、これまでの実務や、JPOなどの協力関係が継続するように要望した。

これに対して、今はJPO等にトレーニング協力をしてもらっているが、商業省になっても協力関係を続けていくようにするとの回答であった。

更に、教育省の人員は商業省に移動するのかと、質問した。

これに対して、法律が制定したら法律に基づいて商業省の下に移動することが正式に決まる予定であり、商業省も受け入れる準備をしている。その前に、商業省の副大臣がWIPOミッションを商業省に受け入れる準備をして予算検討している。商業省は教育省の計画を引継ぐとの事であり、教育省に移動する前に得られた予算額を移動時にそのまま継続していく予定であり、商業省が場所や設備等の準備する予定である。また、それぞれの法律で特許庁は商業省の下に入ることが規定されているので、四法のうちの法律でも制定したら移管できるようになるとの回答であった。

2)商標制度

①外国のみの著名商標の対応

外国で著名な商標の保護(他人が出願しても商標として登録されない或いは誤って登録されても取消にできる制度)の導入と、著名商標の判断の考え方や認定方法等の公表を要望した。

これに対して、商標法では付与前異議制度を考えている。審査開始時には著名性の審査はしないが、出願時に悪意の他人の商標出願することを防ぐ目的で、出願時に証明書(登記法で登記された商標であれば登記されている証明書、他国の特許庁で登録された商標であれば登録証、使用しているのであれば使用証拠、等)を別添で要求する。願書にも質問事項を設け(他国での登録の有無、本人であることの証拠、真の外国商標権者が出願した証拠等)、商標出願が第三者の悪意を持って出願されたものかどうかをチェックする。

②登記法により登録済の商標のスムーズな引き継ぎ

登記法の商標の登録者にとってわかりやすく円滑な新商標法の移行措置となるような制度を要望した。

これに対して、商標法は新しく制定するのでデータベースがゼロから始まることになるが、商標法制定前から使用している商標が沢山あるので使用者に損をさせないことを考えている。その結果、登記法の商標登録者が一定の移行期間内(3~6ヶ月)に出願すれば、特許庁の最初の日に出願した、と認める形で登記法の商標使用者を優先的保護するとの回答であった。

更に登記法の商標使用者が何時から何時までに出願したらよいかということを経

にでも分かるように公表するように要望した。

これに対して、何時から何時までに出願したらよいか誰でも分かるように事前にきちんと公表し、移行期間内は出願を受取るというだけにするとの回答であった。期間内は異議申立のための公開はせず、出願を全て受理してから、異議申立期間を明確に知らせて皆に分かるようにするとの回答であった。

ちなみに、登記法での商標登記とは企業がその商標を独占的に使用していることを宣言して宣言書を登記するということであって、商標自体を登記することではないとのことで、商標の本当の使用証拠にはならないが一応の証拠になるとの回答であった。

③マドリッドプロトコルへの加盟

ミャンマー国民にとっても外国企業にとっても、マドリッドプロトコルは非常に有益な制度であり、早期の加盟の要望を伝えた。

3)特許制度

①審査

早期の実質的な審査が行われ、権利の安定的な確保がなされること、審査官および登録官の人員の確保とJPOなど他国の審査結果活用等の施策を要望した。

これに対して、特許審査は難しいので、きちんと時間を取って正確に行う。直ぐにはいい審査官が養成出来ないので、他国の審査結果などを活用することも検討しているとの回答であった。

②特許協力条約加盟

早期にPCTに加盟し、PCT経由でミャンマーへ特許出願できるようにすることを要望した。

これに対して、PCT加盟もマドリッドプロトコル加盟も同じように時間が経って、経験があがったときに加入できるように、当初から検討しているとの回答であった。

(3)所感

今回の訪問にあたり、JICAの高岡様には日本において複数回に及ぶ意見交換をさせていただきました。その甲斐もあり、訪問時には知財法の成立状況がかなり把握できるようになっておりました。これまでの訪問団でもJETROの方々やJICAの方々に事前に情報を頂いたり、話を聞いたりしたことはあったが、これほど密に意見交換したことはなかった。高岡様には感謝の気持ちで一杯です。知財法が全て成立した後が本当の正念場になるのではないかと考えます。今後もアジア戦略プロジェクトとして高岡様と一緒に協力できればミャンマー国民のためになるのではないかと感じました。
(寒江)



3.1.3 TMI法律事務所

(1)日時、場所、面談者

日 時：2018年11月5日

場 所：TMI総合法律事務所 ヤンゴンオフィス

面 談 者：

甲斐 史朗 氏 TMI総合法律事務所ヤンゴンオフィス
他2名

<アドバイザー>

高岡 裕美 氏 JICA知的財産アドバイザー

(2)会合の内容

1)ミャンマーにおける裁判について

ミャンマーにおける裁判の状況について問い合わせた。

これに対して、裁判を起こす場合、必ず事前に警告状を送付する必要があり、裁判期間はおおよそ1～2年とのこと。一旦訴訟を起こした場合、和解のための手続は大変である。なお、弁護士費用は、東南アジア諸国と比べて低額であるとの回答であった。

2)新商標法の施行前にすべきことについて

新商標法の施行前にしておいた方が良いことを問い合わせた。

これに対して、まだ登記を行っていない場合には、まず登記を行った方が良い。同じ商標について商標登録出願があった場合、登記があった方が有利になる可能性がある。商標登録出願に際し、商標の使用実績を示せた方がよいので整理すると良い。異議を想定して、できればミャンマー国内で、自分の商標に類似する商標が使われていないかを調査する良い。

なお、登記されている商標について、新聞を収集している法律事務所はあるが、漏れのないデータベースが構築できているかは不明とのこと。ただし、ミャンマー語における称呼類似の判断は、難しいと思われるとの回答であった。

3)登記による商標に関する裁判事例について

登記による商標に関する裁判事例について問い合わせた。

これに対して、最近、2件の事例（韓国の医薬品関連メーカーの事例と、日本の食品メーカーの事例）を扱ったとのこと。ただし、いずれもまだ結論は出ていない。これまでにミャンマーでは7件の商標に関する裁判、および、2件の著作権に関する裁判があった。

現状では、商標専門の裁判官はいないが、今後、ある程度、適性がある人を集めて商標の裁判を行うことになりそうであるとの回答であった。

4) 税務、労働、環境等のトラブルや紛争について

税務、労働、環境等でどのようなトラブルや紛争があるか問い合わせた。

これに対して、労働の問題は少ないが、主に賃金関係でストライキが発生する。労働組合が存在するところもある。労働の流動性は高く、賃金も上昇傾向である。これは、まだ賃金が安く、外国系企業が賃金を上げているためである。環境については、水道普及率がまだ3割など、トラブル以前の問題であるとの回答であった。

5) 模倣品への対策について

模倣品への対策について問い合わせた。

これに対して、JETROの真贋判定セミナーが効果を上げている。例えば、中国国境で、日本企業の腕時計の模倣品の摘発ができた。なお、ミャンマー国内では、まだ模倣品は作られていないと思われ、模倣品だけの市場はなさそうである。ただし、知的財産に対する意識は低いとの回答であった。

模倣品を取り締まるための方策を問い合わせた。

これに対して、著作権法その他、競争法や刑法等々もあるので、様々な主張が可能である。ただし、現在は取り締まりは、改善傾向にある段階であるとの回答であった。

6) ミャンマーの裁判官について

どのような人が、ミャンマーの裁判官になれるのかを問い合わせた。

これに対して、裁判官になるためには、法律大学を卒業後、1年間見習いを行い、その後、政府の試験に合格する必要がある。また、裁判官は、数年ごとに異動がある。なお、裁判官の定年は60歳で、罷免もあるとの回答であった。

(3) 所感

知的財産については、一般の方のみならず、法曹界においても、これから意識を高めていく必要があると感じた。また、知的財産に関する法律がまだ整備中であり、知的財産に関する判例も現状では乏しいため、法律が整備された後の裁判事例について注視していきたい。(井上)



3.1.4 森・濱田松本法律事務所

(1)日時、場所、面談者

日 時：2018年11月5日

場 所：森・濱田松本法律事務所ヤンゴン事務所

面 談 者：

武川 丈士 氏 パートナー弁護士

眞鍋 佳奈 氏 パートナー弁護士

井上 淳 氏 シニア・アソシエイト弁護士

<アドバイザー>

高岡 裕美 氏 JICA知的財産アドバイザー

(2)内容

1)裁判事例について

登記における商標の裁判事例について問い合わせた。

これに対して、商標の実務においては、ミャンマーでは、同じ商標が複数登記されていて、真の権利者が誰かを争うケースが多い。審査がないため、何件も登記されることになる。使用の証拠の代わりとして、新聞広告に載せるため、新聞を見ていると複数が登記されていることがわかる。問題は、真の権利者をどのように判断しているかである。法律に基準が特にないため、権利者を判断する基準がない。個々の裁判所によって判断されているとの回答であった。

また、実際にそれで問題になったことがあるか。実例はあるかと問い合わせた。

これに対して、今具体的な案件はない。ただ、ミャンマー人弁護士によると複数のケースがある、との回答を得た。

さらに、どのように裁判例を調査するのかを問い合わせた。

これに対して、ある程度の最高裁判決は公開されている。下級審は公開されていない。1960年代までは英語で公開されていた(ここまではオーストラリアの大学がDB化している)。現在はミャンマー語による公開のため、外国人によるサーチは困難な状況であるとの回答であった。

また、裁判事例はミャンマー人同士の事件なのかと問い合わせた。

これに対して、どこかはわからない。外国(化粧品会社)と、ミャンマー人の争いがある。代理店を通じての輸入販売を検討したところ問題になった事案があった。また、商標権侵害に関するミャンマー人の認識について、ミャンマー刑法には他人の商標を使用することは犯罪だと規定されている。基準ははっきりしていないが、他人の商標を使うことは罪にはなっているので、他人の商標を使用することはいけないと云うことは認識しているとの回答であった。また、さらに、外国における著名商標の保護を教育省に伝えている、と紹介された。

2)新商標法成立・施行後の裁判において留意すべき点

商標法の成立・施行後の裁判における留意点を問い合わせた。

これに対して、裁判に限定されると特にないとの回答が得られた。

また、以下の紹介が併せてあった。

今回の法改正によってはじめて法的根拠のある商標ができる。一方で登録法における商標が存在する。これらの整合がうまくいくのか、商標出願が、冒認出願された場合に、これまで登記法の下で登録していた人への優遇措置はあるのか、現在予定されているプラクティスにおいては、登録法における冒認出願人に優先権があることになるが、この場合に真の権利者をどのように保護するか(どのように対応していくか)がターニングポイントになる。

まず、現在の登記法における登録が必要であるとする。冒認出願人のみが登記法下での保護、商標出願についての優先権を持つ場合に、真の商標権者が登記法下で、保護を受けていない場合、冒認出願人の商標出願の優先権が勝つことも考えられる。つまり、登記法での登録を必要とする理由は、冒認者とも同じ土俵に立つことが必要であるとの考えからである。ただし外国でのみ著名な商標はどのように扱われるかは非常に不透明な問題であるとの回答であった。

さらに、取引関係はあるが商標使用は許していないにもかかわらず、現地企業が使用しているケースがある。登録取り消しに苦労しているクライアントがいるとの紹介があった。

3) 裁判手続き

ミャンマーでの裁判手続きについて問い合わせた。

これに対して、通常のコモンロー手続きをイメージしてもらうとよい。ディスカバリー手続きもある。(ただしこれによって大量の書類を提出しなければならない、米国相当のものではない)契約上の損害賠償求はできるし通常損害の範囲にできる。一番の問題は不法行為法が規定されていないことである。商標法の不正使用で損害賠償請求はできるが根拠法がないため、どのくらいの基準でどのような額で請求されるのかわからない。法的根拠ははっきりしていないが、相当因果関係のある損害を認めている、との回答であった。

また、ミャンマーでは、訴訟期間が長い。期間延長されたり、当日に中止になったりすることも多いとの回答であった。

4) 外国企業に降りかかっている問題点

外国企業に関するミャンマーにおける問題点を問い合わせた。

これに対して、労働回りでの問題が多く、実体と法律があっていない。現在の法律の残業規制にあわせると会社が回らない。労働契約の雛型にそって契約書を提出する必要があるが、フォーマットが工場労働者向けであるためホワイトカラーの人間に沿った労働契約の雛型がないことによる問題があるとの回答であった。

5) 模倣品の流通対策ルート、対策

模倣品の流通対策について問い合わせた。

これに対して、刑事的な対策を使うことが多く、刑事告訴を行い、警察に投獄してもらうことが効果的である。警察が民事問題に積極的に介入する傾向がある。不法行為に基づく損害賠償請求ではなく、投獄中に交渉（示談）として損害賠償を払ってもらうのがいい。警察の一部と連携してエンフォースメントを円滑にしてもらったほうが、実務的に解決するにはいい。

刑事手続きにあたっては、どこの警察に行くのが有効なのかを考えたほうがいい。刑事手続きがどのようになるのか、特別機関なのか別の省庁なのか、有効なところを探して連携したほうがいい。特別機関（贈収賄、インサイダー、相場操縦）などを扱う役所が有効であると考えているとの回答であった。

（３）所感

ミャンマーは経済発展途上の国であるが、今後、経済面で発展が期待される。しかし、法律面での整備はまだまだ不十分で日本企業が進出するには課題が多く見受けられた。特に労働問題や公務員の汚職問題が課題であると印象を受けた。これらの課題に関しては国に根付いた慣習があるので解消するには時間がかかると思われる。今後の経済発展を期待しつつ、見守っていきたいと感じた。（寒江）



3.1.5 税関

(1)日時、場所、面談者

日 時：2018年11月6日

場 所：ミャンマー税関

面 談 者：

Mr. Aung San Tun

Deputy Director General

他10名程度

＜アドバイザー＞

高岡 裕美 氏

JICA知的財産アドバイザー

下田 聡 氏

JETROヤンゴン 部長

(2)会合の内容

1)模倣品差止強化

ミャンマー税関と日本の経産省で2015～2017年までミャンマー差止プロジェクトを行ったが、差止されたのは時計(カシオ)に関する一回だけだった。ミャンマーの市場には、非常に多くの種類の模倣品が存在しており、多数の模倣品が水際を通過しているとの認識から引き続き模倣品差止強化を要望した。更に、模倣品差止を阻害している要因、模倣品差止増大のために権利者が協力できることを確認した。

これに対して、税関は模倣品か本物かの情報が必要であり、権利者は使用者に対して模倣品か本物かの啓蒙活動をするようにすべきであるとの回答であった。また、正規で輸入される製品に模倣品はないが、不正に輸入された製品には模倣品があるので、模倣品か本物か確認をすることが必要であり、スマートフォン等で確認できる簡易な方法があれば教えて欲しい。税関は国境の取り締まりに関して、指定の方法のとおりやるが、市場に入ってきたものは消費者レベルで模倣品が分かるような方法が良い。理由としては、経済が成長してないので本物が高くてわざと模倣品を買うという人もいるが、自分も本物を買いたいのに間違って模倣品を買ったという人もたくさんいるので、消費者レベルまで幅広く啓蒙活動が出来れば良い。税関としては国境の取締りを更に強化していきたいとの回答であった。

税関職員への研修は、JETROが真贋判定集を税関職員にも配っていて、誰に配ったかの記録も取ってきちんとやっている。前回の研修の際は、企業が参加していなかったのでサンプルが無く、本だけ見せて研修した。できれば、企業が参加してくれれば良いものになる。JETROからアップデートされた本は300部くらいあるので、研修を行いたいと思っているが、日本企業も参加して欲しい。職員が6ヶ月おきに異動するので、企業側が参加した研修プログラムの1, 2回に参加できない人が多い。サンプルは、税関内の展示室において欲しい。研修に日本企業が参加することと真性品と模倣品のサンプルを送って欲しいとの回答であった。

更に、模倣品か真性品かどうか判断するのは難しいが、供給側サプライチェーンから判断するほうが簡単である。ミャンマーへの国境を越えての流通ルートは、タイと

中国である。真正品がタイと中国のどの会社から送られてくるのかという情報があれば、輸入品が真正品かどうか分かるので、その情報を教えて欲しいとの回答であった。

2) 国境の対策強化

ミャンマーは非常に長い国境が存在し、国境から陸路で模倣品が流入してくることが想像され、税関を通らない密輸も多いため、模倣品差止が難しいという状況である。しかし、大型自動車を通れる国境から都市への道路は限られており、国境から模倣品を運ぶ業者はこの道路を通るので、この道路に仮設のチェックポイントを作って模倣品をチェックすることを要望した。

これに対して、税関はミャンマーには中国とタイの二つのルートがあり、中国のルートはラーショーの近くにあつて、カシオが発見されたのは中国ルートであるとのことであった。タイルートもチェックポイントがある。常時、チェックポイントをかいぐつて入ってくることもあるので特別捜査チームを作つて差押さえの活動をしているとの回答であった。

また、差止担当の職員たちにトレーニングをして真贋判定できるようになると強化できるようになる。職員が本物かどうか判断できる能力が弱くなっているので強化してほしいとの回答であった。また、真贋判定集のようなものを使って、教育できる機会を作つてほしいとの回答であった。

さらに、10月には電話機を200億チャット分差し止めた。また、スマートフォンやカメラも差し止めたが、税関職員が本物か模倣品か分からなかった。税関職員が真贋判定できるようなトレーニングをすればと良いと考えている。再度、担当税関の職員たちにトレーニングをして真贋判定を身につけさせて欲しいとの要望を受けた。

更に12月くらいには税関職員（ラーショーの職員）の人事異動を考えているので、11月下旬にWIPOセミナーを実施するとの事であった。

3) MACCSシステムの展開

電子通関システムのMACCS(Myanmar Automated Cargo Clearance System)は、模倣品差止めに変な有効なシステムであるが、ヤンゴン港とティラワ港のみで稼働しているので、模倣品が入ってくると思われる国境（特に中国との国境であるMUSE税関）へのMACCSシステム導入を要望した。

これに対して、ヤンゴンのミャワディで2018年6月から始まった。ムセで導入予定であるがミャワディのときのようにJICAが支援してくれると早くできる可能性がある。ムセはミャワディの状況をフィードバックする予定であるとの回答であった。

4) 知財法成立後の変更点

ミャンマーの知財法が成立後、模倣品差止に関する規則変更があるかを確認した。

これに対して、これはエンフォースメントのことであり、決まっていた基準のとおり規定され、それのとおり実施を進める。税関長が若い頃、ミャンマーではある企業が日本企業と合併し電化製品を作っていた。ミャンマーでは製品を安く作ることができる。日本企業のミャンマーへの投資を考えて欲しい。ティラワに経済特区がある。そこに

進出してきたら模倣品も少なくなるので投資して欲しい。もう一つの問題はオープンマーケットである。税関だけでは模倣品をコントロールすることは難しい。税関としては通常ルートで入ってきたものは差止めることができるが、不正ルートで入ってきたり、マーケットで販売したりしているものをコントロールするのは難しい。模倣品が市場に入ってくるというのはそういうことであって税関としてももっと強化して手伝っていききたいとの回答であった。

また、製品が本物かどうか分からないので、本物の価格で真贋を決めることがある。どこで生産された製品であるか（日本製であるか、中国製であるか等）ということで判断することもある。また、インターネットでチェックすることもある。Alibabaで本物の値段が出てくるとの認識であるとの回答であった。

これに対して、Alibabaは結構偽物が多いので気をつけてくださいとのアドバイスをした。

(3) 所感

税関のトップは職員の教育にかなり熱心な印象を受けた。しかし、実際には職員の教育をしても職員が直ぐに転勤してしまい教育しても中々定着しない状況である。JIPAとして税関への協力をすることは重要であると思うので、会員企業に働きかけてサンプルの提供やセミナーへの参加を積極的に働きかけることができると良いのではないかと考える。(寒江)



3.1.6 JETROヤンゴン

(1)日時、場所、面談者

日 時：2018年11月6日

場 所：ジェットロヤンゴン会議室

面 談 者：

下 田 聡 氏 JETROヤンゴン 部長

<アドバイザー>

高岡 裕美 氏 JICA知的財産アドバイザー

(2)会合の内容

以下の項目について問い合わせ、回答を頂いた。

1)ミャンマーの一般事情

人口5,292万人(2016年10月)、現在は6,000万人超、面積68万Km²(日本の1.8倍)、宗教:仏教(89.4%)、一人あたりのGDP:1,396ドル

2)日本企業の進出状況

約380社が進出。但し、一時のミャンマー進出ブームは落ち着いた。製造業は、縫製業を除いて、経済特区のティラワに集中。ティラワには、発電所もあるので、電力供給も問題ない。最近では、6,000万人の消費を目当てのサービス業が多くなっている。

3)他国の進出状況(特に中国)

中国は、インド洋(ムセ→マンダレイ→チャオピュー)へのルートとして重要と考えている。

パイプラインもある。よって、ヤンゴンではそれほど目立たないが、マンダレイへの進出が目立つ。

4)学力

小学校卒率が多い、大学卒は1割。寺院での教育が普及しており、識字率は90%。英語力は、日本人より高い。優秀な人材は、海外に出ていくことが多い。

5)トラブル

トラブルは非常に多い。事前回避は難しく、その都度対応する必要がある。問題点をネーपीドーで政府と交渉することがあるが、詳細な説明や対応が必要で難航することが多い。

6)労働問題

労働組合法は無い。しかし、工場は組合を作っているケースが多い。ストは頻繁に

ある。縫製業は、賃金が安いので、ストが多い。ハングリー精神が少なく、給料日に1割程度辞める。

7) ミャンマー投資のメリットとリスク

① メリット

豊富で安価な労働力（15～64歳人口が69%）、国民レベルで対日感情の良さ。仏教徒の価値観、豊富な天然資源。広大で肥沃な国土。豊かな農産物、地理的重要性、優位性、消費市場としての魅力、比較的新しい市場、大きなインフラ需要。

② リスク

電力供給の脆弱さ、自家発電コストの増大、通信インフラの脆弱さ、交通インフラの未整備、人材の枯渇（優秀な人材の国外流出）、官僚の能力、経験不足（戦略的価値観の欠如、法執行の曖昧さ）、産業としての厚みの無さ。

（3）所感

消費地としての魅力と、安い労働力の魅力がある一方、法律が整備されていないことも多く、問題発生時にはケースバイケースでの対応が必要ということが分かった。これについては、日本での情報だけでは足りないもので、現地に根づくジェトロや法律事務所との綿密な連携が非常に必要と感じた。（大久保）



3.2 マレーシア

3.2.1 マレーシア国内取引・消費者省(MDTCA)

(1)日時、場所、面談者

日 時：2018年11月8日

場 所：MDTCA会議室

面 談 者：

Dr. Rosli Bin Ahmad Head (Intellectual Property Section)

Mr. Dato'Haji Iskandar Halim Bin Sulaiman

Deputy Director (Special Operation Branch)

Mr. Aminuddin Muhammad Principal Assistant Director

Ms.Dottie Azlina Binti Ismail Principal Assistant Director

<アドバイザー>

新 留 豊 氏

JETROシンガポール 知的財産部部長

(2)会合の内容

1)再犯防止

マレーシアでは、模倣品の再犯例が多く報告されている。模倣品撲滅には、再犯防止が極めて重要であり、訴追した場合、「一 模倣品あたり、個人に対して10,000リンギット(約27万円)の罰金若しくは3年以下の禁固、または併科」という厳しい罰則が課されている。この罰則は、再犯防止には、十分な罰則だと考えている。また、初犯の段階で厳しい処分をすれば、再犯を防止することができると考えている。そこで、積極的な訴追、初犯のみならず、再犯した場合にも、積極的な訴追を行っていただき、侵害の規模に関わらず全件訴追することを要望した。

また、スムーズな訴追判断のために、押収金額や押収点数などにより、訴追の条件を明確にすることも要望した。さらに、再犯防止のために権利者が要求すれば刑事訴追できると聞いているが、どのようなタイミングでMDTCAに要求すればよいか問い合わせた。

これに対して、MDTCAから、マレーシアでは通常の場合、初犯であれば示談となる。再犯の場合は裁判をすることができる。被害額が50万リンギットまたは1万US\$以上で裁判できる。罪状は、アンチマネーロンダリング法による。権利者が民事裁判を提示することができるとの回答であった。また、たとえ初犯であっても、権利者が提訴すべきと考えればMDTCAに書面で知らせれば、その点を考慮することができるとの回答であった。

これに対して、JIPAから、書面で伝える場合には誰宛に送ればいいのかMDTCAのどこ宛か、と問い合わせた。

MDTCAから、Enforcement divisionに送れば良い。レターまたはメールで送ってもらった書面を担当者に転送し、検討するとの回答であった。

さらに、JIPAから、初犯の場合の罰金額がわかれば権利者は提訴すべきか判断で

きるので、罰金額をあらかじめ教えてもらうことができないかと問い合わせた。

これに対して、MDTCAから、2011年取引表示法8条により、個人への罰金は最大10,000リンギット/ユニットとなっていると回答があった。

さらに、JIPAから、示談額、MDTCAが課すペナルティを教えて欲しいと問い合わせた。

これに対して、MDTCAから、示談の場合の罰金はガイドラインがあり、押収したユニットに応じて決まっているとの回答があった。

さらに、JIPAから、ユニットにおける割合、示談金は決まっているのかと問い合わせた。

これに対しては、後日教えると回答があった。

また、JIPAから、インターネット上の対策もされていると聞いているが、インターネット取引における罰金は、何に基づくのかを教えて欲しい。在庫額なのか、過去の販売額なのかと問い合わせた。

これに対して、MDTCAから、物理的な取引と同様の罰金になる。つまり押収ユニットに応じて罰金を科している回答があった。

また、JIPAから、模倣品の販売においては、その場にはサンプルしかないが取引物を隠している場合もある。従って、ぜひ過去の取引額を調べて罰金を科してもらえるようにしてもらえないかと要望した。

これに対して、MDTCAから、現状は、提案の通りに対応していると思う。ただし権利者の協力が必要である。トライアルとして怪しい販売品、販売者を教えてほしい。また過去の販売履歴などを提供してもらうなどのプロバイダとの協力も必要になると考えると回答があった。

これに対して、JIPAから、権利者側も悪質な取引の削除に努めている。今後、怪しい悪質業者のリストを送らせていただくと回答した。

2) 押収リストの提供

権利者は、摘発後に民事訴訟を行うことを検討する。民事訴訟を行うか否かの判断材料として、摘発時の押収数が必要であるので、MDTCAに摘発の押収リストの提供を要望した。

また、処罰結果についても、民事訴訟を行うか否かの重要な判断材料になるので、処罰結果の提供も要望した。

これに対して、MDTCAは権利者が要望すれば提供するとの回答であった。

これに対して、JIPAから、これらの情報は、MDTCAの活動の成果、もしくは模倣品業者への威嚇になるので、ホームページなど公開したほうが良いと提案した。

3) 意匠権侵害の対応

模倣品は、商標権侵害→意匠権侵害→特許権侵害という流れで形を変えてゆく、マレーシアにおいても、意匠権侵害が増えてきている。MDTCAが消費者の安全を守るために模倣品の摘発をしていることは認識している。意匠権侵害品も、消費者が本物と模倣品とを間違える可能性が非常に高く、消費者の安全を脅かす。そこで、現

在MDTCAにおいては、商標権侵害のみを摘発対象にしているが、消費者の安全確保と言う観点で、意匠権侵害も摘発対象にすることを要望した。

例えば、ヨネックスでは、当初ヨネックスの本物に似たコピー品を作る会社が多かった。しかし、次第に商標は自社のものを付け、デザインのみを模倣する会社も出てきている。意匠権侵害している会社への対策は裁判のみであり、費用や時間もかかる。その結果裁判が終結するまでに、模倣が継続して被害が拡大する。企業活動だけでなく、消費者の利益が損なわれている。見た目は似ているが質に大きな違いがあるため、消費者への健康被害などの危険がある。消費者への安全のためにも将来的な意匠権への摘発拡大を考えてほしい。また対応する予定があれば教えてほしいと問い合わせた。

これに対して、MDTCAからは、マレーシアはTRIPS協定でミニマムリクアイアメントを守っている。今のところは特許や意匠まで権限範囲を拡張させることを議論していない。例えば芸術的な作品の場合には(さらに登録されていれば)、著作権で保護することができる。実際に摘発も行っている。日本ではすべての知的財産法で保護されていると聞いている。対応する日本の条文を教えてもらえれば対応するマレーシアの条文がないか調べてお伝えすることもできるとの回答であった。

補足)特許法196条、意匠法69条が刑事罰に該当する。

さらに、MDTCAから、日本企業は、マレーシアで模倣品などのマーケット調査はしているのかという質問があった。

これに対して、JIPAから以下の回答を行った。BOB(Basket of Brands)登録をしている会社もある。8社、キヤノン、ホンダ、ユアサ、パイロット、ブラザー、ヨネックス、資生堂があると回答した。

また、MDTCAからは、日本ではインターネットにおける摘発などをどのように行っているのかという質問があった。

これに対して、JIPAから、日本では権利者がプロバイダに模倣品販売者を通知することで削除することができる。この場合は、事前に権利者がプロバイダに対し会社登記などの情報を提供することで、プロバイダの削除システムを使えるようにしていると回答した。さらに、プロバイダが警察などの政府機関に連絡することもある。この場合、警察がウイルス対策ソフトウェアとも連携し、消費者が悪質なホームページを開こうとすると警告が出るようにすることもあると回答した。

4) インターネット対策

近年インターネットの普及により、インターネットのよる模倣品の販売が増加している。インターネットでの販売は、販売者の居所を見つけるのが難しいなど、摘発が非常に難しくなっている。そこで、インターネットでの模倣品販売に関する対策強化と権利者との連携を要望した。

これに対して、MDTCAから、SIFU(Special Internet Forensics Unit)という専門の部門があり、7人のメンバーがおり、ムハマド氏が長官であり、人数拡大、技術向上などを検討しているとの回答があった。

5) インターネットショッピングサイトへの指導

マレーシアには、LAZADAなど有名なインターネットショッピングサイトが複数ある。残念ながら、これらのインターネットショッピングサイトには模倣品が多数存在している。権利者は、ショッピングサイト上で模倣品を見つけると、当該サイトに対し、模倣品の出品リンク削除を依頼している。しかし、模倣品の出品リンクが非常に多く、リンク削除されたのに再度模倣品を出品する出品者も多いことから、消しても、消しても無くない状況である。これを解決するには、インターネットショッピングサイトが、模倣品の出品者に対する罰則を厳しくすることが必要である。そこで、インターネットショッピングサイトに対し、模倣品の出品リンク削除の受け付けをするだけでなく、模倣品販売を繰り返すなど悪質な出品者のIDを取り消す等の厳しい規則を作るように指導することを要望した。また、模倣品削除依頼を受け付けるシステムさえも無いショッピングサイトもあるので、ショッピングサイトに模倣品削除の申し立て受け付けを義務化させる規則を作ることも要望した。

具体的には、プロバイダ上で販売している人間への処罰を行って欲しいと考えており、マレーシアで有名な通販サイトLAZADAはAlibabaの傘下に入り、処罰ルールを同様のものにすると思われる。権利者としてはAlibabaのルールでは満足できない。よって、マレーシアのルールがAlibabaのルールにならぬように厳罰なルール適用を要求した。

これに対して、MDTCAから、インターネット処罰を所管する省庁はない。LAZADAがAlibabaの傘下に入ったのを初めて知った。なぜ、LAZADAがAlibabaのルールを適用するのか教えてほしいとの回答があった。

これに対して、JIPAから、来年から、LAZADAの削除申請がAlibabaのシステムで出来るようになる。したがって、LAZADAのルールもAlibabaになるのではないかと考えた次第である。Alibabaは3回模倣品を販売した場合にIDが削除される。さらに、3回のカウントは1年ごとにリセットされる。したがって、年に2回まで模倣品を販売できることになる」と回答した。

これに対して、MTDCAから、IDを変えたり名前を変えたりすることはないのかと問い合わせがあった。

これに対して、JIPAから、そのような状況は良くあると回答した。

これに対して、MDTCAから、そこが大きなネックとなり、IDが変わった場合に模倣品を販売する会社の同一性を見分けることがMDTCAにとってもプロバイダにとっても困難になる、とのコメントがあった。

JIPAから、中国では新しいインターネット販売に対する法律ができ、営業許可証（会社登記や授權書に似たもの）をサイトの冒頭に記載することになった。理由は脱税などがあるからであるが、IDの使い回しも出来なくする効果がある。マレーシアでも同様のことがあると困るため、ぜひ同じような法律の導入を検討して欲しいと要望した。

これに対して、MDTCAから、マレーシアは1999年の消費者保護法Eコマースにより、Fullname、e-mail address、Phone numberの登録が必要なメカニズムになっている、との回答があった。

6) 税関との連携強化

模倣品対策として、水際対策は極めて重要である。しかし、マレーシアの税関の模倣品差止めは無いに等しい状況である。これは、税関が、本来の業務が忙しい上に、知財の模倣品処理に関する権限が少ないのが原因かと考えている。そこで、差止め後の模倣品処理の権限を持つMDTCAが税関と連携して、水際差止めを強化することを要望した。

具体的には、郵便小包などで消費者の家に模倣品を直接送るケースがでてきて、市場の対策だけでは対策が非常に難しくなる。したがって税関と協力して対策をして欲しいと要望した。

これに対して、MDTCAから、海を通して中国からの模倣品流入は国にとって大きな課題となっている。税関にとっても、すべてのコンテナを確認することは非常に困難である。クラン港には2,000-6,000コンテナが1日に到着する。何らかの模倣品の情報を事前に突き止めたならばMDTCAの方に連絡してもらえれば税関の方に止めるように連絡することができる。過去の事例としては、権利者の方から連絡があり、船舶とコンテナの名前があったためMDTCAと権利者が一緒に模倣品が入っているかどうかを確認した経験がある。この場合には所有者が探偵を雇い、コンテナ名などを調べた。ここまで調べるのは非常に困難だとは思っているけれども、そのようなケースがあったことを紹介する。

JIPAから、税関がランダム、自主的に差し止められるシステムが必要だと考えるので、構築を要望した。

これに対して、MDTCAから、現在も2つのチェック機能は持っている。ただし、最近e-packageという小包が出てきており、こちらがマレーシアに入ってくる、と心配している。また、模倣品タスクフォースというものがあり、税関もメンバーに入っている。このようにして密にコミュニケーションをとっていければ良いと考えているとの回答であった。

(3) 所感

マレーシアもインターネット侵害が増加しており、これに対して特別チームを作るなど、対策を強化していることがわかった。しかし、他国のインターネット対策の情報をあまり持っていない為、今後国際基準の対応がされていくかは多少疑問が残った。よって、今後も意見交換を通して、国際基準のインターネット対策を要求することが重要と感じた。(大久保)



3.2.2 マレーシア税関

(1) 日時、場所、面談者

日 時：2018年11月8日

場 所：マレーシア税関内会議室

面談者：

Mr. Dato'Sri Subromaniam Tholasy マレーシア関税部長官
他

<アドバイザー>

新 留 豊 氏

JETROシンガポール 知的財産部部長

(2) 会合の内容

局長から訪問歓迎の挨拶の後、エンフォースメント関係の紹介が行われた。その後、2002年にWIPOとJIPOのトレーニングコースで日本に行き勉強になったこと、水際は税関の仕事となるが、水際対策をできていないこと、押収したものの判定が難しいこと、他のエンフォースメント部門と訓練などで協力していること、WCOのIPM (Interface Public-Members)に入ろうとしたが遅れていること、職権で差止め等できるが専門知識がないこと、セミナーでもワークショップでも良いので訓練して欲しいこと、MDTCAと協力してより良い対策ができると思っていること、並行輸入は税関では対応できないこと等の説明があった。その後、JIPAから紹介などを行い、以下について要望した。

1) 商標権等の登録制度の新設

税関は1976年商標法第70C条～第70O条で知的財産権に関する取締りを行うことになっており、侵害又は模倣の疑いのある商品の職権で差押ええられる権限を有すると理解しているが、現在、職権差押えはほとんど行われておらず、権利者が事前に、模倣品の輸入に関する詳細情報を添えて、税関の商標登録官に申立てを行わなければならない。この情報を事前に入手することは極めて困難であるため、税関での模倣品差押えは極めて難しいものになっている。ASEANの他国は商標等の権利者が事前に税関に自分たちの権利を登録する制度があり、その制度によって模倣品の輸入差押えがされている。そこで、税関における商標等の登録制度を設けていただくことと、権利者からの包括的申立てを受け付けて、職権での模倣品差押え強化を要望した。

更に、登録制度を作ることが税関だけでできることではないことはわかっている。IIPPFに税関を招聘した際には、財務省と相談すると言うコメントもあったので、是非実現して欲しい。長官からも是非プッシュして欲しい。また、マレーシア税関は麻薬取締で2トンの抜き打ち検査をしたと聞いており、検査能力が高いと認識しているので、模倣品のチェックもお願いしたいと要望した。さらに、模倣品の処分をMDTCAで行う必要があるが、税関で模倣品の処分を行えば、処理がスムーズになるし、税関のモチベーションも上がると思っている。ぜひ、この点についても、検討して欲しいと要望した。

これに対して、水際は税関の責任があるが、情報が無い。差止め事例としては、自動車パーツや衣類の差止めもある。また、首相が変わって日本との関係が良くなった。航空部品の模倣品など、模倣品の危険性を認識している。しかし、法律を変える必要があるので、時間がかかると思うが、必ず財務省に連絡するとの回答があった。

また、現在、22人がアプリを使って検査するようにしている。アプリはWCOが推奨しているアプリである。JIPAもWCOのアプリの情報を入手すべきと思う。WCOの事務総長は日本人でとても人望も厚いので、JIPAもWCOとの関係構築をすべきとの回答があった。

模倣品は危険性を含んでいる。危険性を説明すれば、模倣品と言うわけではなく、危険物としての取扱いも可能かという質問を行った。

これに対して、税関は、禁止物については検査している。しかし、商標法の絡みがあり、模倣品を禁止物に入れることができないとの回答があった。

2) 税関差押さえ手続における刑事罰と行政処罰の導入

権利者の申立てにより、税関が輸入される模倣品の輸入を阻止、差押えし、その後、権利者が侵害訴訟(民事訴訟)を提起し、それにより差押物品の没収、廃棄することとなっているが、民事訴訟は時間や費用(弁護士費用、証拠保全費用等)など、権利者にかかる負担が極めて大きなものになる。そのため、権利者は対費用効果で数量が少ない模倣品に関して輸入を阻止しない可能性がある。また、模倣品輸入業者は一括大口輸入から分割小口輸入に切り替え模倣品を輸入するので、水際取り締まりはより困難となっている。そこで、税関での職権差止を強化すべく、税関差止手続きにおいて刑事罰や行政処罰が導入されるよう、関係各所に働きかけるよう要望した。

これに対して、自主的に差し止める権限はあるが、判定する能力がないとの回答があった。

3) 啓発活動の活性化

模倣品輸入の減少、模倣品市場の消滅のために、一般消費者に対し模倣品の危険性や違法性、模倣品が市場の健全な発展を阻害していることなどの知的財産権保護の重要性について啓発活動強化することを要望した。また、JIPAとしても、このような活動はできる限り協力したいと考えていると伝えた。

これに対して、啓発活動の重要性は把握している。市民が情報を持っていないのも問題だし、最前線の役人の情報も無いと言うことが問題だと思っている。よって、税関向けのセミナーなども是非開催して欲しいとの回答があった。

JIPAからは真贋判定はJETROが作った真贋判定集があるからJETROから入手して欲しいと伝えた。

これに対して、次回セミナーがあった場合は、本当のフロントラインの人間を送りたい。税関職員は研修したら、他の税関職員に教えると言うルールになっているとの回答があった。

(3) 所感

税関登録制度を積極的に検討するという回答があった。しかし、どこまで本気かわからないところがあるので、JETRO等と連携し、定期的に状況を確認すると共に、必要に応じて税関登録制度の早期設立を要望していく必要があると感じた。(大久保)



3.2.3 知的財産公社(MyIPO)

(1)日時、場所、面談者

日 時：2018年11月9日

場 所：知的財産公社内 会議室

面 談 者：

Mr. Zulkarnain Muhammad	Deputy Director General (Strategic&Technical)
Ms. Zaiton Binti Nordin	Director (Patent Formality and International Registration Division)
Ms. Ten Norleza Binti Zakaria	Director (Industrial Design and Layout of Integrated Circuits Division)
Ms. Norainan Binti Abd. Latip	Senior Director (Trade Marks and Geographical Indications Division)

<アドバイザー>

新 留 豊 氏

JETROシンガポール 知的財産部部長

(2)会合の内容

1)特許法

①修正実体審査手続きの簡素化

2007年の両国特許庁長官間の覚書により、修正実体審査制度を利用する際に提出が求められる特許公報の翻訳に対する「認証」が不要となったが、翻訳者及び出願人による宣言書が必要で、翻訳者の署名については「公証」が依然として必要であるが、「公証」には時間と費用を要する、そこで、この「公証」も不要としてさらなる手続きの簡素化を要望した。

これに対して、公証が必要となっているのは法律であって、変えるのが難しいが、どのようにしたらよいのか具体的に提案すれば特許庁でも検討したい。MyIPOは元々の明細書がきちんと翻訳されているかを知りたいだけであり、宣誓書があれば十分である。法律上は翻訳者の公証をもらっている。公証を不要にするのは日本とマレーシアの二国間で決められるとのことなので、特許庁内の特許委員会(特許法や規則について議論する委員会)で議論するとの回答であった。

②修正実体審査における請求項の合致

修正実体審査において、他国で登録された請求項と同一の請求項である必要がある。しかし、日本の登録特許にマレーシアで特許を受けることができない発明が記載されている場合(例えば、プログラムクレームが含まれている場合)、審査基準「第7章 修正審査 3. 実体要件 3.3.3」には「前記3.3.2に拘らず、特許出願のクレームと付与されている特許のクレームの間の大きな相違が修正実体審査で認められる又はむしろ必須でさえある場合がある。例えば、マレーシア法に基づいて特許を受けることができない外科術による人体の処置の方法に対するクレームは、他国で特許として

認められるといえども、マレーシア特許出願に含まれてはならない。」とある。実務上は特許を受けることができない発明を削除するとマレーシア出願と外国特許の間の不一致で拒絶されることが散見される。そこで、実務上において請求項に保護対象違反の発明が含まれていても削除すれば同一と見なすことを要望した。更に修正実体審査において他国の請求項以外の明細書はどこまで同一にしないといけないのかと言う基準を確認した。

これに対して、規則では数が全く同じでなくても問題ない。治療の例については治療の方が特許不可能と言うことで除外して請求しますということで許可されるはずであるが、審査部門に確認してみるとの回答であった。

通常、修正実体審査において審査請求後、審査段階でマレーシア特許として登録不可能な請求項が含まれている場合、特許法13条により、その請求項が含まれてはいけいないので、特許とすることが出来ない。特許庁の審査官はその請求項を除外するようアドバイスする。特許不可の請求項と請求項の数が相違するとの拒絶理由の両方が含まれているのではないかと考える。しかし、基本は請求項の数が違っていても登録にすべきであり、審査官は受け入れるべきだとの回答であった。

更に修正実体審査時に最初は特許にならない請求項が含まれていた形で出願したほうが審査はスムーズに進むのか、それとも自発的に出願人が先に特許不可の請求項を削除した補正を行った上で審査を進めてもらったほうがスムーズなのか質問した。

これに対して、特許不可能な請求項は削除して審査請求を申請した方がよいとのことであった。理由として、審査官が再度指摘しなくていいので、自発補正した方が審査としてはやり易いとのことであった。

③在外者や遠隔居住者に対するOAへの応答期間の延長制度

マレーシア特許規則の改正により(2011年2月15日施行)、審査報告書への応答期限が、発行日より3ヶ月から2ヶ月に短縮された。マレーシア特許法30条によると、延長は1回に限り承認を受けることができる。しかし、在外者や遠隔居住者も2ヶ月の応答期間に応答する必要があり、延長の場合には審査官の職権による「承認」が必要である。そこで、手続書類の翻訳に時間を要する在外者や書類のやり取りに時間を要する遠隔居住者に対して、応答期間を元の期間(3ヶ月)に戻すことを要望し、起算日を「発行日」ではなく、「送達日」に変更することと応答期間の延長を要望した。

それに対して、JPOのような電子的に拒絶理由等の通知を送るシステムは無いが、審査報告書への応答期限が3ヶ月から2ヶ月に変更したことで他国からも文句が来ている。MyIPOは改正法(改正法がいつ施行されるか分からないが)で審査報告書の応答期限を2ヶ月から3ヶ月に長くすることを提案している。更に延長は定められた書式、定められた手数料を払えば、6ヶ月延長できるという決まりがある。ただ、一回限りの延長となっている。それに関しては日本企業もマレーシアにいる特許事務所と話をしていただいて、延長を申し込めばよい。延長は全ての延長願いに対して認められる。ただ、問題としては一回限りの延長との回答であった

更にJIPAは延長に対して特段理由の制限はあるのかと質問した。

これに対して、理由が無くても2ヶ月間で応答できないとなれば延長が考慮される。例外としては審査官から最後の拒絶が出た場合は延長が認められないとの回答であった。

更にJIPAはEPOとかSIPOでは、発送日ではなく、発送から2週間後とか10日後を受領日とみなして期間をきめているので法改正をする際はそのようにみなしすることも要望した。

これに対して、特許庁内でも議論しているが、郵便事情などを考慮するとJPOの運用の様に基準日を送達日とすることは出来ないのので今のところは送付日としている。他国のケースを調べてみてから立法担当者と相談するとの回答であった。

④公開制度にもとづく公開公報の発行と新規性判断

公開制度は採用あるが、公開公報は所定の手数料を支払わないと発行されない(特許法34条)。そこで、公開公報の自動的な無料発行とそれが新規性(特許法14条(2)(b))判断時の先行技術へ追加することを要望した。

これに対して、MyIPOは情報をきちんと公報すべきであると考えているし、苦情は日本だけでなく、マレーシアの大学からもこのような特許出願については無償で皆が入手できるようにすべきだと指摘を受けている。法律で公報は有償でなければいけないという事になっている。法律の改訂時には無償で公表すべきであることを立法省に説明する。MyIPOはJPOと覚書があってデータ交換可能であり、実際にJPOとデータを交換している。JPOを通じてマレーシアのデータを得ることが出来るかもしれないとの回答であった。

更に、JIPAは公開公報が発行されるかどうかとその公報が新規性欠如の根拠となるかどうかは別であると考えていると意見し、公開公報の発行が新規性の判断の条件なのか質問した。

これに対して、新規性の決定については公開をするということが条件である。JPOや他国で公開されたということが先行文献としてみなされるとの回答であった。

更にJIPAは法律の見直しに働きかけ、公開公報だけでなく、審査経過も公開されるよう要望した。

⑤無効審判制度の導入について

登録特許に対して第三者がMyIPOに不服を申し立てる機会がなく、高等裁判所に特許無効の訴えをする必要がある。MyIPOにて特許の成立性について再度争えるように、他国と同様に無効審判制度の導入を要望した。

これに対して、今はそのような法律が無いので将来の法律の中で政府に提案する。現状で裁判より安く済むのは特許登録後、MyIPOに異議申立をしてもらった方が裁判よりも安く済む。来年、法律改正があり、MyIPOは付与後異議申立を提案していくというのが一番良いやり方であるとする。無効審判を法改正に盛り込むには既に時期が遅いので、将来の法改正時に強く要望していくとの回答であった。

また、MyIPOの担当者からは日本の無効審判や異議申立を勉強したが、もっと情報を頂いて特許法改正の議論に使いたいとのことので情報提供を依頼された。

更にJIPAが異議申立期間は6ヶ月間であるのか、それが過ぎた後は知財高裁での裁判になるのかと質問した。

これに対して、第三者に対して6ヶ月の期間を与えてMyIPOに異議を申し立てる期間を設ける。もし、それでも駄目なら高等裁判所に訴えることになるとの回答であった。

改正法に関しては数年前に草案をWEBサイトに載せている。JIPAがそれを見逃したのであれば今でも出してくれれば要望に目を通すとの回答であった。

⑥特許権、意匠権の刑事罰の追加

刑事訴追は取引表示法、価格統制法及び価格統制令、光ディスク法、著作権法に基づくものは定められているが、その他の知的財産に関する刑事訴追は認められていない。著作権以外の知的財産権にも刑事訴追ができるようにすることを要望した。

これに対して、マレーシアは商標や海賊版についてはTRIPS協定の条項に従って定めている。健康とか、安全とかという事であれば、権利所有者が裁判で訴える。もっと幅広く消費者のことを考えてみると商標法や意匠法を越えた問題になってきて、これは国に対しての問題になる。別の法律で処理される。国に対する脅威、個人的な権利の侵害となると扱う法律が違ってくるとの回答であった。

2)意匠

①公開延期制度の導入

出願人の申請に基づいて、登録意匠の公報掲載を延期できる制度の導入を要望した。

これに対して、現在、意匠法は審査終了次第、出願して登録する。ハーグ協定に基づいて延期制度を検討していて、企業や外国にとっても公開を延期したほうがよいとも考えている。他国の法律を検討しながらマレーシアの法律をどのように変えたらいいのか、変える事が必要なのかを検討しているとの回答であった。

一方、MyIPOからはインドネシアとEPO以外で公開延期制度をしている国があるなら教えて欲しいと要望された。

これに対して、シンガポール18ヶ月、台湾6ヶ月、フィリピン、タイはJETROが要求している。ラオスとブルネイは1年後にプラスできる。ハーグ協定上は30ヶ月であるが、日本では3年間できると回答した。

②部分意匠制度の導入

部分意匠制度の導入と部分意匠の法制度化を要望した。

これに対して、フォーマルではないが部分意匠を認めている。法律がなくても実際には運用でうまく行っているとの回答であった。

③実体審査プロセスの制定

MyIPOでは方式審査のプロセスにおいて実体審査が行われている。出願人の立場としては、方式審査に意見書などで反論する機会が保証されておらず、実体審査の結果に対する反論ができない場合がある。方式審査とは別に意見書の提出の機会

を保証した実体審査の制定と合理的な審査期間となるように要望した。

これに対して、方式審査中に先行文献に基づいて新規性を判断している。何か違っていれば申請者に対して情報を求めている。実質的にMyIPOは実体審査を行っている。出願人に対しても十分な時間を与えて、反論の機会を出願人に求めているとの回答であった。

更にJIPAは方式審査のプロセスで新規性を見ているが新規性が無い場合、一律で意見書を述べる機会とは与えてもらうことは可能かと質問した。

これに対して、新規性で拒絶された場合には一回だけ意見書を出すことが与えられている。商標と違い、商標はヒアリングがOKとなっているが、意匠はヒアリングができない。しかし、一回だけ意見書を出す機会が与えられる。新規性なしで拒絶された場合には必ず出願人に対して返答する機会が与えられるとの回答であった。

④拒絶査定不服審判制度の導入

MyIPOで再審理できるように、拒絶査定不服審判制度の導入を要望した。

これに対して、マレーシアの法律では不服審判や無効審判がない。第三者に不服があっても高等裁判に訴えるしかない。この点は特許や商標の方が検討は進んでいる。MyIPOから女性の意匠審査官一人が日本の特許庁で研修員として色々勉強している。その人が帰ってきたら意見を聞いて確認したいとの回答であった。

⑤新規性喪失例外規定の拡充（意匠法12条（3））

新規性例外規定の適用対象が、「第三者による意思に反する公表」、「博覧会」に限定されているが、「インターネットへの掲載、展示会への出品、製品発表や発売等により自ら当該意匠を公知にした場合」においても適用を受けられることを要望した。

これに対して、現在、第三者による意思に反する公表や公的あるいは非公式の博覧会に限定されている。他国の法律も検討してデザイナーあるいは権利者を含めるかどうかを検討している。含めることは約束できないがこれに関しては適当なやり方が必要であることを認識しているとの回答であった。

⑥「マストマッチ」(must match)の保護除外の見直し（意匠法3条（1））

意匠の定義（意匠法3条（1））において、意匠法の保護対象となる「意匠」に含まれないものが列挙されている。このうち「(b)(ii)意匠の創作者が、当該物品がその不可分の一部を構成することを意図している他の物品の外観に依存するもの」(マストマッチ)の削除を要望した。また、以前はマストマッチの拒絶理由を多く受けていたが、最近はあまり拒絶理由を受けていないので、マストマッチの運用を確認した。

これに対して、MyIPOは審査をするときにどの条項にしたがって認めることが出来ないかを考える。マストマッチの拒絶が少なくなったということは審査官と話してみないと分からないが、たぶん審査官は他の条項にしたがってこれは認めることは出来ないとかいう答えが決まっているのでそちらを選んでいる。その結果、数が少なくなっている。審査官とも話をしてみても調べるとの回答であった。

⑦出願から6年経過の年金納付

出願から6年経過すると登録査定が無くても年金を納付する必要がある。意匠権として権利が確保できないのであれば、登録後の年金納付とすることを要望した。

これに対して、登録を求めて申請を行って5年間は最初に支払ったお金で十分で、この間は追加のお金を払う必要が無い。6年目を過ぎても登録になっていなければお金を払う必要がないとの回答であった。

⑧ハーグ協定ジュネーブアクトへの加盟

ハーグ協定加盟に関し、具体的なスケジュールを質問した。

これに対して、アセアンの加盟国としてハーグ協定に加盟する義務があるので2020年には加盟する。AWGIPCでは実際にはいつまでとは明記されていない。他のアセアン加盟国では準備できていない。しかし、MyIPOは2020年までに加盟できるように最大の努力をしたいとの回答であった。

3) 商標

①マドリッド協定議定書へ加盟

マドプロ加盟に向けた準備の進捗状況を質問した。

これに対して、必ず加盟するが、いつとは確約できない。既に90%は法務部門で準備ができている。2018年12月に確認してMDTCAに上げるので最終的にMDTCAがいつ国会に出すかという事になるとの回答であった。

②著名商標の保護

外国で著名な商標の保護規定(商標として登録されない・無効となる)の導入、著名商標の判断の具体的なガイドライン、認定された著名商標のリスト等の公表、を要望した。

これに対して、MyIPOは将来法改正を行う。裁判所で争った結果、裁判所が著名な商標だということになればMyIPOもそれは著名な商標であると指示することになる。現在は、一つのクラスで著名な商標であると登録していれば、他のクラスでも著名商標としなければいけないとの回答であった。

更に、JIPAは外国の著名商標も保護されるようことを要望した。

これに対して、審査官が外国著名またはマレーシアで著名と知っているので登録されていなくても、登録しようとするのを拒絶するはずである。なんらかの理由で登録されても公報に載るのでMyIPOに異議を申し立てることが可能である。著名な商標は国によってかなり主観によって左右される。商標権者に問題があった場合、その国の審査官に対してこれは著名であるということの具体的な使用証拠を提出することが役に立つとの回答であった。

③一出願多区分制度の採用

一出願一区分の制度を改正し、一出願多区分の制度の採用を要望した。

これに対して、次の法改正では一出願多区分制度が採用されるとの回答であった。

④出願時における宣誓書提出義務の廃止(商標規則18条、90条)

マレーシアは、商標の出願時において公証認証済みの宣誓書（STATUTORY DECLARATION）の提出を義務付けている。出願時における公証済みの宣誓書の提出義務を廃止することを要望した。

これに対して、MyIPOは改正では宣誓書提出義務が廃止されるとの回答であった。

⑤ 連合商標制度の廃止

連合商標制度の廃止を要望した。

これに対して、連合商標制度は次の改正で廃止されるとの回答であった。

⑥ 改正のスケジュール

各法律の改正のスケジュールを質問した。

これに対して、まずは商標法であり、目標は2019年3月か7月に国会に草案を提出する。そして、マドリッド議定書に関しては2019年末に改正する予定。まずは国内法をきちんと整備しないとイケない。まずは商標法、その後に特許法、意匠は2020年の予定との回答であった。

更に、商標法が改正されればJIPAの全て要望が認められることになるとの回答であった。

（3）所感

JIPAのアジア戦略プロジェクトが前回マレーシアに訪問したのは2015年であった。その時は我々の要望を聞き入れてもらえるような雰囲気ではなかった。その後、数回日本でMyIPOと意見交換をしてからの今回の訪問となったが、マレーシアでは近く知財法の改正が行われるとの情報が得られた。特に商標法に関しては我々の要望が改正法で全て要求どおりになるとのことであった。この改正法によりJIPAの要望が受け入れられるのはアジア戦略プロジェクトとしての大きな成果ではないかとメンバー一同自負している。（寒江）



3.2.4 日本大使館

(1)日時、場所、面談者

日 時：2018年11月9日

場 所：日本大使館会議室

面 談 者：

折笠公使

石川一等書記官

(2)会合の内容

日本大使館員の構成(商工会、経産から出向、日本人が35人働いている)などを聞いた後、以下について問い合わせて回答を頂いた。

1)マレーシアの概況

2018年5月9日、第14回総選挙があり、マハティールが復帰した。建国61年にして初めての政権交代であった。マハティールは80年代に掲げた東方政策を再度掲げている。これまでも毎年、2回/年は来日している。

マレーシア政府は、30兆円の負債を抱えており、これはナジブ政権の20年間で発生したものである。これをマハティールが精算しようと国民に訴えている。マハティールの日本への要望は、大学のランチを作って欲しいなどの具体的なものもある。

日系企業については、インドネシアで、鉄道事業で中国に負けた。マレーシアにおいては、クアラルンプールとペナン鉄道建設について、中断されたが、日本は、贈賄などが頻繁な中国とは競争をせず、喧嘩することが多い。円借款を使って、マレーシアに高速鉄道として新幹線売り込みたい。

2018年11月6日午後、日本商工会議所36回経済評議会が開催された。企業リーダー600人が集まった。ナジブ政権は親中であったが、マハティールは中国の影響を脱する初めての中進国としての実験をしている。マレーシアは発展が見込まれ、人口ボーナスが2070年まで続く結果、マレー系が70%となる。将来はマレー系の国になる。

日本との関係については、第二次大戦ではマレー作戦は、真珠湾よりも2時間早かった。山下泰文中将や谷豊さんが有名である。800年代には真如親王がインド訪問の途中でマレーシアにて亡くなられた。日本人については、定年後にマレーシア移住をするケースが増えており、2006年から移住先として1位であり、500人を超えている。皆さんゴルフをして楽しんでいる。夫婦で30万円あれば100m²、プール、庭付きを5万円程度/月で借りられる。物価は、日本の1/3程度。

日本企業は1,400社程度ある。少しずつ伸びている。このまま伸びるのか、停滞するのか岐路である。ここ数ヶ月は中国向けがマレーシアに来ていると言うのもある。トランプ政権での対中政策の傾向で変わる。

2)マレーシア国民の模倣品への関心度(模倣品が出回ったり、模倣品に対する関心が低かったりすると、日本製品の販売等に影響が及ぶ)

模倣品はタイ側、インドネシア側などからの密輸が多い。1990年頃はタイ側に中国人民解放軍、マラッカ海峡は海賊がいたが、現在は影響が薄れている。マレーシアでは、シンガポールの影響で海賊版は対策が厳しい。マレーシアには模倣品の大きな工場などはない。マレーシアの人は技巧の人ではない。中国、ベトナムなどは、これをコピーしてくれというのでできてしまうがマレーシアはそのような環境にはない。マレーシアは一人あたりGDPが1万ドル、人口3,800万人である。クアラルンプールの人口は800万人であり、一人あたりのGDPは3万5,000ドルを超えている。円換算では、年収一千万円程度の人口が20%居る。しかし、高いお金を出して、本物を買おうという気はあまりない。ものによっては(安全に関わるものなど)については、本物を買う傾向にある。ディズニー系は模倣品が多い。

化粧品、薬などは日本品を好む傾向にあるがそれ以外はその傾向はあまりない。車は国産もある。プルドア(ダイハツ)など国産車。

3) 政権交代による日系企業への影響

日系企業への政権交代の影響は大きい。親中国から親日へと変わった。中国の人心掌握術から離れられる。政府要職の腐敗者が交代した。具体的には、現在の内閣で、大臣経験者はマハティールと他1名だけ。中国との対立軸では良い状況になっている。かつては、白物家電で輸出世界一だったが、この地位はタイ、ベトナムへ移っていった。金融などで日系がマレーシアで活躍できればと思っている。

4) 日系企業含む外国企業の問題点

労働者問題がまず挙げられる。400万人いる外国人労働者の最低賃金問題がある。1,000リンギットを1,500リンギットにすることになっている。3K職場にマレー人が着かなくなっている。マレー人同士のセイフティネットが強いためこれらの職場に就かなくてもやっていける。3K職場は外国人労働者が就いている。

また、役所・企業などは、昔は朝令暮改のことが多くあった。現在でも、窓口対応が悪いなどがある。

5) 知財を含めて、税務、労働、環境等のトラブルや紛争

知的財産での問題の相談はあまりない。消費税の問題が多い。税務当局がふっかけて高額をとる。窓口対応が悪く、過払い分を返してもらえない。でも正式には返すとはいつている。移転価格税の問題については、運用が変わってきたというはある。法律はあるが、運用が変わったりする。法を破ることはない。グレーなところについては、グレーのままにできてきているので、運用が変わると今まで得られたメリットを受けられない場合があるが、致し方ないこともある。

6) 国内企業、政府組織間の贈賄(他のASEAN、中国と比較して)

インドネシアとの比較では、インドネシアでは、チケットを買えば何でも乗れるが、マレーシアはそれほどでもない。政治と経済が表裏一体。政治家の後ろ盾、王族の後ろ盾がいれば物事は進みやすい。トップダウンの傾向がある。組織としての贈賄はあ

る。マハティールは、お土産は役所に持ってくるなといっている。花と食べ物のみがお土産として認められる。中国は、キャッシュ、クレジット、コネクションがビジネスで必要である。

1980年代、原理原則法規則に沿った国であった。ナジブ政権で、お金で何でもできるように変わった。賄賂はインドネシア、中東がきつい。大洋州もきつい。中華系が多いところが、賄賂が多い。

元借款については、中国からのお金、物資は中国で支払い、中国で精算されたものである。マレーシアでは、以前は、中国からのお金は収賄として懐に入って、払うときも払う人にメリットがあった。しかし、それらのお金を返すのは、10年後の人という状況である。

7) 所感

マレーシアでは政権交代のインパクトが大きく、急速に親日化していることが窺えた。政府の負債が大きく、政策面での日本の協力を必要としていることも感じられ、知財面での協力も進むように感じられた。(皆川)





Ⅲ．ラオス・ベトナム訪問代表団

１．訪問代表団の構成（2018年11月時点）

団 長	池 村 治	常務理事、アジア戦略PJサブリーダー 味の素(株) 知的財産部
副団長	宇 野 元 博	アジア戦略PJメンバー (株)GSユアサ 知的財産部
団 員	大 久 保 淳	アジア戦略PJ WGリーダー ヨネックス(株) 法務室 知的財産課
	平 子 雄 大	アジア戦略PJメンバー 本田技研工業(株) 四輪事業知的財産部
	角 野 淳 一	アジア戦略PJメンバー サッポロビール(株) 技術知財戦略部
事務局	永 野 大 介	(一社)日本知的財産協会 政策グループ

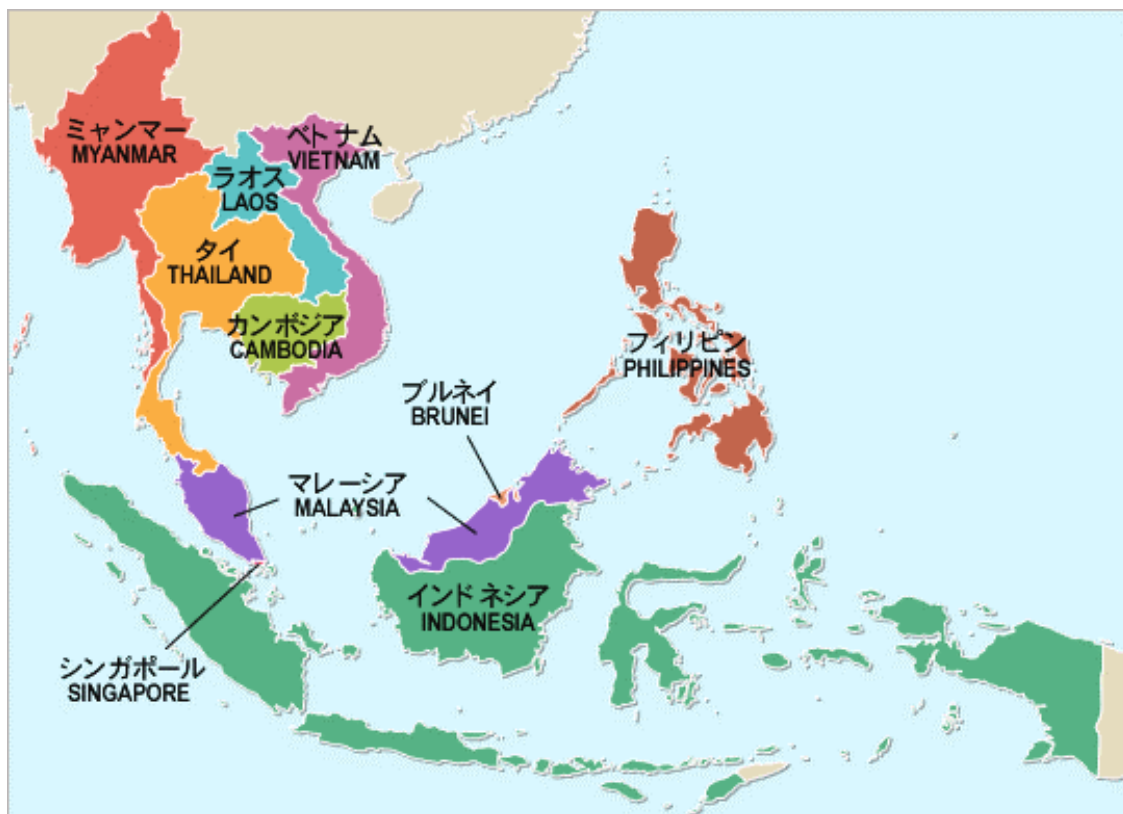
2. 日程及び訪問先

ラオス

- 11月26日(月) (午前)税関
(午後)知財局、経済警察局
- 11月27日(火) (午前)JETROビエンチャン

ベトナム

- 11月28日(水) (午前)ベトナム知財研究所(VIPRI)
(午後)知的財産庁、JETROハノイ
- 11月30日(金) (午前)税関
(午後)市場管理局(MSA)



ラオス(ラオス人民共和国)(外務省ホームページより転載)

首都:ビエンチャン

面積:24万平方キロメートル(日本の約2/3)

人口:649万人(2015年、ラオス統計局)

民族:ラオ族(全人口の約半数以上)を含む計49民族

言語：ラオス語

宗教：仏教

略史：1353年、ランサーン王国として統一。1899年、フランスのインドシナ連邦に編入される。1949年、仏連合の枠内での独立。1953年10月22日、仏・ラオス条約により完全独立。その後内戦が繰返されたが、1973年2月「ラオスにおける平和の回復及び民族和解に関する協定」が成立。インドシナ情勢急変に伴って、1975年12月、ラオス人民民主共和国成立。

政体：人民民主共和制

国会：一院制（149名）

名目GDP：140兆7,490億キープ（約169億米ドル）（2017年、ラオス中央銀行）

一人当たりGDP：2,472ドル（2017年、ラオス中央銀行）

GDP成長率：6.89%（2017年、ラオス中央銀行）

物価上昇率：0.83%（2017年、ラオス中央銀行）

失業率：2.1%（2017年、計画投資省）

主要貿易品目：輸出：約48.8億ドル、電力、金、銅・銅製品（2017年、ラオス商工業省）
輸入：約47.9億ドル、車両、機械類、燃料（2017年、ラオス商工業省）

貿易相手国：タイ、中国、ベトナム他（2017年、ラオス工業商業省）

通貨：キープ（Kip）、1ドル＝8,348.73キープ（2017年、ラオス中央銀行）

在留邦人数：863人（2017年10月現在、在留届ベース）

ラオスの今回の訪問の背景および近況等：

ラオスは一人当たりGDPがアセアン10か国中7番目（以下、ベトナム、カンボジア、ミャンマー：名目GDPでは9位）の規模であり、日本企業の進出もまだ多くはない（2014年の日本人商工会の報告では進出企業は152社）が、「東南アジアのバッテリー」と呼ばれる等、メコン川や周辺の山脈からの支流など水力資源が豊富で、電気料金も安く、経済特区を設けた企業誘致も行っており、チャイナ・プラスワン、タイ・プラスワンの進出先としても魅力があると考えられることから、JIPAとしても今回、初めてラオスへの訪問代表団を派遣することとなった。

ラオスの知的財産の状況については、JETRO作成の「ラオス知財レポート（2013年3月）」に法体系等、詳しく記載されており、また権利行使の状況もその後のJETRO報告書「ラオスにおける知的財産の権利執行状況に関する調査（2018年9月）」に詳述されているが、JETROバンコクからの情報によると、ラオスにおける日本からの特許出願は年間50件程度とのことであり、多くの企業がまだラオスへの出願の経験はない状況であると思われる。しかし、JPOとラオス知財局の間には2016年11月1日より、CGP（特許の付与円滑化に関する協力：日本で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人からの申請により、実質的に無審査で当該知財庁でも特許が付与されるもの）が開始されており、また改正知財法が2018年6月より施行される、あるいは新財務省通達が策定中であり、この中で税関登録制度が盛り込まれる予定であるなど、現地で情報収集を行うことが必要と考え今回、知財局、税関、経済警察を訪問した。なお、訪問のアポイントメントに関してはJETROバンコクのお世話に

なった。

ラオスの印象は、首都のビエンチャンでさえも、昭和30年、40年頃という印象で大きなビルはホテルが目立つ程度であり、基本的には低層階の建物ばかりであり、少し幹線道路を入ると、市民の生活が身近に感じられるという状況であり、これから経済発展を迎える段階と感じられた。また、町の看板などには中国語でのものが多くみられ、中国の影響も強いとの印象である。ビエンチャン市内を流れるメコン川の対岸はすぐタイ国境であり、テレビはタイの放送局の番組や広告のために、タイ語（もともとタイ語とラオス語は近い言語とのこと）やタイ産の製品などはビエンチャン市民にとってはとても身近なものであり、国境を越えてタイの街に買い物に行くことも多いとのことであった。ちなみに労働人口の7割が農業に従事しており、25歳未満の人口が約6割を超えるとのことでもある。

ベトナム（ベトナム社会主義共和国）（外務省ホームページより転載）

首都：ハノイ

面積：32万9,241平方キロメートル（日本の約0.9倍）

人口：約9,370万人（2017年）

民族：キン系（越人）約86%、他に53の少数民族

言語：ベトナム語

宗教：仏教、カトリック、カオダイ教他

略史：紀元前207年、南越国の成立、1884年、ベトナムがフランスの保護国となる。1946年12月、インドシナ戦争。1954年、ジュネーブ休戦協定、17度線を暫定軍事境界線として南北分離。1965年2月、アメリカ軍による北爆開始。1973年1月、パリ和平協定、アメリカ軍の撤退。1976年7月、南北統一、国名をベトナム社会主義共和国に改称。

政体：社会主義共和国

国会：一院制（定数500名）、任期5年

名目GDP：約2,235億米ドル（2017年）

一人当たりGDP：2,385ドル（2017年度）

経済成長率：6.81%（2017年度）

物価上昇率：3.53%（2017年度）

失業率：2.24%（都市部：3.18%、農村部1.78%）（2017年度）

主要貿易品目：輸出：2,140億ドル（対前年比21.2%増）綿製品、携帯電話・同部品、PC・電子機器・同部品、履物、機械設備・同部品等
輸入：2,111億ドル（対前年比20.8%増）機械設備・同部品、PC・電子機器・同部品、布地、鉄鋼、携帯電話・同部品等

貿易相手国：輸出：米国、中国、日本、韓国、香港

輸入：中国、韓国、日本、台湾、タイ

通貨：ドン（Dong）、1ドル＝約22,522ドン（VDN）（2018年4月）

在留邦人数：16,145人（2016年10月現在）

ベトナムの今回の訪問の背景及び近況等：

ベトナムは人口も1億人に迫る勢いで日系企業の進出数もJETRO資料によると1,753社（タイ：1,764社、インドネシア：1,533社、フィリピン1,502社、マレーシア：1,396社）とアセアン諸国ではタイに次ぐ数であり、また外務省発表の海外進出日系企業実態調査（平成30年要約版）においても2017年10月1日時点で国・地域別ランキングで6位となっている等、日本企業の関心が高く、また知財に関しても2018年1月に知的財産法第4版改正が発効し、いくつかの大きな変更があったことから昨年度に引き続いての訪問代表団の派遣となった。昨年度の訪問ではベトナム科学省（MOST）直轄の調査機関であり、知財侵害の際のベトナム第一の鑑定機関でもあるベトナム知的財産研究所（VIPRI）を初めて訪問し、その広範囲にわたる活動の実態を聞くことができた半面、知的財産庁（NOIP、現在IPベトナムと改称）においてはJIPAからの各法令や運用に対しての改善要請に対しては、検討するも難しい、との回答が多く、再度の要請、確認の必要性を感じての訪問となった。

また中国に国境を接し、また水路でも容易に製品が入ってくることから模倣品の対策についての強化も要請および状況の確認が必要であり、昨年は訪問しなかったホーチミンの税関、市場管理局を訪問し意見交換を行った。

知財庁との意見交換では、昨年に引き続いての要請でより深い論議を行うことができたとの印象であるが、中でも日本特許庁との間のPPHについての上限の拡大については、訪問代表団の派遣後に100件から200件への拡大が発表され、本訪問代表団の要請も少なからず影響していると思われる。

今回は、ハノイとホーチミンへの訪問であったが、ハノイが旧市街も含めて、まだ古いアジアの面影を残していたのに対し、ホーチミンはハノイ以上に車の数も多く、渋滞も激しく、また街並みも発展が感じられ、経済の成長を実感できるものであった。一方で我々が滞在したホテルからほど近い街中の百貨店形式の土産物屋において、時計、バッグ、衣服などのブランド品の模倣品が公然と販売されており、知的財産権の順守という点においては、まだまだ遵法精神の遅れが顕著であるとの印象も受けた。

3. 訪問先での会談等の内容

3.1 ラオス

3.1.1 税関

(1) 日時、場所、面談者

日 時：2018年11月26日

場 所：ラオス税務省関税局

面 談 者：

Mr. Canda Sinpaseuth

Acting Chief of ASEAN and Research Section

Mr. Takashi Watanabe

Customs Advisor (Ministry of Finance)

<オブザーバー>

加藤 範久 氏

JETROバンコク Director

立石 崇晴 氏

JETROバンコク Chief Officer

(2) 会合の内容

JIPAより予め送付しておいたラオス関税局への要望書の内容について議論した。

1) 税関の人的資源の強化及び人材の能力向上

JIPAより、ラオス税関にて商標侵害品と著作権侵害品について、職権で差止めできるように法改正したことを、高く評価していることを伝え、ラオスにおける中国からの模倣品の撲滅に向けて、更なる人的資源の強化及び人材の能力向上について要望した。

これに対し、ラオス税務省関税局からは、知的財産の保護を重要視しており、ラオス中央レベルと地方レベルの連携を強化するために区域の見直しを検討しており、中央の税関にはIP部署を創設し、7つの区域にはIPRの人員を配置することが決定されていると回答があった。また、中国と面している区域には鉄道が通っているため、鉄道からの流通の取り締まりを強化することを検討しているとの情報を頂いた。

2) 税関押収の実績データの公表

JIPAより、税関登録するには、税関による水際取締りの実効性を検証する必要がある、この検証には押収の実績データが不可欠であることから、押収の実績データの公開を要望した。

これに対し、ラオス税務省関税局からは、2017年に中国との国境にて400台の軽トラックを押収、空路の乗客から日系自動車メーカーのロゴ入りアクセサリーを1,000個押収、それ以前には別の日系自動車メーカーのガソリンフィルター、携帯電話、スポーツメーカーの靴下、ヨネックスの靴、等の差止めがあったとの情報を頂いた。

また、ラオス税務省関税局から、摘発には税関登録が有効でありオンラインシステムにより登録可能であるが、登録されているのは10社のみであること、日本企業は3

社のみであることから日本企業の登録を推進してほしいとの要望があった。

3) 法改正後の手続きについて

JIPAより、新関税法に伴う手続きについて下記の公開を要望した。

① 権利者からの回答期限

税関から連絡を受けた権利者は、何日以内に真贋判定をすればいいのか確認したところ、権利者からの依頼を受けて押収した場合は10日間、職権による押収の場合は3日間であり、権利者の都合がつかない場合には延長可能であると回答があった。

② 差止め物品が、模倣品だった場合の手続き

税関が職権で処分するのか、それとも、従来通り、権利者が訴訟を提起する必要があるのかを確認したうえで、模倣品は小口化が進んでおり、権利者がその都度訴訟を起こすことは極めて非効率であることから、税関が職権で処分することを要望した。

これに対し、ラオス税務省関税局から、輸入者と権利者との間で同意があった場合には訴訟は不要であり、輸入者が認めない場合は紛争解決の手続きに委ねられると回答があった。また、これまでの実績によれば、裁判手続きしたうえで輸入者が敗訴すれば刑事罰があり、輸入者と権利者との間で合意がある場合には刑事罰がないことから、多くのケースで輸入者は同意しているとの情報を頂いた。

③ 担保金

差止め物品が、模倣品だった場合、権利者は担保金を払う必要があるのかを確認し、権利者は被害者であることから、模倣品の管理費用や廃棄費用などの経費を、模倣品輸入者の負担とすることを要望した。

これに対し、ラオス税務省関税局から、模倣品であると認められた場合には輸入者に要求することが可能であるが、輸入者が逃亡した場合には権利者に要求しているとの回答があった。

4) 権利者との協力

JIPAより、権利者は、模倣品差止めに関連した有効な情報について、積極的に提供したいと考えていることから、具体的に、どのような情報が有効なのかを確認した。

これに対し、ラオス税務省関税局から、正規品と模倣品との比較写真、パッケージの見分け方、正規代理店の情報、輸入ルート等が有効であり、情報は多いほうが有効であるとの回答があった。

5) 消費者啓発活動

JIPAより、これまでの消費者啓発活動の情報、及び、今後の予定を確認した。

これに対し、ラオス税務省関税局から、知財権侵害品だけでなく輸入禁制品売買

に対するポスターを税関に貼付しており、権利者が印刷代を提供した場合には希望の啓発活動が可能であるとの回答があった。

(3) 所感

税関による差止め強化を推進している段階であり、今後も継続して進捗を確認する必要があると感じた。(平子)



3.1.2 知財局

(1)日時、場所、面談者

日 時：2018年11月26日

場 所：知財局

面 談 者：

Ms. Sida Youtrichanthachak	Deputy Director General
Mr. Souligua Sisomnuck	Acting Director (IP Dispute)
Mr. Solasin Seugsilavong	Deputy Director (Patent Division)
Mr. Latdaphone Sirisombath	Deputy Director (Patent Division)
Mr. Phavchith Sisavad	Deputy Director (TM & GI Division)
Ms. Thatsauv Dhithoumma	Technical Officer (Policy and International Affairs)

<オブザーバー>

加藤 範久 氏	JETROバンコク Director
立石 崇晴 氏	JETROバンコク Chief Officer

(2)会合の内容

特許

1)特許審査基準

JIPAより、ラオスでの適切な権利保護のために特許審査基準を開示していただくことを要望した。これに対して、以下の回答があった。

- ①ラオスでは、「実体審査」は実施していない。従って、対応出願の他国審査結果を援用する形式で審査を実施している。すなわち、代理人から他国審査結果の提出を受けて審査を行っている。そして、ラオスの国内法に照らして不特許事由がないかどうかの確認をして、特許付与を実施している。
- ②現在は、二国間協定を締結している国もある。それらの国では、権利化が円滑になっている。なお、協定締結後に実施された出願の方が、規定する書類が整っているため、結果として協定締結前に実施された出願よりも早く特許付与に至ることもある。従って、協定締結前に実施された出願においては、代理人に確認して、必要な書類をご確認頂くと、円滑に審査が進む場合があるのでご対応をお願いしたい。
- ③代理人から提出された他国審査結果が正しいものであるかどうかの確認は公表されているデータベースに基づいて行っているため、不安を感じることもある。この観点から、他国審査結果に関しても、一国ではなく、複数国の結果を確認してから判断するように努めている。
- ④ラオス特有の不特許事由(21条)は、出願人として、ご留意頂きたい。

2)出願・審査基準の電子化

JIPAより、ラオスにおいても出願書類の電子化、システムの導入を検討していただくことを要望した。

これに対して、「e-filing」というシステムが、1年以内に導入予定であり、商標だけではなく、特許、意匠でも導入予定である（カンボジアは商標のみで利用している）という回答があった。

3) 中国における権利化後の認可について

JIPAより、ラオスと中国との間で2018年4月3日に締結された取り決めについて、どういった内容であるか質問をした。

これに対して、日本とのCPGのような制度であり、本制度を利用するためには、対応するラオス出願は必要であり、海外出願の優先権主張期間が徒過した後に、ラオス出願を復活させるような制度はないので、ご留意頂きたいという回答があった。

商標

1) 商標の登録要件

2011年知的財産法によれば、商標の登録要件は、識別性があり、同一の商品またはサービスについての登録商標、著名商標、地理的表示と同一または類似でないこと、商品またはサービスの出所や関連性に関し、混同や誤解を生じさせるものではないこととされている。ただ、類似や混同の考え方は国により様々であり、また先願商標との関連も不明で、内容を理解するには、審査基準が不可欠であると考えている。また2018年5月25日に公示された改正知的財産法によると、立体商標や動的商品の登録が可能となったと理解している。しかし、より詳しい情報が欲しいので、ラオスでの商標登録に関する審査基準の開示を要望した。

これに対して、アセアンには審査の共通ガイドライン

(https://asean.org/?static_post=common-guidelines-substantive-examination-trademarks-first-edition)

があり、ラオスもアセアンの共通審査ガイドラインを参考にしている。また、WIPOのマニュアルも参考にしている。さらに、WIPOのグローバルブランドデータベースも活用している。類似の判断については、多くの国では英語を元に判断しているが、ラオスではラオス語を元に判断している。図形商標については、ウイーン分類を使って調査している。立体商標と動的商品の判断については、さまざまな国で研修を受けたり、先行している国の例を参考にしている。動的商品の判断については、フレームごとの画像で判断している。立体商標については、いろいろな角度からの画像を提出してもらうとの回答であった。

また、2018年の出願件数の数と、立体と動的商品の例について、問い合わせた。

これに対して、2018年の出願件数は2,096件（マドプロ含む）であり、立体商標と動的商品の出願例はない。立体商標と動的商品については、省令および施行規則の詳細を検討しているとの回答であった。

2) 無効審判制度

ラオスで、先に登録された商標を無効にする場合、裁判所に提訴しなければならないとされている。しかし、多くの国では、特許庁がこの役目を担い、無効審判制度を採用し、行政レベルで無効宣告を行っているのが実情である。ラオスでも5年間の商標権不使用取消請求においては科学技術省により決定が出されているものと理解している。よって、無効審判の制度の導入を要望した。

これに対して、無効審判に関しては、今まで要請されたことはない。不使用取消については、知財法7条に6つのオプションがあり、科学技術省に申立てしたり、裁判所に提訴することができる。科学技術省で判断することが多い。過去の事例としては、ラオスの代理店が申請して登録し、権利者が無効を訴えたケースがある。この際は、科学技術省が判断した。新しい法律では、科学技術省以外が判断すべきと考え、裁判所で判断することになった(139条)との回答であった。

これに対して、日本も最終的には裁判所が判断するが、その前に特許庁が判断する無効審判と言う制度があると説明した。

これに対して、裁判所の判断に委ねる前に紛争解決センターで解決することもできる。紛争解決センターの判断に不服があれば裁判所に提訴することができる。また、公開商標について、異議を申立てする制度があるとの回答であった。

3) 模倣品の流入

中国・雲南省からの模倣品の流入は多いのか、その他、中国からの模倣品が問題になっているかどうかの意見を求めた。

これに対して、ラオスは、5ヶ国と国境をもっているが、正確な物流は把握していない。中国からなのか、タイなのかは把握していない。ラオス知財局は輸入についてはデータは無い。税関が持っているという回答であった。

これに対して、日本のアンケート調査によると、模倣品のほとんどは中国から来ているというデータになっていると説明した。

(3) 所感

特許は実体審査をしていないため、二国間協定の利用や他国審査結果を提出する等の対応を通じて、権利化を促進する対応を講じることが肝要であると感じた。(角野)



3.1.3 経済警察局

(1)日時、場所、面談者

日 時：2018年11月26日

場 所：Laos Department of Criminal Police, Economic Division Public
Prosecutors General Office

面 談 者：

Dr. Sisavant Sang Sinsay	Chief of Division (Economic Poloce Dept.)
Mr. Lam Phoun Mhoun Sanit	Chief of Division (Economic Poloce Dept.)
Mr. Olod Vongphacham	Chief of Division (Economic Poloce Dept.)
Mr. Thong Vieng Xavahanh	Chief of Division (Economic Poloce Dept.)
Mr. Pol Maj Oufusavavath	Chief of Division (Office of General Dept.of Police)

Mr. Thepsaban Venmaveog

Mr. Hounphon Samanty

<オブザーバー>

加藤 範久 氏

JETROバンコク Director

立石 崇晴 氏

JETROバンコク Chief Officer

(2)会合の内容

JIPAより予め送付しておいたラオス経済警察局への要望書の内容について議論した。

1)人的資源の強化及び人材の能力向上

JIPAより、ラオスにおける中国からの模倣品の撲滅に向けて、貴機関の尽力を期待するとともに、更なる人的資源の強化及び人材の能力向上について、対応を要望した。

これに対して、まず、現在の組織体制について、以下の回答があった。

①経済警察局の全体で86名である。そのうち、女性は15名である。

②知財を扱う部署は、12名である。そのうち、女性は3名である。

そして、経済警察局(中央レベル)だけではなく、地方レベルで活躍頂いていることも考慮して、今後の組織体制については、総合的に対応していきたいという回答があった。

2)摘発データの公表

JIPAより、ラオスにおいて実際に摘発を行うには、過去の警察による摘発実績把握し、摘発の効果の検証をする必要があるため、ここ数年の摘発データ(摘発件数、押収総数、主な品目)の公開を要望した。

これに対して、摘発した主な品目は、シャンプー、石鹸、歯磨き、酒、調味料(味の

素を含む)、靴、エレベータ(本件は、途中からDIPに引き継いだ)がある。また、巧妙なロゴ模倣品(ex.NOKIAとNOCIA、HONDAとHONGDA)もあるが、刑事事件として取り扱うのが難しいとの回答であった。

また、以下の追加情報を得られた。

- ①日系企業で模倣品被害の大きな企業は、味の素、スポーツブランド企業である。
- ②警察で刑事事件として取り扱えるのは、ブランドのデッドコピー品のみである。雰囲気似せたような「類似品」は、刑事事件で懲罰する対象には該当しない。
- ③DIPとラオス警察の役割分担であるが、DIPは、登録を担当する機関である。加えて、模倣品の調査も実施している。警察の場合は、被害者(権利者)による通報を待ってから対応となる(=親告罪である)。
- ④中国との国境に関する通報の窓口であるが、経済警察も3つのレベル(A:中央、B:地方、C:郡)に分かれている。権利者の所在地や発見場所の立地から最も近い警察に通報をして頂ければ問題ない。

3) 摘発後の処罰について

JIPAより、摘発後の処罰の流れについて公開を要望した。

これに対して、以下の回答があった。

- ①少量の場合:教育で対応する(罰金は課さない)。
- ②多量の場合:検察に起訴頂く。最終的に罰金や懲役の度合いは、裁判所で判断頂くことになる。

(補足)

- ①少量と多量の判断基準は、商業的に取り扱っている(ex.製造している、1億キープ相当の評価価額などの指標を利用)と判断される場合が「多量」に該当する。
- ②裁判となった場合の処理期間であるが、まず、検察で、2~5ヶ月の期間を要する。その後、裁判所で2~5ヶ月を更に要する。結果として、最短でも1年程度を要することになる。裁判期間中は、警察が物品を保管管理する。

4) 消費者啓発活動

JIPAより、消費者啓発活動の強化を要望した。

これに対して、模倣品も本物に近づいてきていると理解しているため、真贋鑑定に関する情報提供については、積極的にお願いしたい(年に2回程度、警察内で模倣品に関する研修会を開催している。)という回答があった。

(3) 所感

模倣品の摘発について、一定の機能を発揮していることが分かった。

一方、警察による摘発は、親告罪に基づくものであるため、権利者は真贋判定方法を含めて、必要な情報を適時適切に提供していくことが肝要であると感じた。(角野)



(1)日時、場所、面談者

場 所： ジェトロビエンチャン会議室

面談者：

山田 健一郎 代表 Representative

加藤 範久 氏 JETROバンコク Director

立石 崇晴 氏 JETROバンコク Chief Officer

JETROビエンチャンより下記の情報入手した。

人民民主共和制、一院制。

ラオ族を始め49民族。

仏教国。宗教に信仰が厚く、温和な人が多く争いを好まない。

親ベトナム。中国の影響が強い。

消費文化が活発になってきているが、大型商業施設はほとんどなく、あっても閑散。

従来型の販売形態、市場が好まれ、冷凍食品が好まれない。

在住者数は、日本人は700～800人。ベトナム人50万人。中国人28万人。

701.3万人（2018年7月）。平均年齢24.5歳。首都ビエンチャンに90.7万人。

1人当たりのGDPは、5,028米ドル。2020年には、6,500米ドルの計画。年間6～8%増加。

民間投資順位は、1位中国(約53億米ドル)、2位タイ(約44億米ドル)、3位ベトナム(約34億米ドル)、日本は6位(約4.4億米ドル)。発電事業への投資額が一番多く、次に鉱業、農業と続く。

赤字収支となっているが徐々に黒字化している。特に、スマートフォンの輸出加工（サムソンへの供給）によるところが大きい。輸出の7割、輸入の6割が外資企業が

担っており、精密関係他、縫製品（米国向けファストファッション）などが多い。

6) 日系企業進出

チャイナプラス1として、縫製業が進出。タイプラス1として、タイの国境へニコン、トヨタ紡織、アデランスが工場設立。また、タイ・ラオス・ベトナムの三国間輸送が普及。12か所の経済特区があり、うち9か所で入居可能。

7) 労働市場

全人口のうち、25歳未満が約52%を占める。出生時平均余命65歳。労働人口（15～64歳）は2015年で410万人。既進出企業の多くは、200～500名規模で周辺の住民を雇用。進出日系企業へのヒアリングによると、ラオスのワーカーの生産性は中国の約60～70%程度。離職率は、5～10%/月程度（最近は5～10%/年程度）。識字率は72.7%。年間実質負担賃金平均は、2,325ドル（カンボジア、ミャンマーと同程度）

8) 中国国境

国境からビエンチャンまでの鉄道建設中。国境の街ボーテンは、マンハッタン並みに高層ビルが立ち並んでいる。

9) 小売市場

日用品から自動車に至るまで、タイ製品が席卷。富裕層は、陸路でタイ側国境のノンカイやウドンタニまで移動して購入。日常的に、タイ放送を視聴し、CMを通して製品が浸透。

10) SWOT分析

① 強み

廉価な労働力（最低賃金122ドル/月）
器用な労働者
若い国民（平均24歳）
安く、安定した電力
豊富な資源（土地、水、鉱物）
ラオス語とタイ語の共通性

② 弱み

希薄な人口（700万人）と離職率
スピード効率の低さ
高い輸送コスト、内陸国
開発権取得のコスト、時間
タイへの出稼ぎ労働（30万人）

③機会

- 投資優遇制度
- 進む経済特区開発
- 増加する個人消費
- インフラ整備（鉄道、道路、ロジパーク等）
- 規制緩和（特にサービス業）
- 越境交通協定、電子通関制度
- 地価の上昇
- 年14～15万人の新労働力供給

④脅威

- 財政赤字と税制改革
- 労働力の取り合い
- 労賃の上昇
- インフラの未整備・管理不足
- 法律の変更、不透明な運用
- 物価上昇（年4～6%）
- 通貨（キープ）高

（3）所感

中国一帯一路政策の影響で、一気にインフラが整うことが予想されるので、アセアン向けの生産地として検討しても良いと感じた。また、インフラ整備により、中国からの模倣品の流通拠点になることは明らかなので、ラオスが小国だからと放置せず、アセアン全体の模倣品対策という観点から、今のうちにラオスに対して模倣品対策を要望しておくことが重要と考える。また、模倣品に関わらず中国からの影響力がますます大きくなることも考えられるので、この点についても情報を収集が必要と感じた。（大久保）



3.2 ベトナム

3.2.1 ベトナム知財研究所 (VIPRI)

(1) 日時、場所、面談者

日 時：2018年11月28日

場 所：VIPRI

面 談 者：

Mr. Nguyem Huu Cam	Deputy Director General
Ms. Do thi Xuan Huong	Director (Expertise Valuation Division)
Ms. Nguen Thi Minh Hang	Director (Research Division)

<オブザーバー>

木 挽 謙 一 氏	JETROバンコク IP Specialist for S.E. Asia
立 石 崇 晴 氏	JETROバンコク Chief Officer

(2) 会合の内容

JIPAより予め送付しておいたVIPRIへの要望書の内容について議論した。

なお、会合に先立ちVIPRI主催の模倣品取締り実務者向けの勉強会に参加し、JIPA及び各参加メンバー企業の模倣品対策等に関するプレゼンテーションと質疑応答を行った。

1) 鑑定人選択に関して

JIPAより、商標、意匠、特許に関する鑑定人の選択、手法の開示を要望した。

これに対し、VIPRIからは、3人の鑑定人と約20名のアシスタントがおり、鑑定内容によってグループ分けされ、アシスタントの選定は専門性にて選定していると回答があった。

また、手法については、アシスタントによる調査、意見書作成、鑑定人による決定、VIPRI幹部による承認のステップがあるとの回答があった。

2) VIPRI研究活動の成果

昨年度の訪問時に、ベトナム経済への影響に関する研究やベトナム企業の研究などを行っていくと提言があったため、成果、及び、今後の進め方について確認した。

これに対し、VIPRIからは、研究結果はVIPRIホームページや、科学技術省にて公開されており、2010年のデータによると特許を多くもっている企業はGDPに4.92%の貢献があるとの回答があった。

3) 教育・研修活動

JIPAより、知財教育・研修活動についての詳細を確認した。

これに対し、VIPRIからは、行政機関、大学、企業、また、それら所属の役職等、対象者に応じて研修内容を変更しており、管理職には知財戦略、権利行使機関につ

いては鑑定についての研修を行っているとの回答があった。なお、1年間の対象人数は約300人。

4) 関連機関との連携

JIPAより、実際に権利行使するには、確立した権利、執行機関、裁判所が有機的に連携する必要があることから、実際に侵害事件が起こった場合、IPベトナムやMSA（市場管理局）や裁判所などと、どのような情報を共有して解決に当たっていくのか確認した。

これに対し、VIPRIからは、VIPRIの鑑定はIPベトナムの結果を参考にしており、鑑定はMSAや裁判所が採用しているため密に連携をとっており、セミナーにも代表的機関から参加してもらっているとの回答があった。

(3) 所感

各機関の能力向上に努めているようだが、まだまだ鑑定や侵害判断は不安定であり、今後も知財力向上に向けた要望が必要との印象を持った。（平子）



3.2.2 知的財産庁

(1) 日時、場所、面談者

日 時：2018年11月28日

場 所：IP Vietnam

面 談 者：

Mr. Nguyen Quang Tuan	Acting Director (Industrial Design Exam.)
Mr. Ngo Viet Thang	Deputy Director (Trademark Exam. Center)
Ms. Tran Thu Ha	Deputy Director (Patent Exam. Center)
Ms. Tran Nguyet Minh	Official (Legislation and Policy Division)
Ms. Do Thi Hanh	Official (Legislation and Policy Division)
Mr. Nguyen Viet Ha	Official (Legislation and Policy Division)
Mr. Nguyen Ngoc Chien	Official (Legislation and Policy Division)
Ms. Nguyen Thi Thu Giang	Official (International Cooperation Division)
他	

<オブザーバー>

木 挽 謙 一 氏	JETROバンコク IP Specialist for S.E. Asia
立 石 崇 晴 氏	JETROバンコク Chief Officer

(2) 会合の内容

JIPAより予め送付しておいたIPベトナムへの要望書の内容について議論した。

特 許

1) 特許審査基準

日本人又は日本企業に帰属する発明がベトナムで生じた場合、ベトナムで第一国特許出願しなければならないが、さらに他国にも出願（第二国出願）する場合、秘密技術に該当しない判断を当局より得なければならないと政府決議されている一方で、秘密技術の対象が明示されておらず不明確な状態であることから、JIPAより秘密技術の対象を開示することを要望した。

これに対し、IPベトナムからは、国防、科学、等が対象と規定されているが、この規定の通達（ガイドライン）は今後決定すると回答があった。

また、秘密技術に該当しないことを当局に求める必要はなく、秘密上問題ある場合には6ヶ月以内にIPベトナムから権利人に通達しているとの情報を頂いた。

2) PPH

ベトナム国家知的財産庁とJPOは、特許審査ハイウェイ試行プログラムを2016年4月1日より実施しており、現在、試行プログラムにおいては、PPHの年間上限件数が100件となっている。

このため、例えば2018年においては4月1日の受付2日後の4月3日に申請件数が

100件に到達し受付停止となっており、実際の要望に対し上限件数が十分でないという問題が発生していることから、JIPAよりPPH件数の上限撤廃あるいは増加を要望した。

これに対し、IPベトナムからは、2016年から2018年までの3年間は実証実験であり評価の最終報告書を2018年12月に作成する予定であり、その中で上限100件についても検討しているとの回答があった。

また、JPOの審査は信頼できる内容であり、PPHの上限緩和あるいは廃止を提案したいが、審査官の人員が不足していること、日本企業からのPPHが特定の分野に偏っていたことを課題にしており、企業に対しPPHの上限を設ける、若しくは、PPHの募集を分割することも検討しているとの回答も頂いた。

その後、PPHの上限が2019年より200件に変更される決定がなされた(特許庁ホームページに掲載)。募集も2期に分割して100件ずつ、募集されるとのことである。

3)職務発明報酬

昨年度JIPAより、特許発明の実施から得た収入の10%や、得られるライセンス料の15%等といった職務発明報酬の最低料率に対する規定について、原則、当事者の合意に基づくものとし、当事者の合意がない場合の最低料率の規定を廃止することを要望しており、これに対し、IPベトナムからは検討するとの回答を得ていることから、検討内容の進捗を問い合わせた。

これに対し、IPベトナムからは、ベトナムの労働者は知財権に対する認識がまだ低く、紛争となった場合に裁判所の判断には何らかの基準が必要であるため、最低料率の廃止はできないとの回答があった。

4)特許権存続期間延長制度

昨年度JIPAより、医薬品の認可期間等を理由に特許発明の実施できない期間があった場合、一定期間を限度として特許権の存続期間の延長登録を認める制度について要望しており、これに対し、IPベトナムからは、TPPの議論では日本とベトナムは積極的に協議を進めており、その中で本件も検討するとの回答を得ていることから、検討内容の進捗を問い合わせた。

これに対し、IPベトナムからは、発展途上国では医薬品を普及させることに努めており、知財制度だけで検討することはできないため、ベトナムで延長制度は導入できないとの回答があった。

意匠

1)部分意匠

意匠は、物品全体の形状等が権利の判断材料となるため、特徴的な部分がほぼ同一でも、他の部分の形態(デザイン)が異なれば、権利侵害と言えない場合があることから、JIPAより、部分意匠制度の導入を要望した。

これに対し、IPベトナムからは、部分意匠については他国からも要望されており、導入を検討しているが、条文を全て見直す必要があり、その検証にも多くの時間が必

要であるとの回答があった。

2) ハーグ協定加盟に向けたスケジュール

JIPAより、現在AWGIPC (ASEAN10ヶ国のアジア知財ネットワーク)にて議論されているハーグ協定加盟に関する具体的なスケジュールについて問い合わせた。

これに対し、IPベトナムからは、ベトナムとWIPOで意見交換が完了し、ベトナム政府に提出する準備を行っている段階であり、関連省庁の同意が得られた後に政府に申請するとの回答があった。

3) 意匠権利範囲 (知的財産法126条)

JIPAより、意匠の権利範囲で規定されている「殆ど異ならない範囲まで及ぶ」について判断基準や事例集があるのかを問い合わせた。

これに対し、IPベトナムからは、通達01の35条1.b、若しくは、33条7.bに記載されており、同じ形、同じ製品、基礎的な箇所が同じ等と定義されており、日本の「重要」という意味でベトナムでは「基礎的」と記載しており実質的に日本と同様であるとの回答があった。

商標

1) 著名商標の保護の強化 (現行法に規定無し)

ベトナムでは裁判所の決定またはIPベトナムの決定に基づき、著名商標の認定が行われ、IPベトナムは侵害、不服申立、取消、異議申立等のケースの取扱において、著名商標の認定が行われているものの、実態としてどのような効力が発生するのか法文上または審査基準としての明記がない。審査実態上は審査時に著名商標の判断を行っているということだが、これが有効に行われるべく、著名商標の取扱について、発生する効力の条文化や、74条の商標不登録事由に外国での著名商標を加えるような著名商標の保護強化について要望した。

これに対し、通達16により著名商標について定められたものであり、ベトナム法の中では、自らが購買することや、メディアで広告がなされるなどの行為があり、ベトナム人の消費者が知っていること(国内著名)を要件とすると定めている。海外での著名商標に対する見解としては、インターネットの発達もあり、一定レベルで浸透しているとも考えられるものの、未だ海外の著名は保護されない。海外の著名性については、今後検討していきたいとの回答であった。

2) 指定商品役務の包括的記載

指定商品役務の包括的記載が認められておらず、これについて包括記載導入の検討を要望した。

これに対する回答として、ベトナムでは具体的な指定商品記載を要求しているが、それほどとられるものではないということだが、逆に具体的に表記しておく、権利行使時に誤解を防ぐことにも役に立つものであるとの見解を得た。

3) 連合商標制度について(知的財産法の4条(19))

連合商標の類似判断は、商標局にとっても負担が多く、また連合商標には不使用商標が多く、第三者の商標選択・使用が制限されるため、制度が廃止されているのが世界の趨勢になっているため、当該制度の廃止を要望した。

これに対する回答として、ベトナムでは連合商標とは所有者が同一で、たとえば、ホンダ社がHONDA〇〇、HONDA××を出願する場合、これを連合商標としている。さらに言えば、出願された商標がHONZAなどの類似商標の場合は、これは連合商標とはしない。別の例でいえば、携帯電話のiPhoneとiPhone Plusは連合関係となる、とのことであった。日本側で想定した連合商標と概念が異なるため、確認のため、識別力ある商標と識別力がない商標の組み合わせが連合商標となるのか確認したところ、その通りであるとの回答を得た。さらに、当該商標制度を存続させることにどういった意義があるのかについて、質問したところ、①連合商標にすると、登録費用が安くなることが権利者にとってのメリットであり、②他の会社に譲渡する場合、全ての関連商標を譲渡しなければならない(紐付けしてまとめて譲渡する。日本の旧法の制度に同じ。)これにより審査官が審査しやすくなることが意義であるとのことであった。

4) 刑事罰の強化

商標権侵害に対する抑止として、刑事罰の強化が不可欠であるが、他国と比較したところ、罰金額はおおよそアセアン平均ということが出来るものの、法人や個人への処罰については、他国との差が大きい。侵害者が再犯を繰り返さないようにするためには、相当の罰則規定が必要であり、罰金額の引き上げ又は身体的拘束の強化を要望した。

これに対する回答としては、刑事罰強化は見直さなければならないものの、当局は刑事処罰や民事裁定を行う機関ではないため、関係機関には伝えておくとの回答にとどまった。

なお2017年改正、2018年施行の新しい規定では、個人の侵害罰金は10億ドン、刑事罰は3年以下の懲役、法人は50億ドンの罰金となっているとのことであった。

5) 無効審判

商標権の無効請求の場合、①登録が法律に違反する、②同一または類似する先行商標が存在する、③登録名義人が登録する権利を有さない場合に限られるものと規定されており、他人の名声にただ乗りする悪意ある商標は無効とする明確な根拠に欠けるため、これを法文上、明確化するよう要望した。

これに対する回答として、ベトナムの登録条件を満たさない条件の中には悪意によるものも不登録事由として含まれていると解釈されているとの回答を得た。

(3) 所感

法文上規定されていることと、運用上行っていることとの乖離があることが問題である。極力これらの乖離を明らかにすべく要望したが、IPベトナム側は運用上で問題解決していきたい意向であると感じた。今回の訪問では検討していく要望と導入しないと

断言された要望とが分かれた。検討していくと回答された要望については今後も注視が必要。(平子、宇野)



3.2.3 JETROハノイ

(1)日時、場所、面談者

日 時：2018年11月28日

場 所：ジェットロハノイ

面 談 者：

阿 部 智 史 氏 事業担当 Director

<オブザーバー>

木 挽 謙 一 氏 JETROバンコク IP Specialist for S.E. Asia

立 石 崇 晴 氏 JETROバンコク Chief Officer

(2)会合での内容

1)概況

ジェットロハノイには年間5,000名くらいの訪問者があり、ベトナムでの制度や投資についてブリーフィングすることが多く、その中でも他の東南アジアに比べてどうかという質問が多い。

答えとしては、ベトナムは3つの点で安定している。

- ①共産党の支配による政治的な安定
- ②民族的要素による安定。53の少数民族あるが、抗争がない。
- ③宗教的要素による安定。ベトナムは仏教国で日本人とも親和性が高い。

2)ベトナムの人口

一人っ子政策により15-19歳の人口のへこみがあるが、年齢構成的には、きれいな三角形の形状となっている。

3)マクロ経済

安定成長を目指しており、2010年以降、GDP成長6%台をキープしている。

過去2010-2011年には高インフレ、金利上昇、貸し渋りにより倒産件数が増え、実体経済が痛手を負ったことがある。この経験により、それ以降は順調に、高成長を目指さず、安定成長を目指すという方向性に変わってきた。

4)経済力比較

前述のように、安定成長を目指すことから、タイ、マレーシアに比べると一歩落ちる。

5)貿易収支

赤字収支となっているが徐々に黒字化している。特に、スマートフォンの輸出加工（サムソンへのサプライ）によるところが大きい。輸出の7割、輸入の6割を外資企業が担っており、精密関係他、縫製品（米国向けファストファッション）などが多い。

6)貿易相手国

輸出は米国、中国、日本、韓国の順。輸入は中国、韓国、日本、台湾の順。

7)直接投資

認可件数や認可金額は2009年以来右肩上がり、世界中から投資が集まる。

日本からの直接投資も一定基準で推移しており、大型PJがあると増加するといった形。今は金額的に小さくなく、理由としては投資の中身が変わってきたためである。つまり従来は製造業中心で、何万人規模の工場設置などが多かったが、最近は十数名から100名程度の投資、またサービス業、ITやコンサルの少人数の投資であるため、金額的に小さくなっている。投資環境が変わってきており、2次産業から3次産業への投資転換がある。

8)FDI認可

2018年は特殊案件があり、日本が一番だったが、従来から韓国の投資が日本の二倍。これはサムソン関連によるものと思われる。

9)ベトナム日本商工会会員企業の推移

2003年386社、2017年は1,753社。バンコクを越えた。

10)在留邦人

2016年で16,145名の登録。常駐者は2万人越える。

北部(ハノイ)ではいい土地が取れない。南部(ホーチミン)は小売が激増

11)訪日ベトナム人

2017年で30万人超え。技能実習生が多い。観光者も増加している。時期的には3-4月が最も多い。

12)マーケット変化

ロワーミドル(可処分所得5千~1.5万ドル)以上~富裕層(可処分所得3.5万ドル超)が4,000万人いる。この3年で一気に近代化・欧米化している。

13)健康面

平均寿命 男性71.3歳、女性80.7歳。

高血圧患者25%、肥満17%、喫煙者47%(男性)

商品サービスの高品質化、ライフスタイルの近代化、健康面での現代化が新たなビジネスチャンスを生んでいる。

14)その他

①オートバイ

オートバイに変わり、電動バイクが増加しつつある。

オートバイに関しては、都市部への乗り入れ規制があり、環境問題、渋滞問題は深刻化している。しかし地下鉄の納期も遅れ、解決しておらず、現時点でオートバイ規制は現実的でない。

②ECサイト

ECサイトは人気が出てきたが、ブランド物は購入されない傾向にある。これは代引き決済取引なので、消費者は商品を見てから購入する。中にはニセモノも多く、サイトにより信頼性が変わる。

③新規ビジネス

Grabがデリバリーサービスを始めた。

フィンテックは始まっているが、中国ほどのスピード感はない。

スポーツに関してはサッカーが人気。TV放映の影響による。次にバドミントン。フィットネス、ヨガ、エアロビなど。カーブスやルネッサンスが進出している。

④中国との関係

中国との関係は政治的に悪い。南沙諸島の領有権も解決していない。

タイやラオス、カンボジアに比べると中国の影響・存在感は小さい。

スマートフォン関連の不況影響は相当に出る可能性あり。

米中貿易戦争を見ながら、いつ矛先が向くかを警戒している。



3.2.4 税関(HO CHI MINH CITY CUSTOMS DEPARTMENT)

(1)日時、場所、面談者

日 時：2018年11月30日

場 所：税関(HO CHI MINH CITY CUSTOMS DEPARTMENT)

面 談 者：

Mr. Le Van Trein Deputy Head (Customs Control & Supervision Division)

Mr. Nguyen Auoc Thang Deputy Head (Customs Enforcement Unit)

Ms. Le Thi Than Ha

Mr. Nguyen Ba Trung

Mr. Nguyen Dong Ho

<オブザーバー>

小林 亜紀 氏 JETROホーチミン Reserch Director

Ms. Dang Thi Ngoc Suong JETROホーチミン Resercher

木挽 謙一 氏 JETROバンコク IP Specialist for S.E. Asia

立石 崇晴 氏 JETROバンコク Chief Officer

(2)会合の内容

1)差し止め実績について

JIPAより、日本企業の差し止めが増えており、大変感謝していることを伝えるとともに、ここ数年間の差し止め総数や、差し止めの多い商品の等の情報提供を要望した。

これに対して、以下の回答があった。

<回答>

・実績

この10年間(2009年～)で、知財違反の件数は50件である。合計の罰金は、38億ドン(≒1,900万円)になる。

50件しか確認できていない理由は、各企業が(ホーチミン税関に)報告をしていない案件があるためであると考えている。

差し止めの多い商品 一般の電化製品、眼鏡フレーム等が多い。

差し止めのプロセス

<パターン1>

①権利者は、通関総局に登録する。

②模倣品と疑われる製品が通関する際に、税関は権利者に連絡する。

③権利者は3日以内に通関可否を連絡する。製品差し止を希望する場合は、権利者は担保金として輸入価格の20%を納付する。仮に製品が正規品であった場合は、損害金として侵害疑義者に支払われる。

＜パターン2＞

通関支局に直接連絡して、差止めを希望することもできる。

（担保金等のシステムは、通関総局の場合と同様である。）

パターン1とパターン2を比較すると、ほぼ全てがパターン1である。ベトナムは、多くの国境があるため、権利者自らが侵害疑義製品を発見するのは困難なためである。

その他 2013年に施行された規程によって、処分的方式が決まった：輸出元に返却するか、ベトナムで処分することになっている。

ベトナムの法律では、模倣品に関わる罰金が1番高くなっている（脱税などよりも高くなっている）。例えば、正規品販売価格の4倍の罰金が科されることがある。

そして、ハノイ、ダナン、ラオカイの各支局間では、定期的な情報交換を実施していないが、データベースや、総局を介して情報共有がされる仕組みになっているという情報を得た。

2) 権利者からの情報提供について

JIPAより、模倣品差止め増大のために、VNACCSを利用した申告のリスク判定に活用できる有効な情報の開示を要望した。

これに対して、まず、手続きの方法の紹介があった。

（電子通関システムVNACCSの手続き）

ベトナム外務省2013年15番の通達で決められた手続きである。以下の4つの書類が必要である。

- ①申請書の提出
- ②知的財産権を保有していることの証明書
- ③真贋の見分け方に関する詳細説明書
- ④（任意）模倣品を輸入する可能性の高い業者の名簿

続いて、具体的な部分について、以下の回答があった。

①通関時には、リスクに応じて、3段階に分類してから、通関させている。

緑：すぐに通関する

黄：書類を確認して、通関する

赤：書類に加えて、実物確認をしてから、通関する

②リスクに応じた分類は、権利者からの情報、通関実績、ベトナム国内での市場管理局における模倣品発生実績等に基づいて、リスク付与を行っている。総局と各局では、密接に情報交換を行っている。

③権利者からの情報として、正規業者を伝える（＝その他の業者は非正規業者）といった情報があれば、もちろん歓迎する。ただし、権利者からそういった情報提供が実施される機会は少ないのが現状である。

④税関は、目安となる価格表を持ち合わせている。それよりも著しく低い価格の場合、リスクが高いものとして取り扱う運用になる。（加えて、権利者からの情報

として、正規品の通関価格があれば、活用される)

3) 国際郵便の取り扱いについて

JIPAより、日本では、模倣品差し止めの9割は郵便小包であることを紹介するとともに、ベトナムにおいても国際郵便の差し止め強化を要望した。

これに対して、国際郵便の上限は、100万ドン(≒5,000円)になっている。従って、ブランド品の模倣品はこのルートでは入ってこないと理解しているという回答があった。また、仮に、上限を超える金額の場合は、通常の通関と同様の手続きに付される(現在の運用でも、確認をしている)という回答があった。

4) 今後の連携について

税関差し止めの増大には、今回のような交流を通して、情報共有することが重要と考えおり、今後も、今回のような交流を続けていくことを要望した。

これに対して、以下の回答があった。

- ①是非、今後も企業との情報交換を実施していきたい。その中では、全体的なセミナーだけではなく、個別企業、個別支局でも情報交換をできれば幸いである。
- ②特に、企業からの真贋判定の研修会が役に立つ。例えば、ヨーロッパ企業はブランドバックの真贋判定の見分け方研修会を実施頂いたりしている。また、日系企業でも、バイクの真贋判定の見分け方研修会を実施頂いた。しかしながら、最近の模倣品は巧妙になってきており、ご教示頂いた真贋判定方法を活用しても、税関の正解率が50%だったりした事例もあったので、引き続き、情報提供を頂きたい。
- ③セミナーを開催する際は、ビデオ録画したり、テレビ会議を開催することも可能である(国際的な会議の場合は、国際協力部とも連携して対応を図ってきたい)。そして、一般メディアを含めて、消費者への周知を図ってきたい。

(3) 所感

模倣品摘発において、税関の差し止めが機能を発揮していることが伺えた。一方で、模倣品が巧妙になっていることもあり、税関職員に対して真贋判定の方法等の情報を積極的に提供していくことが肝要であると感じた。(角野)



3.2.5 市場管理局(MSA)

(1)日時、場所、面談者

日 時：2018年11月30日

場 所：ベトナム商工省市場管理局

面 談 者：

Mr. Nguyen Van Bach	人事局長
Mr. Ha Trung Cang	人事副局長
Mr. Nguyen Thanh Phuong	総務部部長

<オブザーバー>

小林 亜紀 氏	JETRO ホーチミン Reserch Director
Ms. Dang Thi Ngoc Suong	JETRO ホーチミン Resercher
木挽 謙一 氏	JETROバンコク IP Specialist for S.E. Asia
立石 崇晴 氏	JETROバンコク Chief Officer

(2)会合の内容

1)最近の実績データの公表

模倣・海賊品の取締りの実効性を検証するためには、その実績データが不可欠である。MSAの具体的な活動の実績(侵害申立受理件数、取締り件数等)を知ることにより、権利者がより活用しやすくなるため、まずは活動の実績データの公開を要望した。さらに年間の実績データをプレスリリースすることについても要望した。

これに対して、2018年の1-9月までの模倣品案件は4,458件。模倣品の摘発は797件。知財侵害28件や原産地不当表示2件。めがね、薬、家電製品などで、52万個を押収。罰金は490億ドンとのことであった。さらに市場管理局のWebサイトには毎月の摘発情報を含めて、様々な情報を載せており、メディアにも情報発信し、ベトナム全土に流れているとのことであった。

2)模倣品販売地域へのパトロール

ここ数年、MSAにより積極的な市場での啓発活動が行われているが、しばらくするとこれらの市場で模倣品が復活してきているという情報もある。これらの市場に対して、自主パトロールを要望した。またMSAと権利者間で連携し、模倣品対策を行うことについても要望した。

これに対して、MSAではホーチミン市内において、24の区のチームは自分の区域内を担当し、それとは別に5つのパトロールチームは複数の区域を担当し、各チームはホーチミン市外の機関と連携し、また企業や権利者とも連携して行っているという回答があった。ただこれは自発的摘発ではなく、権利者からの申請に基づいて実施するものであるとのことであった。各パトロールチームは自発的に、定期・不定期にパトロール実施しているが、権利者側では、問題発生時に管理局に申請して、スケジュール化し、一緒に摘発することが多いという回答であった。

3) 罰則の強化

模倣業者に対して、再犯を行わせない程度の罰則が必要であり、再犯者に対しては、警察に移送する、もしくは懲罰的な罰金を課すことを要望した。

これに対する回答として、現在再犯をなくするためには次の2つの手段を考えているとのことであった。

①ベトナム法に基づき、罰金レベルも上げる。

②情状が酷ければ警察に移送する。

市場管理局では、事件発生してから対処することになるが、今後は啓発活動として、消費者、製造者に対して、模倣品が自らの生活に悪影響を与えるものであることを伝えていく必要があることも認識しているとのことであった。

4) 国民への啓発活動について

国民に対し、知的財産権の正確な理解のための啓発活動を積極的に行なって頂きたい。また既に知財に関する啓発活動が行われていたら、その具体的な施策について、聞かせてほしいと要望した。

これに対して、国民の啓発活動については、中央政府が主導している389委員会が、模倣対策を行っており、副首相が委員長となり、地方政府は地方の副局長が任命されている。政府の意識は高く、権利者としても市場管理局、税関、経済警察、裁判官に対して、模倣品対策セミナーなどのほかに、ショッピングモールや伝統市場の関係者に対しても、識別方法を伝授してほしい、との回答を得た。

(3) 所感

ホーチミンでは模倣品街・モールがいくつか存在する。市場管理局も問題視し、都度の摘発や啓発活動を行っているが、根絶には至っていない。市場管理局側は、権利者からの要請があれば実施するというスタンスであり、権利者としては、今のところ、市場管理局側に常に情報を与えながら共同で対処していくしかないと感じた。(宇野)





IV. おわりに

今回、団長として2つの訪問代表団に参加させていただき、合計2つのアセアン諸国を訪問させていただきました。中でもミャンマー、ラオスは私にとって初めての訪問地であり、知財関連だけでなく、国の発展状況などを興味深く間近で見させていただき、また現地で働く皆さんの生の声を聞かせていただいたことは非常に興味深く、また貴重な経験を得る機会でした。

昨年も団長として2つの代表団(タイ・ベトナム、インド)に参加させていただきましたが、その国ごとに様々な特徴があり、また様々な課題も見聞きすることができ、現地のこと実は実際に行ってみなければわからないことが多いと実感しました。

知財関連においては、制度のハーモナイゼーションが最初の課題となりますが、所轄官庁に要請をしても何が課題であるのかの理解に時間を要したり、また課題としては認識をするも制度の改善には法令変更の手続きに時間がかかる、といった回答をされることも多くあり、根気強く要請と対話を続けていく必要があると感じます。

また模倣品の対策については、まだまだ市民の模倣品に対する啓発が十分でなく、市場で堂々と模倣品が出回っている状況があるにも関わらず、行政の手が行き届いていない状況があり、この点についても、行政の施策とともに我々企業側の協力も不可欠であると感じました。

欧米と比較して、また発展著しい中国をはじめとした東アジアと比較しても、アセアン諸国・インドに関しては、知財関連の制度・行政の課題は多くあると実感します。今後もJIPAとして会員企業が現地への進出、現地での企業活動を支援できるよう、情報の収集から、制度の改善、模倣品対策の強化等、継続していければと思います。

今回の訪問代表団でも現地行政各機関とのコミュニケーションやロジスティックの手配等、JETRO、JICAの皆さんに大変お世話になりました。今後も良好なコミュニケーションをお願いするとともに、多くのご尽力に感謝したいと思います。ありがとうございました。

またアジア戦略プロジェクトメンバーの皆さんも各企業での日常業務の傍ら、訪問代表団への参加のために、課題の整理とともに要請事項のまとめ、および現地語への翻訳作業などの事前準備から訪問代表団時の現地での実務、および本報告書のまとめ作成等、多くの作業を遂行していただきました。皆さんのご努力の上に本プロジェクトの活動が成り立っていると実感いたします。ありがとうございました。今後とも、会員企業の事業活動に資するJIPA活動へのご協力をよろしくお願いいたします。

2019年6月吉日

JIPA常務理事/アジア戦略プロジェクトサブリーダー

池村 治

－ 資 料 編 －

要望・質問書(日本語仮訳)

(1) ミャンマー	
教育省	90
(2) マレーシア	
マレーシア国内取引・消費者省(MDTCA)	94
税関	96
知的財産公社(MyIPO)	97
(3) ラオス	
税関	102
知財局	104
経済警察局	106
(4) ベトナム	
ベトナム知財研究所(VIPRI)	107
知的財産庁	109
税関	115
市場管理局	117

ミャンマー知的財産制度に関して議論したい事項

一般社団法人日本知的財産協会

I. 全般

1. 知財四法案の成立状況

知的財産関連の法案を早期に成立させるよう切にお願い致します。

(背景)

意匠法、商標法、特許法、著作権法の知的財産法が2018年を目標として成立予定とお聞きしております。また本年8月に法案が議会に説明されたとお伺いしております。

知的財産権は、国際社会において分野を問わず、重要な問題として注目を集めております。先進国と新興国の双方にとって強力なツールとなる知的財産権に対する認識が高まりを見せるにつれて、アセアン各国の創造性を活用・保護・推進することが重要となっております。貴国においても知的財産法が成立されることで日本の企業が安心して貴国への投資を増やし、進出することの促進につながります。

そこで、知的財産関連の法案を早期に成立させるよう切にお願い致します。

2. 知的財産庁の設立と審査体制

・特許、意匠、商標の出願は早期の実質的な審査が行われ権利の安定的な確保がなされることを強くお願い致します。

・新法下での出願受付前(遅くとも1月前)迄に、関係規則やガイドラインの公表をお願い致します。

・審査部のみならず、審判部との二部構成となることをお願い致します。

(背景)知的財産法の成立後に、貴国において知的財産庁が設立されると期待しております。知的財産庁が早期に設立され、機能を遂行するためには、適切な知的財産庁職員の確保や研修を行い、迅速な審査が行われるようにすることが必要です。

また、特許、意匠、商標といった知的財産法の安定性が確保されるためには方式審査や付与前異議申し立てだけではなく、実際に特許庁の審査官が実体審査を行うことが重要です。

その上、権利化された特許等の安定的確保を維持するために一人の審査官に審査を任せるのではなく、審査に不服が出た場合、複数の人間で審査を行う審判部の設立も重要です。

そこで、第一に特許、意匠、商標の出願は早期の実質的な審査が行われ権利の安定的な確保がなされることを強くお願い致します。第二に、審査部のみならず、審判部との二部構成となることをお願い致します。

3. WTO ルールの適用に関して

WTO ルール、特に TRIPS 協定第 28 条「与えられる権利」に関して規定していただくようお願い致します。

(背景)

知的財産権分野においては、貴国は、1995 年1月1日の世界貿易機関(WTO)の成立当初からの加盟国であり、2015 年 12 月 16 日に TRIPS 協定改正議定書を受諾しているとお聞きしております。これにより、貴国内の対応に猶予期間はあるものの、TRIPS 協定を含む WTO のルールに従った知的財産制度を整備しなければならないことになっております。

そこで、貴国における知的財産法において、WTO ルール、特に TRIPS 協定第 28 条「与えられる権利」に関して規定していただくようお願い致します。

4. 日本の企業の協力体制

JIPAをはじめ国内外の企業が貴国の知的財産庁などの関連部署に協力できる体制をつくり、定期的な意見交換ができるようにすることをお願い致します。

(背景)

JPO、JETRO、JICA等の協力を得て知的財産法の成立が間近だと認識していますが、これらの知的財産法の利用者の多くは企業体となります。国内外の企業のニーズに基づいた法整備を行うことにより、知的財産の保護に積極的な国として国際的に認識され、投資も活発になることが予想されます。

JIPAは日本における最大の知的財産に関するユーザー企業の集まりです。

今後、知的財産法を貴国内において円滑に運用できるようにするために、JIPAをはじめ国内外の企業が貴国の知的財産庁などの関連部署に協力できる体制をつくり、定期的な意見交換ができるようにすることをお願い致します。

5. 商業省変更後における協力関係の継続性

知的財産法の制定時に知的財産権の所管官庁を商業省へ変更されとのことを聞いております。所管官庁が商業省へ変更された場合にも、これまでの実務や、JPOなどとの協力関係が継続されるようにしていただくようお願い致します。

II. 商標制度

1. 法制度に関する情報公開、データベースの構築

商標法制定の機会にアクセス性が良く、更新頻度の高いデータベースの整備の準備をお願い致します。

(背景)

商標法においては、例えば、一商標多区分出願制度の導入、実体審査内容の詳細、無効審判制度や異議申立制度の導入、出願・更新の料金体系、民法や刑法に記載された規定との整合性等について、関心があり是非公表をお願い致します。

また、商標は貴国国民の出願も多いと考えられ、その確認のためにも誰でも見ることができるデータベースが重要となります。

また、異議申立や無効審判といった制度を導入するにあたり、常に状況が更新されているデータベースが必須となります。

そこで、商標法制定の機会にアクセス性が良く、更新頻度の高いデータベースの整備の準備をお願い致します。

2. 登録法により登録済の商標のスムーズな引き継ぎ

権利者にとってわかりやすく円滑な移行となるよう制度制定をお願い致します。

(背景)

既に多くの日本企業が登記により、商標を登録しております。引き継ぎに関する商標の申請者のみ新商標として登録されるのか、新商標として登録される条件や審査はどのようになるか、権利者として高い関心を持っております。従来の登記による商標がそのまま新商標法制度に引き継がれるわけでは無く、商標登録が必要な者は猶予期間中に申請する方式になる可能性があるとも伺っております。

そこで、権利者にとってわかりやすく円滑な移行となるよう制度制定をお願い致します。

3. 外国のみの著名商標の対応

・外国で著名な商標の保護、つまり他人が出願しても商標として登録されない、誤って登録されても無効にできる制度を導入して頂きたいと思います。

・著名商標の判断の考え方、認定されるための方法等の公表もあわせてお願い致します。

(背景)

第三者が外国の著名な商標を先回りして勝手に出願し、それを用いて営業を行うという事例がみられます。このような事態は、商標を先回りして取得された企業に損害を与えるのみならず、そのような商標がついた商品を購入した一般消費者にも損害を与える場合があります。また、自社の商標を先回りして取得された場合、その企業はその国への投資を控えることも考えられ、投資に対する障害ともなります。このような先回りの商標取得事例に対して、一般的に、法的対抗手段をとることは困難です。日本におきましては、外国で著名な商標も一定の要件の元で保護されています。外国で著名な商標を保護することは知的財産の保護に積極的な国として国際的に認識され、評価が高くなり、投資も活発になることが予想されます。

つきましては、貴国においても、外国で著名な商標の保護、つまり他人が出願しても商標として登録されない、誤って登録されても無効にできる制度を導入して頂きたいと思います。

また、著名商標がどの範囲で保護されるのかが事前に予測できれば、企業にとって商標出願の必要性の判断に役立つと考えます。つきましては、貴国における著名商標の判断の考え方、認定されるための方法等の公表もあわせてお願い致します。

4. マドリッドプロトコルへの加盟

貴国民にとっても外国企業にとっても、マドリッドプロトコルは非常に有益な制度であり、是非早期の加盟をお願い致します。

Ⅲ. 特許制度

1. 早期の実質的な審査が行われ、権利の安定的な確保がなされること

・審査官および登録官の人員の確保をお願いします。

・JPO など他国の審査結果を活用する等の施策をお願い致します。

(背景)

特許の安定性が確保されるためには、実際に特許庁の審査官や登録官が実体審査を行うことが重要です。一方で、「ASEAN10 年間戦略的経済協力ロードマップ 2016-2025」に掲げられているように、特許審査には迅速性も求められています。

このように、短期間で実質的な審査が行われるようにするために、審査官および登録官の人員の確保をしていただくと共に、JPO など他国の審査結果を活用する等の施策を御検討いただくことをお願い致します。

2. 特許協力条約に加盟すること

早期にPCTに加盟し、PCT経由で貴国へ特許出願できるようにすることをお願い致します。

(背景)

現在の特許法のドラフトでは、貴国が特許協力条約(PCT)に加盟した後に、PCT経由で貴国へ特許出願できるようにするとの記載があると伺っています。

JIPA会員企業は、PCT経由で貴国へ特許出願できるようになれば、かなりの利便性を感じるようになります。また、貴国の知的財産庁においても、WIPOのサーチ結果を審査に活用することができるため、メリットがあるものと考えます。

そこで、早期に PCT に加盟し、PCT 経由で貴国へ特許出願できるようにすることをお願い致します。

3. 出願人の自発的な分割出願の機会が確保されること

出願人が自発的に、1つの出願から、出願当初の明細書の記載内容に基づいて、複数の分割出願をすることができる運用となるようにお願い致します。

(背景)

特許請求の範囲に発明の単一性の要件を満たさない発明を含む場合のみならず、出願当初は特許請求の範囲には記載されていないが、明細書又は図面に別発明が記載されている場合、当該別発明も出願によって公開されるので、公開の代償として一定期間独占権を付与するという特許制度の趣旨からすれば、これらの発明に対してもできるだけ保護の途を開くべきです。このような制度運用は、JPO を含め、主たる知的財産庁において採用されており、国際調和の観点から貴国においても、採用することが好ましいものと考えます。

また、このような分割出願の機会を設けることは、貴国における特許出願件数の増加に寄与し、貴国の知的財産庁のプレゼンスを増大させることができるものと考えます。

そこで、出願人が自発的に、1つの出願から、出願当初の明細書の記載内容に基づいて、複数の分割出願をすることができる運用となるようにお願い致します。

以上

マレーシア国内取引・共同組合・消費者省 MDTCC において議論したい事項

一般社団法人日本知的財産協会

1. 再犯防止

日頃、多くの日本企業の模倣品摘発を行っていただき非常に感謝しております。模倣品が撲滅されれば、貴国の消費者の安全を守れるだけでなく、貴省の人員を貴国の本来の発展のために動員できることにもなります。

近年、模倣品の再犯例が多く報告されております。模倣品撲滅には、再犯防止が極めて重要です。貴国の法律では、訴追した場合、「一模倣品あたり、個人に対して 10,000 リンギット(約 27 万円)の罰金若しくは 3 年以下の禁固、または併科」という厳しい罰則を課しております。この罰則は、再犯防止には、十分な罰則だと考えております。また、初犯の段階で厳しい処分をすれば、再犯を防止することができます。

そこで、積極的な訴追、初犯のみならず、再犯した場合にも、積極的な訴追を行っていただき、侵害の規模に関わらず全件訴追することを要望します。

また、スムーズな訴追判断のために、押収金額や押収点数などにより、訴追の条件を明確にして頂くことも要望します。

2. 押収リストの提供

権利者は、摘発後に民事訴訟を行うことを検討します。民事訴訟を行うか否かの判断材料として、摘発時の押収数が必要です。

そこで、摘発の押収リストの提供を要望します。

また、処罰結果についても、民事訴訟を行うか否かの重要な判断材料になりますので、処罰結果の提供も要望します。

3. 意匠権侵害の対応

模倣品は、商標権侵害→意匠権侵害→特許権侵害という流れで形を変えていきます。貴国に置いても、意匠権侵害が増えてきております。貴省が消費者の安全を守るために模倣品の摘発をしていることは認識しております。意匠権侵害品も、消費者が本物と模倣品を間違える可能性が非常に高く、消費者の安全を脅かします。

そこで、現在貴省に置いては、商標権侵害のみを摘発対象にしていますが、消費者の安全確保と言う観点で、意匠権侵害も摘発対象にすることを要望します。

4. 特許権、意匠権の刑事罰の追加

刑事訴追は取引表示法、価格統制法及び価格統制令、光ディスク法、著作権法に基づくものは定められているが、その他の知的財産に関する刑事訴追は認められていない。一方、日本では著作権のみならず、特許権、意匠権、商標権等の知的財産権で刑事罰が科せられている。

近年の模倣品は主に商標権や意匠権が多くみられ、更に特許権の模倣品も見られるようになってきた。これら権利の刑事罰が科せられない状況では、日本企業が模倣品を取り締まることを困難にしている要因の一つである。

そこで、著作権以外の知的財産権(商標権、意匠権、特許権)にも刑事訴追ができるようにすることを要望します。

5. インターネット対策

近年インターネットの普及により、インターネットのよる模倣品の販売が増加しております。インターネッ

トでの販売は、販売者の居所を見つけるのが難しいなど、摘発が非常に難しくなっております。

そこで、インターネットでの模倣品販売に関する対策強化と権利者との連携を望みます。

また、既に対策されていることをご教示下さい。

6. インターネットショッピングサイトへの指導

貴国には、LAZADA など有名なインターネットショッピングサイトが複数あります。残念ながら、これらのインターネットショッピングサイトには模倣品が多数存在しています。権利者は、ショッピングサイト上で模倣品を見つけると、当該サイトに対し、模倣品の出品リンク削除を依頼しております。

しかし、模倣品の出品リンクが非常に多く、リンク削除されたのに再度模倣品を出品する出品者も多いことから、消しても消しても無くならない状況です。これを解決するには、インターネットショッピングサイトが、模倣品の出品者に対する罰則を厳しくすることが必要です。

そこで、インターネットショッピングサイトに対し、模倣品の出品リンク削除の受け付けをするだけでなく、模倣品販売を繰り返すなど悪質な出品者の ID を取り消す等の厳しい規則を作るように指導することを要望します。

また、模倣品削除依頼を受け付けるシステムさえも無いショッピングサイトもあるので、ショッピングサイトに模倣品削除の申し立て受け付けを義務化させる規則を作ることも要望します。

7. 税関との連携強化

模倣品対策として、水際対策は極めて重要です。しかし、貴国の税関の模倣品差止めは無いに等しい状況です。これは、税関が、本来の業務が忙しい上に、知財の模倣品処理に関する権限が少ないのが原因かと考えております。

そこで、差止め後の模倣品処理の権限を持つ貴省が税関と連携して、水際差止めを強化することを望みます。

以上

マレーシア税関にて議論したい事項

一般社団法人日本知的財産協会

1. 商標権等の登録制度の新設

税関は1976年商標法第70C条～第70D条で知的財産権に関する取締りを行うことになっており、侵害又は模倣の疑いのある商品の職権で差押えられる権限を有すると理解しております。

しかし、現在、職権差押えはほとんど行われておらず、権利者が事前に、模倣品の輸入に関する詳細情報を添えて、税関の商標登録官に申立てを行わなければなりません。この情報を事前に入手することは極めて困難であるため、税関での模倣品差押えは極めて難しいものになっています。

ASEANの他国は商標等の権利者が事前に税関に自分たちの権利を登録する制度があり、その制度によって模倣品の輸入差押えがされています。

そこで、税関における商標等の登録制度を設けていただくことと、権利者からの包括的申立てを受けて付けて、職権での模倣品差押え強化を要望します。

2. 税関差押え手続における刑事罰と行政処罰の導入

権利者の申立てにより、税関が輸入される模倣品の輸入を阻止、差押えし、その後、権利者が侵害訴訟(民事訴訟)を提起し、それにより差押物品の没収、廃棄することとなっています。

しかし、民事訴訟は時間や費用(弁護士費用、証拠保全費用等)など、権利者にかかる負担が極めて大きなものになっています。そのため、権利者は対費用効果で数量が少ない模倣品に関して輸入を阻止できなくなります。模倣品輸入業者は一括大口輸入から分割小口輸入に切り替え模倣品を輸入するので、水際取り締めりは困難となります。

そこで、貴関での職権差止を強化すべく、税関差止手続きにおいて刑事罰や行政処罰が導入されるよう、関係各所に働きかけていただくことを要望します。

3. MyIPO との連携

近年、模倣品は同一商標だけではなく、類似商標を付しているものや、デザインのみを模倣したものなど、様々な態様で見つかっています。貴国の一般消費者はこれらの模倣品を真正品あるいは廉価版ブランド品と誤認して購入します。

しかし、一般消費者や税関職員等が真性品と模倣品を見分けることは商標等の類否判断などの専門的な知識が必要であり、きわめて困難であると認識しております。

そこで、税関の職権差押え時の商標等の類否判断について商標等の審査機関であるMyIPOと連携することを要望します。

4. 啓発活動の活性化

模倣品が輸入されたり、製造されたりする理由は、一般消費者が貴国内でこれらの模倣品を購入したいという需要があるからです。究極な話、模倣品の需要がなくなれば、模倣品の供給もなくなることになります。

しかし、模倣品は真正品と異なり、粗悪であったり、危険性があつたりするので、消費者に間違った認識を与えることも考えられます。

そこで、模倣品輸入の減少、模倣品市場の消滅のために、一般消費者に対し模倣品の危険性や違法性、模倣品が市場の健全な発展を阻害していることなどの知的財産権保護の重要性について啓発活動強化することを要望します。

このよう活動は我々もできる限り協力したいと考えております。

以上

マレーシア知的財産制度に関して議論したい事項

一般社団法人日本知的財産協会

I. 特許

1. 修正実体審査手続きの簡素化(前回の要望と同じ)

2007 年の両国特許庁長官間の覚書により、修正実体審査制度を利用する際に提出が求められる特許公報の翻訳に対する「認証」が不要となりました。しかし、翻訳者及び出願人による宣言書が必要で、この翻訳者の署名については「公証」が依然として必要です。

この「公証」には時間と費用を要しますので、この「公証」も不要としてさらなる手続きの簡素化を要求いたします。

2. 修正実体審査における請求項の合致

修正実体審査において、他国で登録された請求項と同一の請求項である必要がある。

しかし、日本の登録特許にマレーシアで特許を受けることができない発明が記載されている場合(例えば、プログラムクレームが含まれている場合)、審査基準「第7章 修正審査 3. 実体要件 3.3.3」には「前記3.3.2に拘らず、特許出願のクレームと付与されている特許のクレームの間の大きな相違が修正審査の下で認められる又はむしろ必須でさえある場合がある。例えば、マレーシア法に基づいて特許を受けることができない外科術による人体の処置の方法に対するクレームは、他所で付与されている特許において認められるといえども、マレーシア特許出願に含まれてはならない。」とあります。実務上は特許を受けることができない発明を削除するとマレーシア出願と外国特許の間の不一致で拒絶されることが散見されます。

そこで、実務上においても請求項に保護対象違反の発明が含まれていても削除すれば同一と見なすことを要求いたします。

また、修正実体審査において他国の請求項以外の明細書はどこまで同一にしないといけいないのかと言う基準があれば教えてください。

3. 在外者や遠隔居住者に対する OA への応答期間の延長制度

マレーシア特許規則の改正により(2011 年 2 月 15 日施行)、審査報告書への応答期限が、発行日より 3 ヶ月から 2 ヶ月に短縮されました。マレーシア特許法 30 条によると、延長は 1 回に限り承認を受けることができます。しかし、在外者や遠隔居住者も 2 ヶ月の応答期間に応答する必要があり、延長の場合には審査官の職権による「承認」が必要です。

そこで、手続書類の翻訳に時間を要する在外者や書類のやり取りに時間を要する遠隔居住者に対して、応答期間を元の期間(3 ヶ月)に戻すことを希望します。

更に起算日を「発行日」ではなく、「送達日」から変更することを要求いたします。

応答期間を延長することを要求いたします。

4. 公開制度にもとづく公開公報の発行と新規性判断

公開制度は採用されておりますが公開公報は所定の手数料を支払わないと発行されないと理解しております(特許法 34 条)。

しかし、公開公報が無料で自動的に発行されないと、審査の遅延により出願された発明の内容が長期間公表されない場合があり、そのため企業活動を不安定にし、また重複研究、重複投資を招くという弊害があります。

また、かかる公開公報が新規性判断時の先行技術(特許法 14 条(2) (b))に該当しないとすると、たとえ先願が公開される前に出願された後願であってもその内容が先願と同一内容の発明である以上さらに公開しても、新しい技術をなんら公開するものではありません。このような発明に特許権を与えることは、特許制度の趣旨からみて妥当ではありません。

そこで、公開公報の自動的な無料発行とそれが新規性(特許法14条(2)(b))判断時の先行技術へ追加されることを要求いたします。

5. 特許審査経過の全公開

特許の審査経過などの書類について、オンラインで閲覧可能な資料と裁判所の命令を得ない限り閲覧できない資料があると認識しています。例えば、特許権者の記載、出願の書誌事項、明細書等の情報は閲覧できるが、拒絶理由の応答書類や審査結果に関わる書類については裁判所の命令が必要であると把握しています。

拒絶理由の応答書類や審査結果に関わる書類などは、特許の有効性を検討したり出願人の主張が禁反言の原理に反しているかどうかを検討したりする上で非常に重要な書類です。特許の有効性を第三者が検討し易くすることは、特許侵害訴訟の濫用を防ぐことにもつながります。

そこで、上記の書類で営業秘密等が含まれないものについては、裁判所の許可を得ることなく、オンラインで誰でも自由に閲覧できることを要求いたします。

6. 無効審判制度の導入について

マレーシアにおいては、成立特許に対して第三者が知財公社不服を申し立てる機会がなく、高等裁判所に特許無効の訴えをする必要があります。

しかし、いきなり裁判を必要とするのは、訴訟費用などの観点からも負担が大きくなります。また、知財公社の審判官が特許性を判断したほうが適法にスムーズに行えると考えております。

そこで、知財公社にて特許の成立性について再度争えるように、他国と同様に無効審判制度の導入を要求いたします。

7. 特許権、意匠権の刑事罰の追加

刑事訴追は取引表示法、価格統制法及び価格統制令、光ディスク法、著作権法に基づくものは定められているが、その他の知的財産に関する刑事訴追は認められていない。一方、日本では著作権のみならず、特許権、意匠権、商標権等の知的財産権で刑事罰が科せられている。

近年の模倣品は主に商標権や意匠権が多くみられ、更に特許権の模倣品も見られるようになってきた。これら権利の刑事罰が科せられない状況では、日本企業が模倣品を取り締まることを困難にしている要因の一つである。

そこで、著作権以外の知的財産権にも刑事訴追ができるようにすることを要求いたします。

II. 意匠

1. 公開延期制度の導入

早期権利化は出願人にとって望ましいことではありますが、一方で、意匠の模倣は容易であり、公報に意匠図面が掲載されることにより、製品発売以前に当該意匠が模倣行為に晒される等の弊害ももたらします。また、発表前或いは発売前の製品に関する意匠が公に知られた場合、消費者が次期機種発売を待って現行機種を買い控える等、企業の製品販売戦略に影響を及ぼすこともあります。以上のような弊害があっても、先願主義である以上、先願の地位を確保するために一日も早い意匠出願手続が必要であり、デザイン開発競争の激しい昨今においては、早期出願の必要性は重要性を増しており、出願人が出願日を遅らせることで公報掲載を調整することはできない状況にあります。ビジネス環境やデザイン開発環

境と意匠保護制度の調和を図ることは、内国人の出願奨励につながるものと思料されます。

そこで、出願人の申請に基づいて、登録意匠の公報掲載を延期できる制度の導入をお願いします。

尚、インドネシア、EU などにおいては、公報掲載自体を延期できる制度、日本においては、意匠図面の公報掲載を延期できる制度(書誌事項のみ公報に掲載)が設けられています。

2. 部分意匠制度の導入

独創的なデザイン創作を施した工業商品は消費者の購買意欲を助長しひいては自国産業の発展に寄与することは貴国も含め各国共通の認識と考えます。その独創的なデザイン創作の保護制度として通常の意匠制度より創作の特徴部分を強く保護する制度として部分意匠制度があります。

貴国では部分意匠制度が導入されていないため、独創的な創作をした者への保護が不十分であり、いわゆる”いいとこ取り”をした追従デザインの実施を容認することとなりかねません。このことは独創的なデザインの創作、権利化や実施化をする者の意欲を損なうことにもなりかねません。

欧米諸国、韓国、オーストラリア、日本では部分意匠制度を通常の意匠制度と並存して導入しており、日本では全出願件数の約 38%を部分意匠出願が占めるほどユーザーの関心度が高いものです。

貴国においても更なる独創的なデザイン創作の奨励や保護強化による自国産業の発展のためにも部分意匠制度の導入を希望します。また、部分意匠は実際に保護されていると聞いていますが、制度の透明性を確保するために法制度化を希望します。

3. 実体審査プロセスの制定

貴国では、現在方式審査のプロセスにおいて実体審査が行われております。出願人の立場としては、方式審査に意見書などで反論する機会が保証されておらず、実体審査の結果に対する反論ができない場合があります。

つきましては、方式審査とは別に意見書の提出の機会を保証した実体審査プロセスの制定を希望いたします。

但し、審査期間が延び審査滞貨が増加することは出願人にとって不利益となるため、実体審査プロセスの制定においては、合理的な審査期間となるようにご配慮頂きたく併せてお願いします。

4. 拒絶査定不服審判制度の導入

マレーシアには審判制度がないため、拒絶査定に不服がある場合は、高等裁判所に訴える必要があります。しかし、いきなり裁判を必要とするのは、訴訟経済などの観点からも負担が大きくなります。

よって、再度知財庁にて審理できるように、拒絶査定不服審判制度の導入を希望します。

5. 無効審判制度の導入

マレーシアにおいては、登録された意匠に対して第三者が特許庁に不服を申し立てる機会がなく、高等裁判所に意匠登録無効の訴えをする必要があります。しかし、いきなり裁判を必要とするのは、訴訟経済などの観点からも負担が大きくなります。

よって、再度知財庁にてその成立性について争えるように、他国と同様に無効審判制度の導入を希望します。

6. 新規性喪失例外規定の拡充（意匠法 12 条(3)）

意匠はユーザーの製品購買決定要因としてのウェイトが大きく、当該意匠が市場の需要に適合するかどうかの調査(展示、見本の頒布等)は製品開発に重要ですが、昨今、製品開発期間の短縮・市場のグローバル化が進み、試作品の展示や発表が急遽行われるケースも増加しており、公知前に意匠出願手続を完了することが困難な状態が生じています。また、当初は製品として採用予定のなかったコンセプトモデルが、展示或いは発表の際に高評のため後日採用決定されることもあり、このような採用予定のない意匠までを逐一管理し意匠出願することは、出願人の負担を重くするものと言えます。デザイン開発の実態

と意匠保護制度の調和を図ることは、内国人の出願奨励につながるものと思料されます。

よって、新規性例外規定の適用対象が、「第三者による意思に反する公表」、「博覧会」に限定されていますが、「インターネットへの掲載、展示会への出品、製品発表や発売等により自ら当該意匠を公知にした場合」においても適用を受けられることを要望いたします。

尚、日本、欧州共同体などにおいても、上述のような自らの行為による公知が新規性喪失例外規定の適用対象とされております。

7. 「マストマッチ」(must match)の保護除外の見直し（意匠法3条(1)）

意匠に関する審査においては、各国とも概ね、機能にのみ基づく意匠、すなわち「マストフィット」(must fit) (例えばボルトとナットの勘合部分のように他の物品に結合されるために他の物品の形態に依存することが必要な形態)は登録対象から除外する傾向にあります。

一方、「マストマッチ」(must match) (例えば自動車の車体パネルのように、デザイン上一体として統合されるために他の物品の形態に依存することの必要な形態)に該当するデザインが施されているものは、多くの国で意匠登録が認められております。しかし、貴国ではデザインの一部ではあるものの独立しデザイン性が高いものまで「マストマッチ」を理由に拒絶となる事例が多く見られます。

このような環境の下、スペアパーツの類似品またはこれらの複合製品(組合せ意匠)等が急増し、メーカーにとっては自由かつ公正な事業活動が阻害されて弊害となっています。

そこで、意匠の定義(意匠法3条(1))において、意匠法の保護対象となる「意匠」に含まれないものが列挙されておりますが、このうち「(b) (ii) 意匠の創作者が、当該物品がその不可分の一部を構成することを意図している他の物品の外観に依存するもの」(マストマッチ)の削除を要望いたします。

また、以前はマストマッチの拒絶理由を多く受けていましたが、最近はあまり拒絶理由を受けていません。マストマッチの運用を教えてください。

8. 出願から6年経過の年金納付

出願から6年経過すると登録査定が無くとも年金を納付する必要があります。意匠権として権利が確保できないのであれば、登録後の年金納付とすることを要求します。

9. ハーグ協定ジュネーブアクトへの加盟

現在 AWGPIC にて議論されているハーグ協定加盟に関し、具体的なスケジュールをご教授下さい。

10. 審査基準の公開

貴国においては、実体審査が行われているのですが、審査官間による審査のバラツキを懸念しております。

そこで、典型的な審査の結果を共有頂き、審査基準としてまとめ、公開頂けるよう要求します。

III. 商標

1. マドリッド協定議定書へ加盟

制度も確立され安定的に運用されているマドリッドプロトコルに加盟することにより、外国における商標権の取得を簡易かつ迅速に行うことが可能となり、内国人の出願奨励、権利保護の強化にもつながると思料いたします。

現在、マドプロ加盟に向けた準備を進めていると伺っておりますが、その進捗状況をご教授下さい。

2. 著名商標の保護

貴国においては、パリ条約・TRIPs 協定に沿った形で、貴国内で著名である商標の保護を商標法で規

定しています。しかし、第三者が外国の著名な商標を先回りして出願し、それを用いて営業を行うという事例がみられます。このような事態は、商標を先回りして取得された企業に損害を与えるのみならず、そのような商標がついた商品を購入した一般消費者にも損害を与える場合があります。また、このような事例に対して、一般的に、法的対抗手段をとることは困難です。

日本におきましては、外国で著名な商標も一定の要件の元で保護されています。

つきましては、貴国においても、外国で著名な商標の保護規定（商標として登録されない・無効となる）を導入して頂きたいと思います。

また、著名商標がどの範囲で保護されるのかが事前に予測できれば、企業にとって商標出願の必要性の判断に役立つと考えます。

つきましては、貴国における著名商標の判断の具体的なガイドラインや、認定された著名商標のリスト等の公表もあわせてお願いします。

3. 一出願多区分制度の採用

ビジネスの現状を鑑みますと、商品分類（区分）を跨いだ形で複数の区分を指定した権利化が必要なケースが多くなっております。貴国においてそのような商標を権利化する場合には、当該商標について一区分毎に出願しなければならないことになり、それは出願人に負担が大きく、管理も煩雑になっております。また、このような一出願一区分制度を採用している国は、他にタイ、ブラジル等ございますが、中国、インド、シンガポール、台湾、香港等にも見られるように、一出願多区分制度に変更するのが世界の趨勢となっております。

従いまして、一出願一区分の制度を改正し、一出願多区分の制度の採用をお願いします。

4. 出願時における宣誓書提出義務の廃止（商標規則 18 条、90 条）

貴国においては、商標の出願時において公証認証済みの宣誓書（STATUTORY DECLARATION）の提出を義務付けています。依然として宣誓書の提出を義務付けている国が他の東南アジア諸国においてみられるところではありますが、これは出願にとっては負担であり、また貴国での方式審査においても負担となるものです。出願人の負担軽減及び貴国における審査負担の軽減の観点から、出願時における公証済みの宣誓書の提出義務を廃止することをお願いします。

5. 連合商標制度の廃止

貴国商標法 22 条では、同一出願人に関わる商標が相互に同一または誤認混同を引き起こすほど類似し、同一または類似の商品・役務に出願・登録されているときは連合商標として認定するという連合商標制度について規定されていますが、連合商標には不使用商標が多く、第三者の商標選択・使用が制限されるため、制度が廃止されているのが世界の趨勢になっています。ASEAN 諸国のフィリピンやインドネシアでは連合制度はなく、シンガポールでは 1995 年に廃止されました。

従いまして、連合商標制度の廃止をお願いします。

以上

ラオス関税局において議論したい事項

一般社団法人日本知的財産協会

(1)税関の人的資源の強化及び人材の能力向上

ラオス税関で、商標侵害品と著作権侵害品について、職権で差止めできるように法改正したことを、高く評価しております。ご認識の通り、ラオスは、中国と国境を接しており、中国からの模倣品が現在も流入している事実があります。この事実は貴国の発展に悪影響を及ぼすばかりでなく、日本企業の貴国での活動も阻害しております。このことは貴国での雇用減少にも直結する重要な問題で有と考えております。従いまして、貴国における中国からの模倣品の撲滅に向けて、貴機関の尽力を期待するとともに、更なる人的資源の強化及び人材の能力向上について、対応を希望します。

(2)税関押収の実績データの公表

ラオス税関に税関登録制度があることは認識しており、税関登録を検討している日本企業も多くあります。しかしながら、税関登録するには、税関による水際取締りの実効性を検証する必要があり、この検証には押収の実績データが不可欠であると考えております。よって、押収の実績データの公開を希望します。

(3)法改正後の手続きについて

新関税法に伴う手続きについての公開を希望します。

1) 権利者への連絡

税関の職権での差止め後、何日以内に権利者に連絡があるのでしょうか？

また、権利者としては、この連絡の際に、真贋判定するために十分な情報(輸入者情報、品目、数量、写真、輸入申請価格)が必要であり、これらの情報の提供を希望します。

2) 権利者からの回答期限

税関から連絡を受けた権利者は、何日以内に真贋判定をすればいいのでしょうか？

3) 差止め物品が、模倣品だった場合の手続き

税関が職権で処分するのでしょうか？それとも、従来通り、権利者が訴訟を提起する必要があるのでしょうか？現状、模倣品は小口化が進んでおり、権利者がその都度訴訟を起こすことは極めて非効率であり、権利者が模倣品差止めには消極的になる可能性があります。よって、税関が職権で処分することを希望します。

4) 担保金

差止め物品が、模倣品だった場合、権利者は担保金を払う必要があるのでしょうか？権利者は被害者であるわけなので、模倣品の管理費用や廃棄費用などの経費は、模倣品輸入者の負担とすることを希望します。

(4)意匠の差止め

現在の法律では、職権で差し止めるのは、商標法違反と著作権法違反の物品だけど認識している。しかし、近い将来、意匠法違反についても、職権で差し止めるように財務省通達で規定する聞いているが、具体的にいつ頃から可能になるのかご教示をお願いします。

(5)権利者との協力

権利者は、模倣品差止めに必要な情報について、積極的に提供したいと考えています。
具体的に、どのような情報が有効なのかご教示願いたい。

(6)消費者啓蒙活動

模倣品を無くすためには、消費者に対して模倣品の危険性を教育し、模倣品を買わないようにすることが重要と考えます。税関において、今まで消費者啓蒙活動をしたことがあるのか？もしくは今後する予定があるのかご教示お願いします。

また、権利者も、消費者啓蒙活動に協力したいと考えておりますので、今後消費者啓蒙活動を行う予定があれば、ご連絡頂ければと思います。

以上

ラオス知財局にて議論したい事項

一般社団法人日本知的財産協会

全般

(1)権利者や権利者団体との交流を通じた立法、仕組み構築

ラオスでは、隣国タイや中国との経済交流が盛んで、貿易も多く、2020 年までに後発開発途上国から脱却するという目標の下、様々な経済改革がなされていると伺っています。知的財産制度、特に実際の商取引に直接影響する商標制度の確立は、経済発展のためには必須であり、公正で安全な市場を整えることこそ経済発展の基礎になるものです。

立法や運営について、諸外国の意見も取り入れながら、自国として経済成長していけるよう、パブコメの導入や、積極的な知財交流を要望します。

商標

(1)商標の登録要件

2011 年知的財産法によれば、商標の登録要件は、識別性があり、同一の商品またはサービスについての登録商標、著名商標、地理的表示と同一または類似でないこと、商品またはサービスの出所や関連性に関し、混同や誤解を生じさせるものではないこと、とされています。

ただ、類似や混同の考え方は国により様々であり、また先願商標との関連も不明で、内容を理解するには、審査基準が不可欠であると考えております。

また 2018 年 5 月 25 日に公示された改正知的財産法によると、立体商標や動的商標の登録が可能となったと理解しています。

貴国での商標登録に関する審査基準の開示を要望します。

(2)無効審判制度

ラオスで、先に登録された商標を無効にする場合、裁判所に提訴しなければならないとされています。しかし、多くの国では、特許庁がこの役目を担い、無効審判制度を採用し、行政レベルで無効宣告を行っているのが実情です。貴国でも 5 年間の商標権不使用取消請求におきましては科学技術省により決定が出されているものと理解しております。

無効審判の制度の導入を要望します。

(3)模倣品の流入

中国・雲南省からの模倣品の流入は多いでしょうか？その他、中国からの模倣品が問題になっているかどうかご教示頂きたく存じます。

特許

(1) 特許審査基準

日本国特許庁より貴国においても特許審査基準を策定したことを聞いています。

貴国での適切な権利保護のために特許審査基準を開示していただくことを要望いたします。

(2) 出願・審査書類の電子化

企業活動のグローバル化により各国にて効率的な出願・審査環境を整えるために電子出願システムの導入が進められています。ASEANにおいても多くの国が電子出願システムを導入済み、若しくは、導入予定となっております。

貴国においても出願書類の電子化、システムの導入を検討していただくことを要望いたします。

(3) 中国における権利化後の認可

貴国と中国との間で2018年4月3日に締結された取り決めについて、「特别是老挝对中国发明专利审查结果予以认可(特にラオスは中国の特許審査結果をもって認可する)」という文言があります。

この文言は、貴国と日本との間でのCPG(Cooperation for Facilitating Patent Grant)のように日本登録後のファミリーラオス出願に対する認可のような制度でしょうか。それとも、貴国にファミリー出願がなくとも中国の特許認可があれば貴国での権利化が可能であるということでしょうか。詳細な情報をお聞かせください。

意匠

(1)部分意匠制度の導入

部分意匠制度について、知的財産法特許法に明文規定を設けていただきますよう、お願いします。

(2)存続期間の起算日について

2018年5月25日改正知的財産法により、商標権の存続期間の起算日が登録日から出願日に変更になりました。意匠法でも同様の改正が行われる予定があるのかどうか、ご教示頂きたく存じます。

以上

ラオス警察にて議論したい事項

一般社団法人日本知的財産協会

(1)人的資源の強化及び人材の能力向上

ラオスは、中国と国境を接しており、中国からの模倣品が現在も流入している事実があります。この事実は貴国の発展に悪影響を及ぼすばかりでなく、日本企業の貴国での活動も阻害しております。このことは貴国での雇用減少にも直結する重要な問題で有ると考えております。従いまして、貴国における中国からの模倣品の撲滅に向けて、貴機関の尽力を期待するとともに、更なる人的資源の強化及び人材の能力向上について、対応を希望します。

(2)摘発データの公表

ラオスにおいて、模倣品差止めを検討している日本企業は多くあります。しかしながら、実際に摘発を行うには、過去の警察による摘発実績把握し、摘発の効果の検証をする必要があります。よって、ここ数年の摘発データ(摘発件数、押収総数、主な品目)の公開を希望します。

(3)摘発後の処罰について

摘発後の処罰についてご教示をお願いします。

罰金の算定方法、懲役刑の有無、摘発から処罰決定までの所要時間。

上記について具体例があれば開示を希望します。

(4)自主パトロール

権利者の目的は、摘発ではなく、模倣品を無くすことです。また、警察としても、模倣品全てを摘発する労力も非常に大きくなります。よって、模倣品が販売されている可能性が高い地域をパトロールし、これらの地域で模倣品が売られなくなる活動をして頂くことを希望します。権利者としても、模倣品が販売されている地域の情報を提供することは可能ですし、また、パトロールに同行しその場で真贋判定することも可能です。

(5)消費者啓蒙活動

模倣品を無くすためには、消費者に対して模倣品の危険性を教育し、模倣品を買わないようにすることが重要と考えます。税関において、今まで消費者啓蒙活動をしたことがあるのか？もしくは今後する予定があるのかご教示をお願いします。

また、権利者も、消費者啓蒙活動に協力したいと考えておりますので、今後消費者啓蒙活動を行う予定があれば、ご連絡頂ければと思います。

以上

3.VIPRI

ベトナム VIPRI にて議論したい事項

一般社団法人日本知的財産協会

1. Case study of the IP dispute

商標、意匠、特許に関する鑑定人の選択、手法など、具体的な事例で教えてください（別表の件数についても教えてください）

2. Out put of annual report about economy, IP issue and Vietnam company

昨年度訪問したときに、ベトナム経済への影響に関するアニュアルレポートやベトナム企業の研究などを行っていくと伺いました。

その後、どのような成果が出て、今後どのように進めていくのか、お聞かせいただけますようお願いいたします。

3. IP Education training

知財啓発活動といっても、職員向け、企業などの知財関係者向け、国民向けなどに分かれ、それぞれ内容も質も異なるものと考えます。

どういった人を対象に、どんな内容に対して注力しているのかをお聞かせいただけますようお願いいたします。

4. Consulting of IP application, infringement and enforcement

実際に権利行使するには、確立した権利、執行機関、裁判所が有機的に連携する必要があります。実際に侵害事件が起こった場合、NOIP や MSA や裁判所などと、どんな情報を共有して解決に当たっていくのでしょうか。具体的事例を交えてご教示いただきたく、お願いいたします。

【別表】

鑑定結果に関するデータを教えていただけますようお願いします。

(累計)

	全体件数	侵害と鑑定した件数	非侵害と鑑定した件数
特許			
意匠			
商標			
著作権			

(2017 年)

	全体件数	侵害と鑑定した件数	非侵害と鑑定した件数
特許			
意匠			
商標			
著作権			

(2016 年)

	全体件数	侵害と鑑定した件数	非侵害と鑑定した件数
特許			
意匠			
商標			
著作権			

以上

1. NOIP

ベトナム知的財産庁にて議論したい事項

一般社団法人日本知的財産協会

特許

(1) 特許審査基準

日本人又は日本企業に帰属する発明が貴国で生じた場合、ベトナムで第一国特許出願しなければいけません。さらに他国にも出願(第2国出願)する場合、秘密技術に該当しない判断を当局より得なければならないと決議されています。

一方で秘密技術の対象が明示されておらず不明確な状態となっています。昨年お伺いしたときは、国防に関する技術であるとのことでしたが、具体的に分かるよう、秘密技術の対象を開示していただくことを要望いたします。

(2) PPH

ベトナム国家知的財産庁と日本国特許庁は、特許審査ハイウェイ試行プログラムを2016年4月1日より実施していますが、現在試行プログラムにおいては、PPHの年間上限件数が100件となっています。

このため、例えば2018年においては4月1日の受付後4月3日に申請件数が100件に到達し受付停止となっており、実質的にPPH申請ができていないという問題が発生しています。

そこで、PPH件数の上限撤廃あるいは増加していただくことを要望いたします。

(3) 職務発明報酬

特許発明の実施から得た収入の10%や、得られるライセンス料の15%等といった職務発明報酬の最低料率に対する規定について、原則、当事者の合意に基づくものとし、当事者の合意がない場合の最低料率の規定を廃止することを昨年度要望しました。

これに対し、NOIPからは検討したいとの前向きな意見を頂きました。

検討内容について進捗があればお聞かせください。

(4) 特許権存続期間延長制度

特許発明の実施できない期間があった場合、一定期間を限度として特許権の存続期間の延長登録を認める制度について昨年度まで要請してきました。

これに対し、NOIPからはTPPの議論では日本とベトナムは積極的に協議を進めており、その中で本件も検討したいとの回答を頂いています。

検討内容について進捗があればお聞かせください。

商標

(1) 著名商標の保護の強化(現行法に規定無し)

ベトナムでは裁判所の決定または NOIP の決定に基づき、著名商標の認定が行われ、NOIP は侵害、不服申立、取消、異議申立等のケースの取扱において、著名商標の認定が行われているものの、実態としてどのような効力が発生するのかが法文上または審査基準としての明記がないものと考えます。また、貴国知的財産法 4 条(20)では周知商標について、74 条(2)(h)では不登録事由として著名商標についてそれぞれ規定されているものの、4 条(20)も 74 条(2)(h)もベトナム国内での周知・著名であり、外

国での周知・著名を対象とはしていません。

昨年度の協議の場で、審査実態上は審査時に著名商標の判断を行っているということでしたが、これが有効に行われるべく、著名商標の取扱いについて、発生する効力の条文化や、74 条の商標不登録事由に外国での著名商標を加えるような著名商標の保護強化を要望いたします。

(2) 漢字・片仮名の識別性

貴国では、ベトナム知的財産法 74 条2(a)漢字や片仮名は、識別機能が無いということで単体では登録されず、他の識別力の有る要素との組み合わせの場合だけ登録され、この場合でも漢字、片仮名部のみでは排他権が発生しないとされています。昨年 の訪問時に、アルファベットを振るなどして使用形態を工夫してほしいとの回答を得たが、企業のブランド管理上、そういった対応を行うことができる権利者はほとんどいないものと考えます。漢字や仮名文字とアルファベットを併記するのがよいということであれば、そういったものでも権利行使の上では何の影響もないことを、実施細則その他国の規定により明確にさせていただくことを要望します。

(3) 指定商品役務の包括的記載

貴国においては指定商品役務の包括的記載が認められておりません。例えば本体商品とその付属品に同一商標を使用する場合、出願人は当該付属品に該当する多くの商品を個別に列挙しなければならず、大きな負担となっております。多くの先進国において、指定商品役務の包括的記載は認められる傾向にあります。

昨年 の訪問時に、一部商品には認めるものの、すべて認めるのは困難で、具体例を示すことも困難という回答をいただきました。しかし、商品のライフサイクルが非常に早く、次々と生まれる新しいカテゴリーの商品(VR 機器、EV 関連機器、AI 搭載機器など)に対処していくには、一定レベルで既存の商品の概念を包括化し表記できるようにしておくのが、登録官庁としての責務であると考えております。

包括記載導入の検討を要望いたします。

(4) 連合商標制度について(知的財産法の 4 条(19))

貴国知的財産法の 4 条(19)では、同一出願人に関わる商標が相互に同一または誤認混同を引き起こすほど類似し、同一または類似の商品・役務に出願・登録されているときは連合商標として認定するという連合商標制度について規定されていますが、連合商標の類似判断は、商標局にとっても負担が多く、また連合商標には不使用商標が多く、第三者の商標選択・使用が制限されるため、制度が廃止されているのが世界の趨勢になっています。

連合商標制度の廃止をお願いします。

(5) 刑事罰の強化

商標権侵害に対する抑止として、刑事罰の強化が不可欠であると考えております。

他国と比較したところ、罰金額はおおよそアセアン平均ということが出来ますが、法人や個人への処罰につきましては、他国との差が大きいと考えております。

	日本	中国	ベトナム	タイ	マレーシア
罰金額	3億円以下の罰金(法人) =USD2.7M	違法所得の5倍以下	5億ドン(250万円) =USD22,000	40万バーツ以下の罰金 =USD12,500	10万リンギット以下の罰金 =USD25,000
懲役	10年以下の懲役	7年以下の有期刑	2年以下の禁固 または 1年以下の懲役	4年以下の懲役	3年以下の懲役

侵害者が再犯を繰り返さないようにするためには、相当の罰則規定が必要であり、罰金額の引き上げ又は身体的拘束の強化を望みます。

(6) 知財庁手続費用の簡略化

貴国の商標法では、出願手続を行う際、同一分類であっても商品・役務の記載数により費用が嵩む仕組みとなっており、例えばハウスマークの出願等の場合では必然的に商品・役務記載が多くなるため費

用が増大することとなり、それは出願人に大きな負担となっております。また、このような同一分類内に記載した商品・役務の数によって知財庁手続費用が増加する費用体系を採用しているのは他に、ASEAN 諸国ではございません。

従いまして、出願時の知財庁手続費用において、同一分類であれば商品・役務の記載数にかかわらず均一料金とするようお願いします。

(7)無効審判

商標権の無効請求の場合、①登録が法律に違反する、②同一または類似する先行商標が存在する、③登録名義人が登録する権利を有さない場合に限られるものと理解しています。このうち①の登録が法律に違反するものとは、すなわち商標の登録要件を満たさないものと理解しますが、これによれば、他人の名声にただ乗りする悪意ある商標は無効とする明確な根拠に欠けるのではないかと考えています。法文上の明確化を要望します。

(8)権利満了後の再登録(知的財産法 74 条(2)(h))

2006 年 7 月 1 日施行の貴国知的財産法の 74 条(2)(h)の規定によれば不使用取消し以外の理由で権利満了等した商標は 5 年間登録できません。この規定は、他人の商標権が消滅してもその消滅以前における使用により信用が市場に残存している場合があり、かかる他人の登録商標と抵触する出願商標の登録を認めこれが使用されたとき両者間に出所の混同を生ずる場合があることを想定して、そのような出願商標の登録を禁止して出所の混同を防止するために設けられたものと思います。この信用の残存期間については、世界的にみても 1 年が主流であり、ASEAN 諸国においても 1 年間かまたはこのような規定すらないのが現状です。

従いまして、この期間を 1 年程度に短縮することをお願いします。

(9) 商標審査基準の作成状況、公開

審査官同士の審査を統一させるための審査基準があるのかどうか教えていただきたく、もしあるのであれば公開していただくことをお願いします。

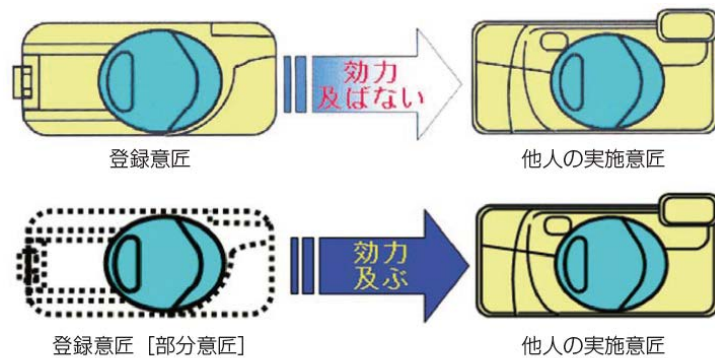
(10) 審査後の異議申立

多くの国では出願⇒審査官による審査⇒異議申立の順である。本来登録されるべきでない商標の多くが審査官による審査段階で拒絶され、一方、異議申立がなされる件数やそれによる拒絶率は審査官審査による拒絶に比べ相対的に少ないので、出願人としては出願～前期審査段階の期間で登録可否の帰趨を知ることが出来る。これに対し、異議期間が先にあると、前記した審査官による審査と異議による拒絶(数)率の違いからみて折角異議で大丈夫であっても審査で拒絶される例が少なくないことが懸念されるため、登録可否認識に要する期間が実質的に出願～審査に異議期間が加えられてしまうため、長期化するというデメリットが発生する。また、一方、出願商標と同一又は類似の登録商標を既に有している第三者にとっても、異議申立の機会が審査官による審査に先立って設けられているため、審査が先に存在すればそこで審査官によって当然に拒絶されるような商標出願に対しても念のため異議申立を掛けざるを得ないこととなる。そこで、多くの国と同じく審査官による審査を経た後に異議期間が設けられている制度にして頂きたいをお願いします。

意匠

(1)部分意匠

意匠は、物品全体の形状等が権利の判断材料となるため、特徴的な部分がほぼ同一でも、他の部分の形態(デザイン)が異なれば、権利侵害と言えない場合が出てきます。



特許庁 HP より

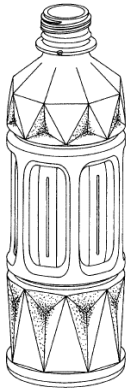
そこで、このような模倣を防止すべく、日本法では部分意匠制度が導入されています。

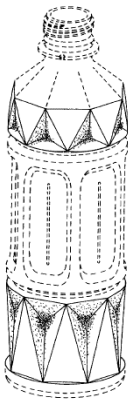
例えば、事例1及び2のように、日系企業は、意匠の特徴部分で、他社が容易に変更しにくい部分を取り上げて出願することを実行しています。

(事例1)

全体意匠	登録番号	1568234
	意匠に係る物品	乗用自動車
部分意匠	登録番号	1568237
	意匠に係る物品	自動車用フロントバンパー
部分意匠	登録番号	1568235
	意匠に係る物品	乗用自動車
部分意匠	登録番号	1568236
	意匠に係る物品	乗用自動車

(事例2)

全体意匠	登録番号	1270905
	意匠に係る物品	包装用瓶
		

部分意匠	登録番号	1270270
	意匠に係る物品	包装用瓶
		

特に、事例2のように、意匠の特徴部分が「部品」の単位に分解ができない場合にも、部分意匠により模倣を防止することが期待できます。

アセアン諸国においても、シンガポール等、部分意匠制度が導入されている国もございます。是非、貴国でも導入をご検討頂きたく、よろしくお願い致します。

(2) ハーグ協定加盟に向けたスケジュール

現在AWGPIC(ASEAN10ヶ国のアジア知財ネットワーク)にて議論されているハーグ協定加盟に関し、具体的なスケジュールをご教示ください。

(3) 公開延期制度又は秘密意匠制度の導入

出願人の申請に基づいて、登録意匠の公報掲載を延期できる制度又は秘密意匠制度の導入(知的財産法特許法への明文規定)を改めてお願いします。

(4) 意匠の権利範囲 (知的財産法126条)

意匠の権利範囲は、「殆ど異ならない範囲まで及ぶ」と規定されています。「殆ど異ならない範囲」の判断基準や事例集がありましたら、ご教示頂きたく存じます。

(5) 権利存続期間の延長(知的財産法93条4項)

権利存続期間が意匠登録日から15年と定められていますが、これを少なくとも20年に延長して頂けますよう、改めて法改正をお願いします。

(6) 新規性喪失例外規定の拡充(知的財産法65条4項)

新規性喪失例外規定の適用対象が、「第三者による意思に反する公表」「学会発表」「博覧会」となっております。加えて、「インターネット、展示会、製品発表等にて自ら製品発表した場合」においても当該条文の適用を受けられるよう、法改正を改めてお願いします。

(7) 意匠出願での「特徴の記載」の任意化 (103条)

権利範囲を限定することに繋がる恐れがある為、必須の記載項目となっている「特徴の記載」の任意化をお願いしたい

以上

ベトナム税関において議論したい事項

一般社団法人日本知的財産協会

(1)差止め実績について

近年、貴機関において、日本企業の差止めが増えており、大変感謝しております。この状況に鑑みて、税関登録を検討する日本企業が増えております。しかし、最終的には、多くの日本企業が、税関から提供される差止情報がないので、税関登録を躊躇しております。よって、貴機関のここ数年間の差止め総数や、差止めの多い商品の等の情報提供を希望いたします。また、これらの情報は、多くの人にとって関心があり、また、税関の成果でありますので、年間の実績をプレスリリースすることも検討して頂ければと思います。また、できれば、これらの実績を税関毎(ホーチミン、ハノイ、ダナン、ラオカイ等)に公表して頂くことを希望します。

また、差止め後の処罰について、罰金の算定方法についてもご教示願えればと思います。

(2)権利者からの情報提供について

ベトナム税関では電子通関システム VNACCS を運用中で、税関登録している権利の真贋判定情報は同システムに入力されており、機械的なリスク分析を用いた侵害疑義品発見に利用されていると認識しております。しかし、模倣品差止めが増えたとはいえ、まだまだ市場には多くの模倣品が溢れております。よって、模倣品差止め増大のために、VNACCS を利用した申告のリスク判定に活用できる有効な情報についてご教示をお願いします。

なお、日本税関でも、ベトナム税関と同様の電子通関システム NACCS を使用しておりますが、2017 年度には 30,627 件の知財侵害事案の輸入差止めを行っています。

(3)国境の差止めについて

ベトナムは、中国と長い国境を接しており、模倣品の密輸も多いと認識しております。しかしながら、ラオカイでは、地元住民が徒歩で堂々と模倣品を中国から運んでいる状況であります。これについては、対応は難しくないと思いますので、差止め等の対応を希望します。

また、密輸についても、国境が広いので、どこを通過してベトナムに入るか特定することは難しいかもしれません。しかしながら、例えばホーチミンなど大都市に貨物を運ぶ場合は、主要の道路を通過して運ぶことは明らかなです。よって、これらの主要道路で、抜き打ち的にチェックポイントを設置し、トラックの貨物をチェックする等の対応を希望します。

(4)国際郵便の取り扱いについて

今後国際郵便での模倣品流入がますます主流になると考えます。日本では、模倣品差止めの9割は郵便小包であります。ベトナムにおいても同様だと思いますので、国際郵便の差止め強化を希望します。

(5)啓発活動について

模倣品が無くならないのは、需要が貴国内にあるからです。従って、消費者である貴国民に対し、模倣品の害について教育することが、模倣品撲滅に繋がると考えます。日本企業もできる限り協力したいと考えておりますので、貴国民に対する積極的な啓発活動を希望いたします。

(6)今後の連携について

税関差し止めの増大には、今回のような交流を通して、情報共有することが重要と考えております。よって、今後も、今回のような交流を続けていくことを希望します。また、どういう連携が有効なのか、例えば真贋判定セミナーが有効なのか、他にもっと有効なものがあるのかご教示願えればと思います。

以上

ベトナム商工省市場管理局(MSA)において議論したい事項

一般社団法人日本知的財産協会

(1)最近の実績データの公表

模倣・海賊品の取締りの実効性を検証するためには、その実績データが不可欠であると考えております。貴機関の具体的な活動の実績(侵害申立受理件数、取締り件数等)を知ることにより、権利者による貴機関の利用が増加するものと考えております。従いまして、貴機関における活動の実績データの公開を希望します。また、実績データは、多くの人が望む情報であり、また、貴局の成果でもあります。よって、年間の実績データをプレスリリースすることも望みます。

(2)模倣品販売地域へのパトロール

ここ数年、ハノイのドンサン市場やホーチミンのベンタイン市場の経営者や市場内の店舗に対するセミナーを行ったことを非常に高く評価しております。セミナー直後には、模倣品の数が減ったという報告も入っております。しかし、最近の情報によると、これらの市場で模倣品が復活してきているという情報も入ってきております。よって、これらの市場に対して、自主パトロールをして頂くことを希望します。

また、自動車部品やスポーツ用品などの模倣品は、上記の市場でなく、別の地域に集中して販売されております。これらの地域についても、自主パトロールして頂くことを希望します。権利者としても、模倣品が売られている市場の情報等、貴局にとって有用な情報を提供することも、場合によってはパトロールに同行しその場で鑑定する等ことも可能です。よって、今後とも、市場管理局と権利者間で連携し、模倣品対策を行うことを希望します。

(3)罰則の強化

模倣品を無くすに、再犯を無くすことが極めて重要です。再犯を無くすためには、再犯を行わせない程度の罰則が必要です。よって、再犯者に対しては、警察に移送する、もしくは懲罰的な罰金を課すことを希望します。

(4)国民への啓発活動について

模倣・海賊品の問題は、生産者や輸出入業者、そして消費者自身が「知的財産権の侵害行為」についての正確な理解をする事が重要と考えております。貴国におきましても、知的財産権の侵害行為であるとの認識無しに行なわれているケースも有ると伺っております。従いまして、貴機関におきましても、貴国民に対し、知的財産権の正確な理解のための啓発活動を積極的に行なって頂きたいと存じます。

尚、既に貴機関又は他機関におきまして、知財に関する啓発活動が行なわれておりましたら、その具体的な施策について、お聞かせ頂きたいと存じます。

以上

| 禁転載複写 |

資料第491号 2018年度アジア訪問代表団報告

(非売品)

2019年6月24日発行

編集者 一般社団法人 日本知的財産協会
2018年度アジア戦略プロジェクト
発行所 一般社団法人 日本知的財産協会
〒100-0004
東京都千代田区大手町2丁目6番1号
朝日生命大手町ビル18階
電話 03-5205-3321 (代)
URL <http://www.jipa.or.jp/>
印刷所 若葉印刷株式会社